茨木市災害廃棄物処理計画

資料編

令和２年 11 月

茨木市

目次

1 過去の災害における事例等 1
1.1 組織体制 1
（1） 東日本大震災（平成 23 年 3 月） 1
（2） 熊本地震（平成 28 年 4 月） 7
（3） 関東・東北豪雨（平成 27 年 9 月） 11
1.2 災害廃棄物処理に係る広報 13
（1） 熊本地震（平成 28 年 4 月） 13
（2） 関東・東北豪雨（平成 27 年 9 月） 21
1.3 損壊家屋の解体撤去 22
（1） 東日本大震災（平成 23 年 3 月） 22
（2） 熊本地震（平成 28 年 4 月） 26
（3） 平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）（平成 30 年 7 月） 32
1.4 仮置場の設置 34
（1） 阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月） 34
（2） 東日本大震災（平成 23 年 3 月） 37
（3） 熊本地震（平成 28 年 4 月） 41
（4） 関東・東北豪雨（平成 27 年 9 月） 45
1.5 収集運搬 48
（1） 東日本大震災（平成 23 年 3 月） 48
（2） 熊本地震（平成 28 年 4 月） 50
（3） 関東・東北豪雨（平成 27 年 9 月） 54
1.6 高齢者世帯等要配慮者に対する戸別収集 56
（1） 概要 56
（2） 対象世帯の把握・事業の周知に関する実施方法 56
（3） 収集運搬の実施方法 58
1.7 その他特別な対応が必要なものの手順例 60
（1） 廃家電 60
（2） アスベスト 62
（3） PCB 含有廃棄物 66
（4） 思い出の品・骨とう品 68
（5） 太陽光パネル 69
1.8 過去の災害廃棄物処理実行計画の内容 70
2 災害廃棄物処理初動期対応に係るリスト類（ひな形） 71
（1） 被害状況チェックリスト（収集運搬車両） 73
（2） 被害状況チェックリスト（溶融施設） 75
（3） 必要資機材及び保有資機材リスト 86
（4） 初動対応時の業務リスト　（茨木市災害廃棄物処理計画　図表 2-4 及び 2-5 を参照） 87
（5） 通常業務のうち優先すべき業務リスト 95

3 市民への啓発広報に係る平時の取組事例 97
(1) 堺市 97
(2) 横浜市 100
(3) 浜松市 101
(4) 松本市 102
4 廃棄物処理施設一覧 105
4.1 大阪府内の一般廃棄物処理施設 105
(1) 焼却施設（溶融施設含む） 105
(2) 粗大ごみ処理施設 107
(3) し尿処理施設・汚泥再生処理センター 108
4.2 近隣府県の産業廃棄物処理施設 109
(1) 大阪府内 110
(2) 兵庫県内 123
(3) 京都府内 136
(4) 奈良県内 145
(5) 和歌山県内 150
5 大阪府市町村支援マニュアル 159
(1) 災害規模による災害廃棄物処理対応及び広域連携 159
(2) 大阪府及び近畿地方環境事務所職員の役割 160
6 災害廃棄物の撤去等に係る連携 165

1　過去の災害における事例等

1.1　組織体制

（1）　東日本大震災（平成 23 年 3 月）

①　概要

市町村における発災直後の廃棄物処理の最大の課題は、「通常のごみ・し尿の処理体制を速やかに復旧すること」と「膨大な災害廃棄物等の発生に対して、その処理のための方針を策定し、実施体制を構築すること」であり、これらを同時並行で迅速に進める必要があった。

独自に廃棄物の処理処分を実施できる体制を構築していた自治体であっても、災害廃棄物等の処理に伴い発生する業務は、災害廃棄物等の撤去、損壊家屋等の解体・撤去、収集運搬ルートの設計、仮設の処理施設の計画・発注、処理及び再生利用等、担当職員が通常時には携わることのない業務がほとんどであり、業務量も莫大なうえ、こうした業務に対応できる土木系・建築系職員が廃棄物担当部署にはほとんどおらず、その確保に苦慮した。また、職員自身も被災したほか避難所対応等もしている状況で対応しなければならなかった。

自治体の組織体制は、次のように整備された。

【災害廃棄物等の処理担当部署の組織体制（例）】

自治体名	組織体制
岩手県	平成 23 年 3 月 25 日　災害対策本部支援室にがれき・廃棄物対策チームを設置 平成 23 年 5 月 2 日 資源循環推進課内に災害廃棄物対策特命チームを設置 10 人 平成 24 年 4 月 1 日　廃棄物特別対策室を設置
宮城県	平成 23 年 3 月 14 日　震災廃棄物処理対策検討チームを設置　4 班体制 29 人 平成 23 年 4 月 1 日　震災廃棄物処理対策検討チーム　5 班体制　49 人 平成 23 年 9 月　　震災廃棄物対策課を設置
仙台市	環境局組織内の分担を変えて対応 平成 23 年 5 月震災廃棄物対策室を設置（当初専任 13 人、兼任 39 人）
いわき市	土木課が津波堆積物の撤去・集積、仮置場確保を担当 環境整備課が内陸部震災廃棄物を担当（平成 24 年度災害廃棄物処理業務統括 4 人、災害廃棄物処理担当 3 人、損壊家屋等解体撤去プロジェクトチーム 11 人、基礎解体撤去プロジェクトチーム 9 人）

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

災害廃棄物等は原則として、一般廃棄物として市町村が収集、処理処分を行うが、沿岸部の多くの市町村では、壊滅的な被害により、災害廃棄物等の処理が困難であったため、県内市町村の災害廃棄物等の処理の一部を県が地方自治法第 252 条の 14 に基づく「事務の委託」を受け、行うこととなった。

県の廃棄物担当部局は市町村と異なり、通常業務で廃棄物処理の実務を行っていないため、被災各県は、市町村が県に委託した災害廃棄物等の処理について、その収集計画の策定や処理プラントの建設発注、処理処分の実施など未経験の業務を、多くの外部関係機関と調整しながら進めなければならなかった。こうした業務を円滑に進めるため、土木系・建築系の職員を配置するなどの対応がなされた。

② 岩手県

岩手県では、発災直後から環境生活部資源循環推進課が、市町村の事務処理を支援していたが、徐々に事務処理量が増加してきたため同課内に「災害廃棄物対策特命チーム」（平成 23 年 5 月 2 日）を設置した。

当初は宮城県と同様の規模での体制を庁内人事担当部署へ望んでいたが、実際にはそれより少ない 10 名程度で対応せざるを得なかった。

後に環境省を通じて人的支援を要望し、全国の政令市の派遣職員を含めて災害廃棄物等処理の体制が強化されていった。特命チームでは、以下の業務を行った。

【岩手県の体制】

（平成 23 年 5 月 2 日時点）

体　制	業務分担
課長	災害廃棄物対策の総括
特命課長	災害廃棄物対策の総括補佐
チーム員	・廃棄物等の発生量の推計及び災害廃棄物等の処理計画の策定 ・分別業務、処理方法の選定 ・災害廃棄物等の処理事業の実施計画、発注など ・災害等廃棄物処理事業費補助金申請等の事務 ・県が受託した市町村の災害廃棄物等の処理に係る事務

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

③ 宮城県

宮城県では、発災直後より廃棄物担当部署の総括担当が、ごみ・し尿処理及び災害廃棄物等の処理に関わる職員の参集状況を確認し、夜間の対応を含めて必要な人員配置を行った。

災害廃棄物処理計画による体制及び緊急時措置に従い、発災 2 日後には災害廃棄物処理対策チームを設置した。

県の担当職員に加え、100 人規模の支援が必要と見込んでいたが、実際には庁内で確保した 50 人程度のみで、連日、現地の確認や市町村その他関係機関との調整、事務処理に追われながら厳しい対応を迫られた。

【宮城県の体制】

（震災廃棄物処理チーム：5 班体制　49 名）　（平成 23 年 4 月 1 日時点）

体　制	業務分担
総括リーダー	環境生活部次長（技術担当）、次長（災害廃棄物担当）
サブリーダー	廃棄物対策課長、資源循環推進課長、課長補佐（総括担当）、技術補佐（総括担当）
がれき処理第 1 グループ	全体計画、がれき処理対応、庁内外連絡調整会議
がれき処理第 2 グループ	二次仮置場の整理・管理
がれき処理第 3 グループ	市町村との調整
自動車・家電等の処理班	自動車・家電等の処理対応
管　理　グ　ル　ー　プ	処理施設の被害状況調査、し尿処理施設（仮設トイレを含む）、生活ごみ・PCB 廃棄物対策、他班に属さないもの

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

④ 仙台市

仙台市は、過去の宮城県沖地震による被害の経験から、「震災廃棄物等対策実施要領」を定めていたが、東日本大震災のような津波被害を想定していなかった。

環境保全担当部署は、災害廃棄物等撤去の実施・相談対応を行うなどの体制をとった。また、市の処理方針を速やかに定め、これを踏まえ、各業務の実務担当者に権限を持たせることにより、意思決定に要する時間を短縮し、迅速かつ的確な対応を図った。

震災 2 ヵ月後の平成 23 年 5 月には、災害廃棄物等の迅速かつ円滑な撤去及び適正処理、並びに損壊家屋等の解体撤去を実施するため、環境局内に部相当の震災廃棄物対策室を設置した。

組織立ち上げに際して、各区役所の窓口要員も含め 350 人程度の人員を人事担当部署に要求したが、実際には、設置当初専任 13 人、兼任 39 人で対応した。他都市職員の応援や退職者の嘱託雇用あるいは再任用等も行い、人員を確保した。

【仙台市の体制】

＜仙台市環境局の体制＞　（平成 23 年 3 月時点）

担当部課（人数）		業務分担
総務課（14 人 局長等含む）		災害対策本部・国県等との連絡調整、広報、組織改正要望等
環境部（45 人）	環境企画課 環境都市推進課	がれき等撤去・損壊家屋等解体撤去体制の構築整備、宅地周りのがれき撤去の実施・相談対応等
	大気・水質等担当部署	有害物質使用特定事業場の状況調査、津波堆積物の調査、がれき搬入場用地の土壌等調査、アスベスト等各種環境調査の計画策定及び実施等
廃棄物事業部（188 人）	廃棄物管理課・各環境事業所	ごみ・し尿（避難所等を含む）震災ごみの収集等
	リサイクル推進課	資源物の収集・相談対応、不明者捜索に係るがれき等撤去の実施、震災ごみ仮置場の運営等
	廃棄物指導課	震災ごみ仮置場・がれき搬入場の設置運営管理、被災自動車の撤去等
施設部（155 人）	施設課・清掃工場	ごみ・し尿処理施設の復旧、災害廃棄物発生量の推計、仮設焼却炉の設置検討等

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

＜仙台市環境局震災廃棄物対策室設置時の体制＞　（平成 23 年 5 月 1 日時点）

担　当	業務分担
総括（2 人）	室長、総括主幹
総務・経理班（4 人）	室内庶務、予算管理、国庫補助申請等事務、庁内外調整
企画契約調整班（3 人）	損壊家屋等の解体・撤去に係る企画調整・運営、発注・契約等
工務調整班（4 人）	がれき等撤去、損壊家屋等解体・撤去等に係る積算・仕様作成・支払、現場管理等
兼任（39 人）	がれき搬入場の運営管理、仮設焼却炉の設置・運営管理、災害廃棄物等の処理・リサイクル等

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

⑤ 福島県いわき市

福島県いわき市では、土木課が沿岸部の災害廃棄物・津波堆積物の撤去・集積及び仮置場確保を担当し、環境整備課が内陸部の災害廃棄物等の仮置場確保を担当した。また、損壊家屋等解体撤去、基礎解体については、庁内及び他市等の応援による人材を配置して対応した。

【福島県いわき市環境整備課の体制（平成 24 年度)】

担　当	人　員
総括	課長、課長補佐（事務、電気)、係長　計 4 名
災害廃棄物等の処理	事務、機械、化学　計 3 名
損壊家屋等解体	事務（環境整備課 1、庁内 3、他市応援 1、臨時職員 5)、建築（他市応援 1)　計 11 名
基礎解体	事務（環境整備課 1、庁内 3、他市応援 1、臨時職員 4)　計 9 名

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

⑥ 自治体職員からの声

【自治体からの声】

【自治体からの声】体制や人材の確保に関する課題

①災害廃棄物等の処理計画・プラント設計を行う人材の確保

災害廃棄物等の処理施設の設計にあたっては、仮置場から搬入される災害廃棄物等の種類と量、さらに再生利用先を想定したものにする必要がある。具体的には、搬入された災害廃棄物等の貯留ヤードを設置し、人手や重機による破砕選別等の前処理を行うヤードから可燃物を仮設焼却炉へ投入し、処理の各工程で発生する残さや灰の処理や保管を行うまでの処理フローをスムーズな動線で配置する必要があり、こうした設計業務に精通した人材の確保が求められた。

②仮置場の整地～プラント設置、建設工事の設計、積算を行う人材の確保

仮置場は通常、災害廃棄物等を搬入する前に、仮置場用地を整地し、保管ヤード等の原地盤保護のためのアスファルト舗装、プラント設備の機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事、事務棟の建設等が必要である。これらを発注するための設計・積算業務を迅速に行う必要があるため、土木系職員の確保が課題であった。特に土木系人材については、他自治体や国土交通省の関係機関等からの支援が望まれた。

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

③補助金事務等の手続を推進する人材の確保

災害廃棄物等の処理・処分に伴い、災害等廃棄物処理事業費補助金の交付申請・実績報告、積算・精算事務等、行政手続きのために膨大な作業も発生した。多くの自治体では、積算や精算に通じた土木系・建築系職員を始め、事務系職員も不足し、「他自治体や金融庁からの支援により職員派遣を受け、補助金業務、解体撤去報告書の審査業務や願出書受付業務等にあたっていただいたことで大いに助かった」との意見があった。

④環境・廃棄物処理に係る関連法体系に詳しい人材の確保

廃棄物処理法の解釈や、有害物質等の処理に詳しい職員も必要であった。特に、発災直後には、市町村役所に住民から有害物質等に関する問い合わせが多く寄せられたため、対応できる職員が求められた。

【自治体からの声】災害廃棄物等の処理体制に関する今後の方向について

① 今後、市町村においては、災害廃棄物等の処理について、地域防災計画の中で明確に位置づけ、危機管理対応部署が、災害対応の全体的な体制構築の中で災害廃棄物等の処理が進められるようにしておくことが必要である。（福島県いわき市）

② 都道府県においても東日本大震災の経験を踏まえた県の役割を見直し、災害廃棄物等の処理対策要領等を策定しておくことが望ましい。（岩手県）

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

(2)　熊本地震（平成 28 年４月）

①　熊本県

熊本地震では、熊本県内の広い範囲で被害が発生した。そのため、熊本県は熊本県内市町村の支援として、市町村事務が円滑に進むよう、県職員の派遣を行い、不足する人員については、他県からの職員派遣を受け、体制を整備した。

【災害廃棄物の処理に向けた体制（県）】

・県内の広い範囲で被害が及んだことから、国や過去の大規模災害の被災県の協力を得て、県全体の災害廃棄物処理に関する基本的な処理方針を定めた。
・発災から約１か月後の平成２８年５月１８日に、被災市町村長と関係団体等の代表をメンバーとした「災害廃棄物処理対策会議」を開催し、同方針をもとに市町村と処理を進めることを確認した。
・市町村の公費解体の進捗管理や二次仮置場の建設・運営（参照：第５章　災害廃棄物二次仮置場）を行うため、平成２８年６月２０日に循環社会推進課内に「災害廃棄物処理支援室」を設置した。また、市町村の公費解体支援のため循環社会推進課付けの県職員６名を３町村（益城町、西原村、南阿蘇村）に派遣した。
・平成２８年７月下旬からは、全国知事会からの中長期派遣職員（４県から延べ９名）を受け入れ、市町村の仮置場での指導や災害査定等の災害関連業務に当たった。
・二次仮置場の建設には大規模な造成工事が伴うため、設計・施工業務は県庁内の土木部職員の兼務１名と他県からの土木職員１名の派遣により対応した。

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

【災害廃棄物処理対応業務に係る県の組織体制の変遷】

時　期	組　織	人数	職種（人数）
発災直後	課内対応チーム	８名	事務職(4)、化学職(3)、薬剤師(1)
H28.5.16	処理支援チーム	７名	事務職(4)、化学職(3)
H28.6.20	災害廃棄物処理支援室	１０名	事務職(7)、化学職(3)

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

【全国知事会等を通じた応援派遣の内訳（平成 28 年度のみ）】

自治体名	人　数	期　間
和歌山県	４名（1 名×4 ｸｰﾙ）	約８か月（7 月 25 日 ～ 3 月 31 日）
富山県	１名	約８か月（8 月 1 日 ～ 3 月 31 日）
鹿児島県	１名	約７か月（8 月 16 日 ～ 3 月 31 日）
広島県	３名（1 名×3 ｸｰﾙ）	約６か月（10 月 1 日 ～ 3 月 31 日）

※災害廃棄物処理支援室については、順次他県（和歌山県、富山県、鹿児島県、広島県）からの応援職員派遣を受け、平成 28 年 10 月時点で最大１４名体制となった。

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

【災害廃棄物処理支援室の体制及び主な業務（平成 28 年 6 月 20 日時点）】

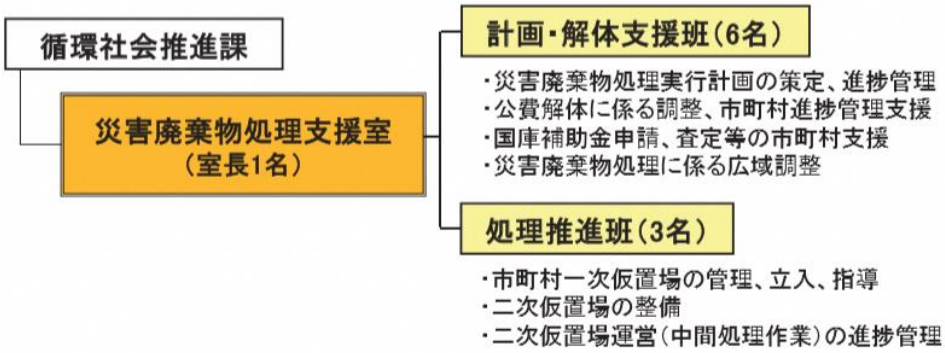

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

【災害廃棄物の処理に向けた体制（市町村）】

・平成２８年５月１８日の被災市町村長をメンバーとした「災害廃棄物処理対策会議」で確認した災害廃棄物処理の基本方針をもとに、市町村の本格的な処理作業が始まった。
・マンパワー不足については、全国市長会や全国町村会を通じた市町村間の応援に加え、県職員の派遣をはじめ、九州知事会「九州・山口９県災害時応援協定」や地方自治法に基づく中長期派遣職員を受け入れ、災害廃棄物処理担当部署の組織を拡充した。
・市町村仮置場では、(一社)熊本県産業資源循環協会の支援を受けながら、廃棄物置場のレイアウトや搬出入ルートの整理にあたった。
・約３万６千棟に及ぶ公費解体（参照：第６章　損壊家屋等の公費解体）は、各市町村が、所有者との契約や解体及び収集運搬を実施することから、(一社)熊本県解体工事業協会、(一社)熊本県建設業協会、(一社)熊本県産業資源循環協会等の団体との連携が不可欠であった。
・公費解体の受付当初、申請が殺到することが想定され、被害が甚大な益城町では補償コンサルタントと(一社)熊本県解体業工事業協会が庁舎に常駐し、申請受付事務やコールセンター対応、物件の確認・調査、解体及び処理等の一連の業務を一体的に進めた。

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

【市町村と国・県の役割分担】

・基本方針で定めた役割分担を基本に、役割分担を以下のとおりとした。

市町村の役割	県の役割	国の役割
・被害状況の収集 ・市町村災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物処理体制の整備 ・仮置場の確保 ・損壊家屋の解体・撤去 ・災害廃棄物の処理及び業務管理 など	・市町村の被害状況の集約 ・県災害廃棄物処理実行計画の策定 ・市町村の災害廃棄物処理体制の整備への技術的支援 ・災害廃棄物の処理支援及び広域処理の調整 ・地方自治法に基づく災害廃棄物処理に関する事務委託分に関する災害廃棄物処理の実施及び業務管理 ・県全体の災害廃棄物の処理の進捗管理 など	・市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県への技術的支援、財政的支援 ・広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供 など

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

② 益城町

益城町では、廃棄物担当者を含め町職員の多くが発災当初の避難所運営に忙殺されており、災害廃棄物対応の初動活動が難しい状況であった。その後、廃棄物担当である生活環境係と住民係で構成される住民生活課の組織を再編し、廃棄物担当となる環境衛生課を新設した。熊本県や他市からの職員派遣を受け、体制を整えている。

【発災当初の役場全体の状況】

4 月 16 日未明に発生した本震により役場庁舎が使用不能な状態となったため、町災害対策本部は益城町惣領に所在する町保健福祉センター「はぴねす」内の児童館に移り、各種対応にあたっていた。

現地ではインターネット環境が十分ではなく、県庁などの外部機関とのやり取りは電話・ファックスや、県庁や国機関のＬ．Ｏ（連絡調整員）による連絡などでもっぱら行われていた。

対策本部内は、国機関の現地本部や自衛隊、関西広域連合など町職員以外も多く滞在している一方、町内各避難所には最大で町民の約半数が避難するなどしていたため、ほとんどの町職員は課長級を含め、避難所での対応に忙殺されていた。

保健福祉センターでの災害対策本部の様子

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

【災害廃棄物対応の組織体制】

益城町では従来、住民生活課生活環境係（係長 1 人、係員 2 人）で廃棄物（主として一般廃棄物）に関する事務を担当していた。

同係は、一般廃棄物関係事務のほかに畜犬や環境保全一般に関する事務も併せて担当していた。

発災後の 4 月 15 日正午に災害廃棄物仮置場を設置してからは、係全員及び他課職員で仮置場運営にあたる一方、他の町職員は町内各所に設置された避難所運営に忙殺されていたため、災害廃棄物処理に関する総括や今後予想される公費解体に係る準備などを行う余裕はなかった。

6 月 1 日、役場組織を再編して環境衛生課を設置し、災害廃棄物処理に専従する廃棄物対策係を設けた。6 月 20 日からは、県職員 2 人の派遣を受け、災害廃棄物関係事務や国庫補助金関係手続のサポートに携わった。

また、7 月中旬から福岡県各市及び宮崎県宮崎市から地方自治法に基づく中長期の職員派遣を受けた（平成 28 年度は計 19 人）。平成 29 年 4 月からは、公費解体に係る申請受付が終了したこともあって、応援派遣は 4 人体制（熊本県、久留米市、大川市）となり、同年 12 月からは 2 人体制となった。平成 30 年 4 月には、環境衛生課はその役割を終え、廃止される予定である（住民保険課（旧住民生活課）と統合）。

組織体制の変遷

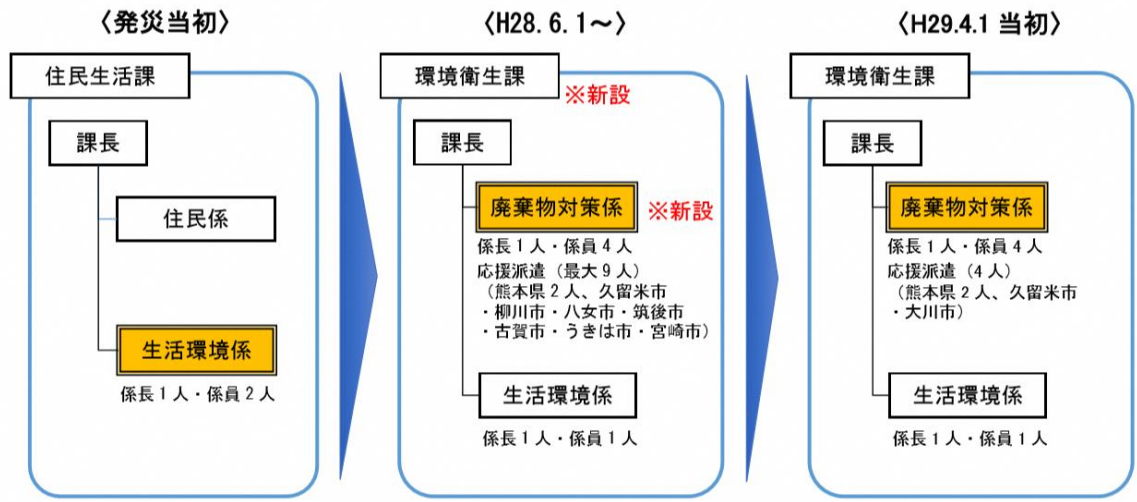

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

(3)　関東･東北豪雨（平成 27 年 9 月）

常総市は、災害廃棄物処理を専従で担当するプロジェクトチームを設置しピーク時 16 名で対応を行った。また自治体職員だけでなく、廃棄物コンサルタントがプロジェクトチーム内に常駐する体制をとり、災害廃棄物処理実行計画を含め様々な調査や情報収集を担った。

【常総市災害廃棄物処理プロジェクトチームの設置】

災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、常総市は平成 27 年 9 月 29 日に市役所内に災害廃棄物処理を専従で担当する「常総市災害廃棄物処理プロジェクトチーム」（以下「災害廃棄物処理 PT」という。）を設置した。災害廃棄物処理 PT には発足当初 6 名、ピーク時で 16 名が所属した。

災害廃棄物処理 PT（当初 6 名）

災害廃棄物処理 PT（ピーク時 16 名）

出典：平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

【常総市災害廃棄物処理プロジェクトチームの業務内容】

(1)　庶務関連（事業費算出、予算積算・要求、予算執行監理、庁内調整、議会対策、総合調整など）
(2)　災害廃棄物処理実行計画関連（調査、計画の立案・策定、進捗監理、計画更新、実績報告など）
(3)　災害廃棄物処理国庫補助金関連（国・県との調整、対象事業選定、災害報告書作成、災害査定受験など）
(4)　設計積算関連（現地調査、設計、積算、現場説明会、施工管理など）
(5)　契約関連（調査、仕様書作成、業者選定、見積徴収、契約事務など）
(6)　現場管理・処理施工関連（廃棄物処理関連、現場施工管理、原状復旧、広域処理依頼、委託業者との調整など）
(7)　全壊半壊家屋からの建築廃材関連（制度設計、広報、対象家屋の特定、事実の認定、現場立会い、処理確認など）
(8)　がれき混じり土のう処理関連（制度設計、広報、処理方法の検討、業者の選定、競争見積など）
(9)　各関係者への渉外（環境省、国土交通省、財務省、茨城県、NEXCO 東日本、各処理業者など）
(10)　県内自治体や一部事務組合への広域的な対応（坂東市、下妻市、つくば市、土浦市、筑西市、牛久市、常総地方広域市町村圏事務組合、下妻地方広域事務組合など）

出典：平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

【常総市災害廃棄物処理実行体制の構築】

処理実施の主体は常総市の生活環境課並びに災害廃棄物処理 PT とし、国、県や関係機関の支援を受けて処理を実施する体制を構築した。なお、復興に向けた、本災害により生じた災害廃棄物の早急な処理の実現のためには、以下のような作業が必要であった。

災害廃棄物処理実行計画の立案、並びに処理実績、処理状況に応じた計画の更新・災害廃棄物の発生量、処理量の推計・災害廃棄物の処理フローの作成・処理スケジュールの作成・作業に必要な情報の収集・整理、上記作業を迅速かつ正確に行うため、民間のコンサルタントに作業を委託することとした。10 月 6 日より民間企業が業務を受託し、10 月 14 日の週より災害廃棄物処理のコンサルティング業務の経験を持つ社員 2 名が災害廃棄物処理 PT に常駐した。

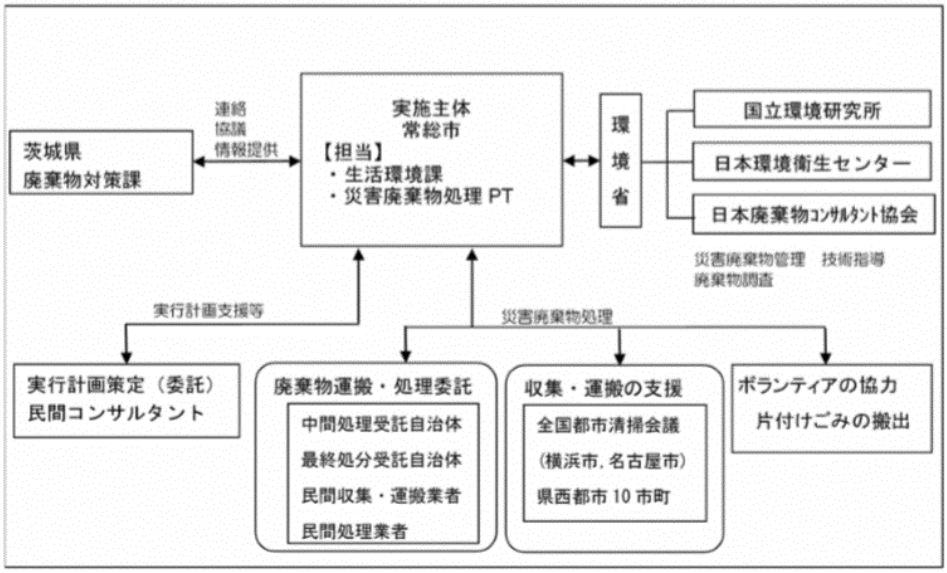

出典：平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

1.2　災害廃棄物処理に係る広報

（1）　熊本地震（平成 28 年 4 月）

①　熊本県

熊本県では、次に示す通知文にて、仮置場における災害廃棄物の分別基準を明確にし、各自治体に対し、各仮置場の担当幹事社および各解体工事業者への広報を要請したほか、一次仮置場での受入（分別）基準を示したチラシにて、各解体工事業者に対し、広報を行った。

なお、各解体工事業者に対するチラシには、分別基準の違反者、悪徳業者に対する処分や、適正に処理すべき廃棄物の分別の徹底に関しても明記されている。

【災害廃棄物分別基準の周知】

資料３

循社第１６４０号
平成２８年１２月２８日

関係各市町村
災害廃棄物処理主管課長　様

熊本県環境生活部環境局
循環社会推進課長

平成２８年熊本地震に伴う災害廃棄物仮置場における分別基準について
（通知）

日頃より、本県の廃棄物対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

現在、貴市町村を含む各被災市町村において災害廃棄物の仮置場を設置されているところですが、廃棄物の搬入に当たり、各仮置場の分別基準が統一されておらず、現場において混乱が生じている状況が見受けられます。

今後、公費解体を加速化させ、一日も早い復興を実現していくに当たり、仮置場における分別基準を明確にするため、下記のとおり分別基準について取り扱うこととしましたのでお知らせします。

各市町村におかれましては、各仮置場の担当幹事社及び各解体工事業者へ周知していただきますようお願いします。

なお、(一社)熊本県産業資源循環協会及び(一社)熊本県解体工事業協会には、別途通知しておりますので、その旨申し添えます。

記

１　分別基準
別紙「仮置場における災害廃棄物の分別基準」のとおり。

２　基準の適用日
平成２９年１月１６日（月）から
※混合廃棄物の分別基準については、現在処理方法等について関係機関と調整中であるため、当面従前の取扱いとし、別途後日お知らせすることとしています。

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

【災害廃棄物分別基準の周知（別紙 仮置場における災害廃棄物の分別基準）】

仮置場における災害廃棄物の分別基準

別　紙

平成 28 年 12 月 28 日
循環社会推進課災害廃棄物処理支援室

品目名	受入（分別）基準・考え方	備考（分別の理由など）
木くず	○原則として以下の３品目に分別し、１台に１品目のみを積載し搬入すること。 ①柱材・角材、板材（梁及び柱の角材、屋根、床及び壁の板材） ②木製の家具等、壁紙等が付着した板材、土壁のえつり竹 ③生木など ○以下の付着物については、受入可能。ただし、著しく多量・大型の付着物については、受入不可。 ・金属類（耐震プレート、アンカーボルト、鎹（かすがい）など） ・ボード、ルーフィング、紙など ・電線 ○抜根は受入不可。	・搬出先の受入基準に合わせる必要がある 【処理・再生利用】 ①セメント原燃料、バイオマス燃料、製紙原料など ②焼却 ③堆肥化・焼却 ・大きな金属片、コンクリートがら等は破砕機を破損し、電線は破砕機を停止するおそれがある ・破砕後のチップの品質が著しく低下するおそれがある ・抜根は、原則、環境省補助対象外
コンクリートがら	○以下の付着物については、受入可能。ただし、著しく多量・大型の付着物については、受入不可。 ・土砂 ・瓦、栗石 ・タイル、モルタル ○コンクリートブロックとその他のコンクリートの分別は不要。	・搬出先の受入基準に合わせる必要がある 【処理・再生利用】 建設資材（路盤材、骨材）
廃瓦	○以下の２品目に分別し、１台に１品目のみを積載し搬入すること ①セメント瓦 ②その他瓦（粘土瓦（陶器瓦、いぶし瓦）など）	・搬出先の受入基準に合わせる必要がある 【処理・再生利用】 ①建設資材（路盤材、骨材） ②セメント原料
混合廃棄物	＜一次仮置場＞ ○概ね 15cm 以下の最終残渣物については、管理型最終処分場埋立物として、受入可能。 ※15 cm以上 50 cm以下の混合物の処理方法・処理先については別途協議する。 ＜二次仮置場＞ ○１月以降の受入基準について協議中	・エコアの受入基準は、「概ね 15 cm以下」のもの。 ・市町村が指定した全壊家屋、かつ非飛散性石綿含有建材の不使用物件を優先して、１２月９日から受入開始
がれき類（管理型最終処分場埋立物）	○ルーフィングが付着しているモルタルは、剥離が容易なもののみ分別した上で、受入可能。	
紙くず	○障子戸、フスマ戸等は、分別を行わず、可燃混合物として受入可能	
石膏ボード	○壁紙、クロス、聚楽（土壁）、タイル石膏ボード等の付着物については、多少の付着であれば、剥離分別を行わず、付着したままで受入可能。	・エコア了解済
金属くず	○電線類については、分別せずに金属くずとして受入可能 ○アルミや鉄などは、金属の種類ごとに分別せず、一括して受入可能	
石綿含有物	○スレート、ケイカル板、コロニアル等は分別不要 ○同じフレコンバックに梱包したままで受入可能	・エコア了解済

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

【解体工事業者への広報（表面）】

資料８

解体工事業者の皆様へ

損壊家屋等解体残さの受入れについて

（対象市町村：宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）

受け入れる解体残さの大きさを 概ね５０ｃｍ未満 とします

１．受入（分別）基準

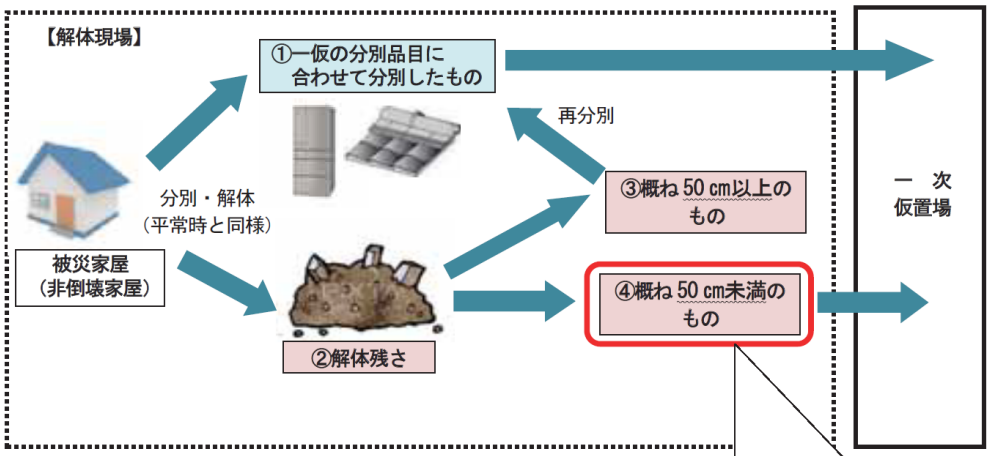

50 cm未満のものであっても、以下のものは分別除去してください。

【分別除去するもの】

分別品目等
①自然石（15 cm以上）
②紐状の長尺物（ロープ、ホース等）
③塩ビ製品
④有害物（農薬、殺虫剤、除草剤、洗剤類（漂白剤・トイレ用洗剤）等）
⑤危険物（灯油ほか燃料、ガスボンベ、カセットボンベ、スプレー缶、塗料缶等）
⑥大型廃家電（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機など）
⑦悪臭や水質汚濁を発生させるもの（飲み物、食べ物、調味料、食用油等）
⑧非飛散性石綿含有建材（みなしを含む）※

※：成形板は原則全てレベル３建材とみなし、関係法令等に基づき適切に分別除去してください。

⇒ 裏面もお読みください

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

【解体工事業者への広報（裏面）】

２．搬入方法

分別基準に従い分別した後、解体現場から一次仮置場に搬入してください。

※一次仮置場で、担当幹事社が一次仮置場で受入基準に適合しているか否かの確認を行います。
基準に適合していない場合には、持ち帰り分別していただくなどの対応をさせていただきます。

※テールゲートを閉めた上で、廃棄物をブルーシート等で覆い、ロープ等で固定するなど飛散・落下防止対策の徹底をお願いします。

３．注意事項

○過積載、飛散及び落下等の法令違反を繰り返し行うような悪質な車両・事業者に対しては、委託取消及び警察への通報等、必要に応じて処分します。

○分別基準の違反車に対しては、今後一切の受入を不可とするなど、厳正に対処します。
なお、違反が繰り返される場合には、車両を所有している又は運転手を直接雇用している事業者について委託取消等を必要に応じて処分します。
特に、上記３．④、⑤及び⑧については、火災や作業員の健康被害等の重大事故の原因となることから分別の徹底をお願いします。

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

② 益城町

広報「ましき」災害臨時号において、「災害がれきの分別ルール」「家屋の解体・撤去に係る国の補助について」等の記事を掲載し、市民広報を行った。

【発災後の広報誌の記事（その１）】

広報 ましき　災害臨時号　No. 2

■平成 28 年 5 月 2 日発行
■発行／益城町

町長メッセージ

あの甚大な被災から16日が経ちました。

余震が続く中、皆さまにおかれましては不安な時間をお過ごしのことと拝察いたします。

今、私たちは、国および熊本県をはじめとする多くの自治体、団体の応援をいただきながら、皆さまの日常生活が一日も早く回復するために、職員一丸、全力で復旧作業に取り組んでいます。

現在、上下水道は56％ほど復旧しておりますが、まだまだ不便な生活を送られている方も多く、完全復旧には時間を要すかもしれませんが、確実に作業を進めているところです。

仮設住宅建設につきましても、一刻も早く、安心してくつろげる場所がご提供できるよう熊本県と調整を図っていますので、今しばらくお待ち願います。

依然として避難所生活や車中泊を強いられている方が多くいらっしゃいますが、こんな非常事態の最中にあっても、「私たちに何か出来ることはありませんか」「お役に立ちたい」というお言葉をいただき、涙がでました。

益城町の底力を見たようで、必ずやあの美しい町を取り戻すのだと、心を奮い立たせている次第です。避難されている皆さまにおかれましては、くれぐれも健康にご留意くださいますようお願い申し上げます。

今日の一歩、明日の一歩。確実に歩む一歩の中に、私たちの益城町に復興の光が見えてくるのです。

私は、町の長としての使命を賭して、必ずこの益城町をよみがえらせます。そして、全身全霊で町民の皆さまをお守りいたします。

困難な道のりになるかもしれませんが、皆さまに心からの笑顔が戻るその日まで、どうか、心をひとつに合わせて、この試練に立ち向かってまいりましょう！

益城町長　西村博則

災害対策会議（保健福祉センター）

災害対策本部の一部を 5月2日から 順次移転

この度の地震により大きな被害を受けていた役場庁舎の一部について、使用できる見通しが立ったことから、町保健福祉センターに設置している益城町災害対策本部の一部を、5月2日（月）から順次本庁舎に移転します。

なお、役場の通常業務については、町公民館を中心に場所を確保し、順次窓口を開設していく予定ですので、今後のお知らせにご留意ください。ご迷惑をおかけしていますが、今しばらくお待ちください。

ご協力お願いします

災害がれきの分別ルール

被災した家屋の整理・清掃をされる際に発生するごみは、のちの処理に影響しますので、分別をお願いします。なお、がれきの搬入の際は袋から出し、投げ込まずに指定の場所に置いてください。

【分別区分】

①木（家具） ②木（柱） ③畳・布団 ④家電4品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン） ⑤その他家電（電子レンジなど） ⑥コンクリートくず ⑦瓦 ⑧金属ごみ ⑨ガラス・陶磁器

※災害がれきは、ごみステーションには出せません。
※通常の可・不燃ごみは、ごみステーションへ。

災害がれき受け入れを一時中止します

【中止期日】5月2日（月）、3日（火）、6日（金）

生活情報（5月1日現在）

【避難所】保健福祉センター／総合体育館／交流情報センター／飯野小学校／広安小学校／広安西小学校／益城中央小学校／広安愛児園／グランメッセ熊本／阿蘇熊本空港ホテルエミナース／いこいの里／益城幼稚園

【給水所】◆自衛隊…役場／保健福祉センター／総合体育館／飯野小学校／広安小学校／ひろやす荘／熊東園／いこいの里 ◆その他…役場／総合体育館／グランメッセ熊本／広安西小学校／益城中央小学校

【炊き出し】◆自衛隊…役場／保健福祉センター／総合体育館／飯野小学校／広安西小学校

【入浴】◆自衛隊…保健福祉センター／総合体育館 午後3時～10時 要洗面用具

【住まい】罹災証明書の受け付け ◆5月5日（木）まで…飯野小学校／広安西小学校／広安小学校／ひろやす愛児園／交流情報センター／益城中央小学校／益城幼稚園／いこいの里／阿蘇熊本空港ホテルエミナース 午前9時30分～正午／午後1時～4時 ◆5月6日以降…益城町公民館講堂 午前9時～午後4時 免許証など本人と確認できるものが必要

☎096・289・2911
096・289・2912

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録 付録資料集

【発災後の広報誌の記事（その２）】

広報 ましき　災害臨時号　No. 4
■平成 28 年 5月 8日発行
■発行／益城町

窓口業務を一部再開

5月9日から 町保健福祉センターで 戸籍謄本、抄本など

今回の熊本地震により役場機能が停止するなど、町民の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をお掛けしております。
早期回復に向け、これまで全力で作業を進めてきた結果、一部ではありますが、窓口業務の再開にこぎつけることができましたので、お知らせします。

■再開する業務
①戸籍届出の受領
②軽自動車税の納税証明書の交付　※車検証（コピー可）が必要です。
③戸籍・改製原戸籍・除籍謄本、抄本の交付　※本人・配偶者または直系親族以外の人が申請する場合は、委任状が必要です。

■受付時間
午前9時～正午
午後1時～午後4時

※免許証など本人と確認できるものをお持ちください。
※その他の業務については、準備を急いでおりますので、今しばらくお待ちいただきますようお願いします。

学校を再開します　5月9日から25日ぶり

地震発生以来、臨時休校していた町内の小中学校が、5月9日（月）から授業を再開します。

■登下校時間
5月9日（月）　登校／午後2時　下校／午後4時
※木山中学校は、当分の間益城中央小学校を使用するため、登校／午前9時、下校／午前11時です。
5月10日（火）～13日（金）　登校／午前9時　下校／午前11時
※木山中学校は、登校／午後2時、下校／午後4時です。
◆5月16日（月）以降の登下校時間は、後日お知らせします。

子どもたちの安全な通学に十分な配慮をお願いします

家屋の解体・撤去に係る国の補助について

平成28年5月3日、環境省から、全壊家屋と半壊家屋の解体・撤去を補助する方針が示されました。
細やかな要件や具体的な手続きなどについては、今後検討され、お知らせしていくこととなりますので、しばらくお待ちください。

ご注意いただきたい点
損壊家屋の解体を国の補助対象とするには、最低限、次の要件をすべて満たすことが必要です。
①町が主体となる解体であること　⬇住民が解体業者などに発注された場合（住民自身が解体された場合を含む）の取り扱いについては、国と調整中です。
②町から「り災証明書」が発行されており、被災の程度が半壊以上であること　⬇り災証明書がない場合や、一部の損壊にとどまる場合には対象となりません。
③家屋の所有者が、町による解体に同意していること　⬇解体後の新築費や、被災した建物の修繕・リフォームの費用は対象となりません（所有者の負担となります）。

町とボランティアによるＦＭラジオ。行政情報や生活情報を毎日放送中！
益城災害FMラジオ　周波数 89.0 MHz

◆放送（再放送）時間◆　※受信状況によって、屋外や車での受信などお試しください。
① 9:00 (10:00)　②12:00 (14:00)　③ 15:00 (16:00)
④18:00 (19:00 以降1時間ごとに繰り返し)

■スマホでも聞けます　「災害FM of using FM++」アプリを右のQRコードを利用してダウンロードしてください。

iPhone/iPad　Android

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録 付録資料集

【発災後の広報誌の記事（その３）】

広報ましき　災害臨時号　No.5

■平成28年 5月12日発行
■発行／益城町

り災証明 受付・交付について

◎受け付け

◆**窓口**…町中央公民館講堂（町役場北側）

◆**時間**…午前9時～午後4時
※正午～午後1時を除く

◆**申請方法**…【窓口・本人】所定の申請書を窓口へ提出してください。その際、運転免許証などで本人確認をします。
【窓口・代理】代理人に対して所有者・居住者との関係を確認します。委任状は不要です。
【郵送】左記の住所まで申請書を郵送してください。
〒861-2241
熊本県上益城郡益城町宮園708-1　益城町公民館内「り災証明チーム」

◎交付

◆**日程・窓口**…5月下旬から発行できるよう現在準備中です。日程、窓口の場所などは近日中にお知らせします。

◆**連絡方法**…現時点ではホームページ、避難所の掲示板など、可能な方法で周知を行う予定です。

◆**交付方法**…窓口で対面の上、物件を確定してから交付します。そのため、り災証明書の郵送はできませんのでご了承ください。

◆**費用**…無料。複数枚必要な場合はお申し出ください。
※提出先によってはコピーでも対応できる場合があります。提出先へご確認ください。

◎その他

◆**家財について**…建物以外の被害にも、り災証明書を発行します。被害の程度がわかる写真を必ずお持ちください。写真だけではわかりにくい場合は、業者の見積書などを併せてお持ちください。

◆**家財の片づけ**…建物以外のものを片づけることは問題ありません。家財のり災証明書が必要な場合は、写真を撮っておいてください。

◆**アパート、借家について**…建物の所有者・居住者、両方に交付されますので、各自申請をしてください。

◆**調査対象**…町内の建物を全棟調査します。

◆**2次調査**…現在建物の外観をもとに調査結果を出していますが、結果にご納得いただけない場合は、申し出てください。詳細は未定ですが、住民立ち合いのもと建物内部の調査を行う予定です。

問い合わせ先…り災証明チーム（町中央公民館内）
☎096-289-2911
☎096-289-2912

「災害ごみ」をごみステーションに捨てないで!!

ごみステーションに「災害ごみ」が捨てられると、一般ごみの回収が困難になり、作業が著しく遅くなります。捨てられている災害ごみは、一部の業者が回収作業を中断し、やむを得ず移動させているという状況です。災害ごみは必ず、旧中央小跡地の「災害ごみ仮置き場」へ持って行ってください。衛生班…☎096-286-3111（内線370）

関係機関　問い合わせ先一覧

■益城町災害対策本部…☎096-286-3111 ■災害ボランティアセンター【募集】☎096-289-6090／【派遣依頼】☎090-8348-2644　☎090-8348-2559 ■九州電力…☎0120-986-604 ■水道センター（水道課）…☎096-286-6880 ■浄化センター（下水道課）…☎096-286-1131 ■り災証明チーム（り災証明受付・発行）…☎096-289-2911　☎096-289-2912 ■避難所対策チーム（避難所の仕分け・新規避難所）…☎096-286-3111（内線323） ■住まい支援チーム（みなし仮設・仮設住宅・住まいの相談）…☎096-289-1480　☎096-289-1481 ■衛生班（ごみ全般）…☎096-286-3111（内線370）

避難所に長期間避難している方は、安否情報を町災害対策本部（☎096-286-3111）までお寄せください。

出典：平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録 付録資料集

【発災後の広報誌の記事（その４）】

広報ましき　災害臨時号　No.10
■平成28年5月24日発行
■発行／益城町

被災家屋などの公的解体・撤去

「解体済み」の家屋にも一定額返金

制度利用で町が代行処理

平成28年熊本地震で被災し、り災証明が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と判定された家屋などの解体・撤去費用の補助制度は現在、国・県において詳細な検討がなされているところです。

この制度は、被災した家屋などをその所有者に代わって、町が解体・撤去を行う費用を補助するものです。

※町が実際に解体・撤去に着手できる時期は未定です。

◆申込開始…現在調整中

◆対象…り災証明で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のいずれかの判定を受けた家屋、小屋、納屋、塀など

※「家屋」には、「家屋と一体的な小屋」や「中小企業の家屋」も含まれます。単独の小屋は立地状況などで補助に該当しない場合がありますのでご了承ください。

「解体済み」は一定額返金

「隣の家に被害が及ぶ」、「公道に家がなだれ込んでいる」、「2次被害の恐れがある」などの**解体・撤去に緊急性があると町が判断した家屋など**は、この制度の決定前に解体・撤去することができます。近日中に設定される解体費の「基準額」の範囲内で払い戻しを行います。**この基準額が上限となりますので超過分は個人負担となります**のでご了承ください。既に解体が終わったものも同様です。次の書類が必要になります。

①り災証明書（半壊以上）
②損壊家屋等の解体撤去済申出書 ③実印、印鑑証明書、登記事項証明書 ④建物配置図 ⑤2次被害を防止するためなど、早急な対応が必要という理由書や写真 ⑥解体前、解体中、解体後の状況がわかる写真 ⑦解体業者との契約書 ⑧見積書（内訳が入ったものを3者分 ⑨請求書 ⑩領収書 ⑪産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）

※代理の場合は委任状が必要です。

※日程は現在調整中ですが、申し込み順＝解体順ではありません。

※家屋所有者がお亡くなりになっている場合は、法定相続人全員の同意書（実印と印鑑証明）が必要になる場合があります。他にも抵当権などの権利が存在する場合も関係権利者の同意（実印と印鑑証明）が必要になります。

問い合わせ先…町役場災害対策本部衛生班 ☎096・289・8077

住宅の「応急修理」で最高57万6千円を町が補助

被災した住宅に住むために必要最低限の応急修理費用の一部を、町が直接業者へ支払う制度です。

◆申込期限…6月20日（月）

◆申込場所…町中央公民館

◆対象…次の①～④全て該当する方

①応急修理をした住宅に住むこと
②り災証明の判定が「半壊」、「大規模半壊」「全壊」のいずれか。
③応急修理後、避難所などへの避難が不要になることが見込まれる。
④応急仮設住宅・みなし応急仮設住宅の制度などを利用しないこと

※既に修理が完了していても申請可。

◆所得制限…「半壊」判定のみ所得制限があります。

世帯の状況	世帯年収の所得制限
要配慮世帯	800万円以下
その他世帯	
世帯主が45歳未満	500万円以下
世帯主が45歳以上	700万円以下
世帯主が60歳以上	800万円以下

※所得制限を超えても特段の事由がある場合は、ご相談ください。

問い合わせ先…住まい支援チーム ☎096・289・1480

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録 付録資料集

(2)　関東･東北豪雨（平成 27 年 9 月）

常総市では、ホームページ（平成 28 年 2 月更新）、広報誌（平成 27 年 11 月発行）、防災無線などを活用し、被災者への情報発信に努めた。

防災無線では、1 時間に 1 回程度、災害廃棄物や仮置場に関する案内を行ったが、地区により、住民の防災無線を聞く習慣の定着度が異なったため、地区間で情報の伝達の差異が生じた。

【ホームページ・広報誌による情報発信】

出典：平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

1.3　損壊家屋の解体撤去

（1）　東日本大震災（平成 23 年 3 月）

①　概要

ア 被害棟数

東日本大震災での住家の被害棟数は次のとおりである。

【東日本大震災　被害棟数（住家）】

被害	棟数
全壊	121,996 棟
半壊	282,941 棟
一部損壊	748,461 棟
床上浸水	1,628 棟
床下浸水	10,075 棟

出典：消防庁　平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第 160 報）

イ 損壊家屋等の撤去等に関する指針

環境省では、発災の約 2 週間後に、損壊家屋等の解体・撤去に関する指針となる「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」を示し、概ね次のとおりとした。

【東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針の概要】

○　倒壊してがれき状態になっているもの、本来の敷地から流出しているものは所有者等に連絡又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。

○　敷地内にあり一定の原形をとどめている場合は、所有者に意向確認するのが基本だが、連絡が取れない場合あるいは倒壊等の危険がある場合は、土地家屋調査士等の判断を求め、建物の価値がないと認められれば解体・撤去して差し支えない（現状を写真等で記録しておくことが望ましい）。

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

環境省の災害発生時の自治体への補助事業である「災害廃棄物処理事業」では、従来、半壊家屋の解体費用は阪神淡路大震災での特例措置を除き、補助対象としていなかったが、東日本大震災ではその規模の大きさから、市町村が生活環境保全上特に必要とした場合は補助対象とすることになった。

② 仙台市

仙台市では、発災から約 2 か月後の 5 月 23 日から、公費解体の申請受付を開始した。また費用算定事務を効率化するため、標準的な建物については、単価契約方式を採用している。

また阪神・淡路大震災で公費解体事務の経験がある神戸市の支援を受け、反社会的勢力が工事等を受注しないよう対策をとっている。

【仙台市の公費解体の概要】

仙台市では、り災証明書において「全壊」又は「大規模半壊」と判定された個人の家屋及び中小企業者の事業所等（個人が自らの居住用に所有する住宅等は「半壊」を含む）については、市が解体・撤去を行うこととし、5 月 23 日から申請を受け付け、6 月 10 日から解体・撤去を開始した。

費用の算定は、環境省が示した「廃棄物処理費の算定基準」及び「倒壊家屋等の解体工事費の算定基準」を基に、作業の迅速性を確保するために、標準的な建物には単価契約方式を適用した。重機が入れないなどの特殊要因がある場合には、「国土交通省土木工事積算基準」「建設物価」等の単価･歩掛を用いて個別に積算し、契約した。また、アスベストの飛散が懸念される場合には、専門業者による調査を経て、適宜、必要な対策を含めて契約を行った。

これらの膨大な発注等の事務処理及び立会い調査等は(一社)日本補償コンサルタント協会（以下「管理センター」）へ委託して実施した。

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

【仙台市の公費解体の流れ】

仙台市における公費による解体の流れは以下のとおりであった。

① 所有者等（申請者）からの申請受付
② 指示書（発注書）発出
③ 解体工事着手前に申請者・市・解体工事業者の三者で現地調査
④ 発注管理会議：解体する建物の確認や解体方法、作業の流れ、作業日程等を決定
⑤ （願出者・受入業者に対して）調査終了後に解体・撤去決定通知書を申請者に交付
⑥ 解体業者が解体・撤去作業
⑦ （願出者・受入業者・管理センター）撤去完了後、再度三者での現場立会いにより完了の確認
（受注業者に対して）指示確認書発出
⑧ 業務完了報告書の提出・確認
⑨ （願出者に対して）確認完了後、市から損壊家屋等解体・撤去完了通知書を申請者に郵送
（受注業者に対して）支払い手続き
⑩ 申請者が滅失登記の手続き（未登記物件については家屋滅失届出を市の固定資産税担当課に提出）

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

【解体・撤去手続きにおけるトラブルを避けるための工夫】

【参考】解体・撤去手続きにおけるトラブルを避けるために(1) ～仙台市の経験から

- 阪神・淡路大震災では、損壊家屋の解体や災害廃棄物の撤去工事に反社会勢力が介入することが少なくなかった。この経験から、神戸市職員等の指導により、仙台市では、区ごとに住民向けの公費撤去解体の受付窓口を設置した。窓口の設置までには 2 箇月を要したが、体制を確保したことで適正な対応を講じることにつながった。
- また、市が仙台建設業協会や組合に解体撤去を発注することで、全国から支援にくる事業者に反社会的勢力が含まれることを排除し、さらに作業員名簿を仙台市が預かり、仙台市が県警に確認を依頼して確認する手段を講じたことで徹底することができた。

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

③ いわき市

いわき市では、損壊家屋等の解体撤去に対応できる人員の余裕はなかったため、他の自治体から職員派遣の支援を得て、プロジェクトチームを立ち上げて対応した。また、建設業協同組合と単価契約を締結し、次のとおり公費解体を行った。

【福島県いわき市の損壊家屋等解体・撤去の流れ】

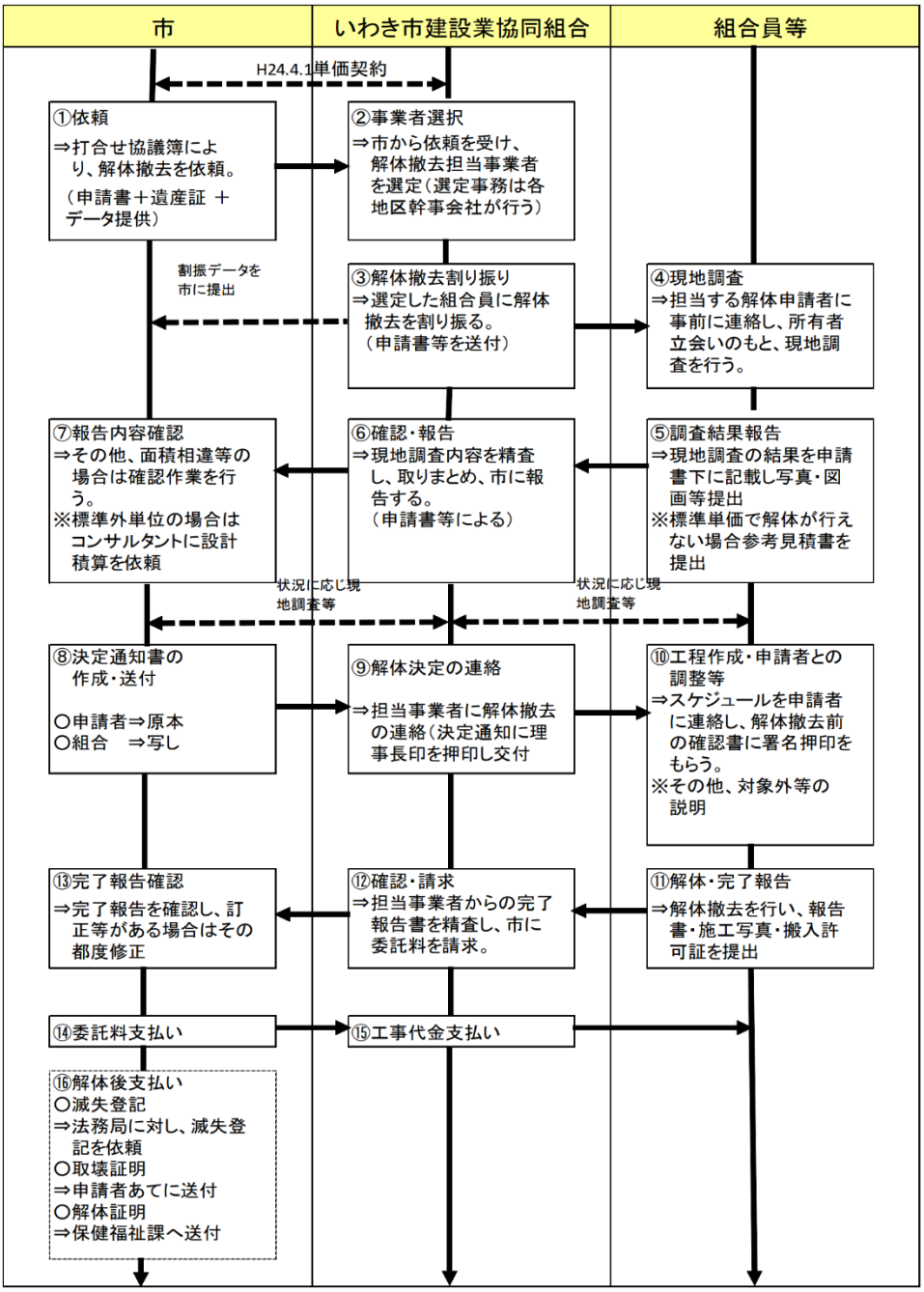

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

(2)　熊本地震（平成 28 年４月）

①　概要

熊本地震では、最大震度 7 の地震が 2 度にわたり発生、度重なる余震も発生し多数の家屋被害が発生した。平成 30 年 12 月 13 日現在の被害状況は次のとおりである。

【熊本地震被害棟数】

被害	棟数
全壊	8,643 棟
半壊	34,392 棟

熊本県平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録を基に作成

発災時、全壊家屋の解体費用については、市町村が撤去した場合も国の災害廃棄物等処理事業補助金の対象とされていたが、半壊家屋の解体費用については対象とされていなかった。

しかし、熊本地震においては、被災市町村において生活環境上の支障となっている損壊家屋等の解体・撤去が円滑に実施されることを目的に、市町村が行う全壊家屋及び半壊家屋の解体費用については、補助対象とすることとなったため、市町村による公費解体が実施されることとなった。この特例措置は、阪神・淡路大震災、東日本大震災に続き、3 例目となる。

なお、発災から 2 年間で 3 万 5 千棟を超える損壊家屋の公費解体が行われた。

② 熊本県

ア 課題と対応

熊本県では、申請受付から解体・運搬までの流れ、募集方法や様式等のひな形を整理し、県内市町村に提示することで事務負担軽減と円滑化を図った。以下は、熊本県が公費解体事務を整理した際の課題や解決策となる。

【熊本地震における公費解体実施の課題と対応】

当初の状況と発生した課題	課題への対応
(1) 全体の流れや募集等の初期対応	
○ 熊本県にとって初めての事務であるにも関わらず、短期間のうちに申請の受付準備や発注などを行う必要があった。	○ 東日本大震災を経験した宮城県等から資料提供を受け、契約書や仕様書案等の必要なひな形等を整理し、市町村に提示。
(2)標準単価の設定	
○ 市町村から公費解体を発注するための単価について、一定の目安を示してほしいとの要請があった。 ○ 悪質な解体事業者から不当に高額な解体費用を請求される事案も発生した。	○ 具体的な計算式と損壊家屋の解体標準単価を市町村に提示。 ○ このことで提示された単価を基準とした発注業務実施により、単価策定事務の省力化、早期発注が可能になった。 ○ あわせて標準単価を超える法外な悪質請求事案が、結果的に抑制された。

〈県で示した主な解体標準単価〉 単位：円／㎡

種別	解体費	運搬費 (2t 車往復 10km)	基礎解体費
木造家屋	７，８６２	１，６９０	１，０３５
RC 建物	１２，２４７	５，３６２	２，９７０

(3)関係団体と連携した解体事業者の確保	
○ 2 年以内に 3 万 5 千棟を超える損壊家屋等の解体を完了させるために、解体業務にあたる解体班数と解体事業者を把握し、計画的に解体事業を進める必要があった。 ○ 家屋解体は個々の解体工事の規模が小さいため、工事件数が多くなる。そのため多くの解体班を確保する必要があった。	○ (一社)熊本県解体工事業協会、(一社)熊本県建設業協会に協力を求め、他と合わせて、約 500 班の解体班と解体事業者のリスト提供を受け、市町村に提示した。 ○ その後、国や(一社)熊本県解体工事業協会から県外の解体工事業協会への依頼もあり、最大 840 班の解体班を確保できる見通しが立った。

当初の状況と発生した課題	課題への対応
(4)市町村ごとの具体的発注	
○ 発注には積算、事業者の選定、契約、施工管理などに時間を要するため、解体件数が多い市町村では、より効率的な体制の構築が必要であった	○ 公費解体の発注は、各市町村の実情にあわせ、大きく3パターンで実施した。 ※詳細は次項
(5)人的支援	
○ 市町村によっては他業務の事務に追われ、公費解体の実施に係る人員が不足していた。	○ 熊本県から3町村（南阿蘇村、西原村、益城町）に2名ずつ県職員を派遣し、解体の進捗管理等の業務を支援した。
(6)自主解体の取扱い	
○ 公費解体の申請開始は早い市町村で、発災から約1か月後となる平成28年5月15日であったため、その間に所有者による自主解体・撤去した案件が多数発生した。	○ 環境省から平成28年5月10日の事務連絡において、自主解体工事についても、災害廃棄物処理事業に該当するものは補助事業対象となる旨が示された。
(7)自主解体の実務上の取扱い	
○ 既に解体された解体家屋の特定と延べ床面積や構造等の把握 ○ 対象外経費の把握 ○ 自主解体で生じた廃棄物の取り扱い（建物解体による産業廃棄物として扱うか、災害廃棄物として一般廃棄物として扱うか等）	○ 解体前の建物を、「発災前の航空写真」、「固定資産台帳」、「解体事業者の実測値」等を基に解体した建物と、その延べ床面積等を把握した。 ○ 自主解体工事の明細書の提示を求め、施工写真により対象外経費が含まれていないかを確認した。 ○ 自主解体で生じた廃棄物は「災害廃棄物（一般廃棄物）」と整理し、仮置場で処理した例もあれば、産業廃棄物として直接、産業廃棄物処理業者に持ち込み処理した場合もあった。どちらの処理方法も、実務上可能であるため、両例が存在した。 ○ その他に、農林水産省の補助金等、災害廃棄物処理事業以外の補助金と重複しないよう管理した。

熊本県　平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録を基に作成

イ 熊本地震での公費解体の発注方式

熊本地震では、県内市町村の実情にあわせて大きく 3 パターンの発注が行われた。

【熊本地震での公費解体の発注方式】

①解体案件ごとに個別発注

解体棟数が少ない市町村では、解体案件ごとに個別に発注し、公費解体を実施。

【メリット】

解体案件に応じた発注が可能。

【デメリット】

件数が多いと発注業務に時間を要する。

②解体事業者と単価契約し実績払い（西原村等）

県で示した解体標準単価等をもとに、市町村で設定した単価により事業者と単価契約を結び、契約業者に対し解体を依頼。

解体事業の立会い、積算、施工管理、完了立会い、完了報告等の確認については、別途コンサルに委託。

【メリット】

単価契約をもとに解体を発注するため、早期に発注可能。

【デメリット】

解体件数が多くなった場合、解体事業者の実施能力と実施状況の把握が困難。

③(一社)熊本県解体工事業協会に解体の発注・管理業務等を委託

市町村が同協会に解体の発注から業務管理まで委託し、同協会が会員企業等、実施が可能な事業者に解体工事を発注。

解体事業の立会い、積算、完了立会い、完了報告等の確認については、別途コンサルに委託。

【メリット】

同協会が把握している事業者の情報をもとに、より効率的な工事発注が可能。

【デメリット】

施工体制の把握が十分でない事例が生じる可能性がある。

＜③のスキーム図＞

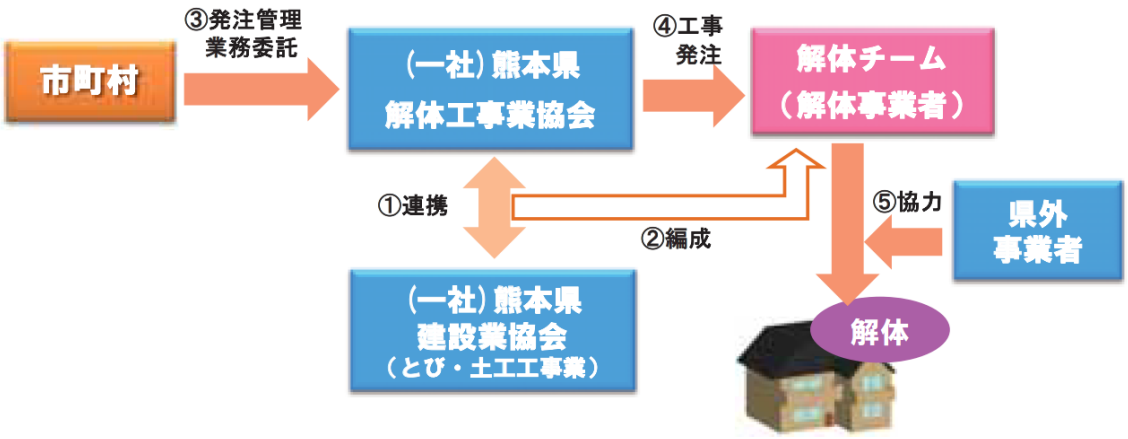

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

③ 益城町

ア 発災当初の住民対応

益城町では、これまでに公費解体事務の経験がなく、また、公費解体撤去の要件がすぐには明らかにならず、国や県の見解を待たなければならなかったため、発災当初の住民からの問い合わせ対応に苦慮した。記録誌には「例えば当初は、先行して解体して後日費用を町に請求する場合には、複数者の見積が必須である旨を説明していた。」とある。

【発災当初の住民からの損壊家屋解体に関する問い合わせ・要望例】

○解体申請の受付は、いつから始まるのか。いつ解体してくれるのか。
○町の解体を待てないので、自分で業者に発注したいのが、町指定業者はいるのか。
○町が事後的に補助するにあたって条件はあるのか。
○隣の家屋が自宅に倒れ掛かっているので、どうにかしてほしい。
○自分の家が隣家に傾いていて、隣家住人から速やかな補修ないし撤去を求められている。町にいち早く対応してほしい。
○解体に補助が出るという新聞記事を見たが、自己負担は何割になるのか。

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

イ 事業スキーム

公費解体に係る解体申請に関する事務処理業務、現地調査及び解体業務進捗管理は（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会へ、損壊家屋等解体・撤去に係る工事発注・管理業務やアスベスト事前調査業務を（一社）熊本県解体工事業協会へ、さらにコールセンター業務は熊本県内の人材派遣会社に委託し、益城町が公費解体業務全体の統括、官公署への各種届を行う体制をとった。

【益城町における公費解体スキーム】

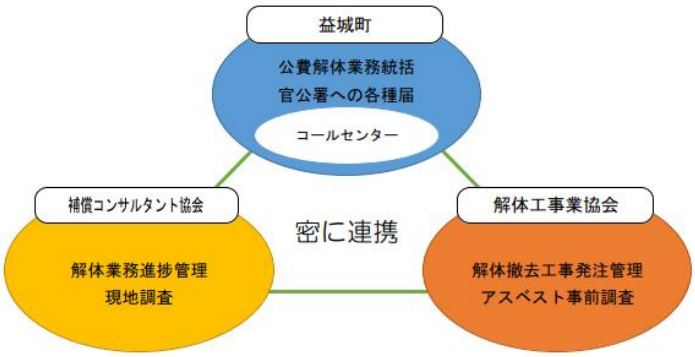

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

ウ 損壊家屋等解体撤去単価

【益城町の損壊家屋等解体撤去単価表抜粋（全て税抜）】

			木造	鉄骨造		RC造	備考
				軽量鉄骨	重量鉄骨		
解体費	上屋		7,862 円/㎡	6,813 円/㎡	9,572 円/㎡	12,247 円/㎡	※仮設・積込・諸経費を含む。機械併用。
	基礎		1,035 円/㎡	1,035 円/㎡	2,970 円/㎡	2,970 円/㎡	
運搬費	上屋	2ｔ車使用	1,690 円/㎡	3,191 円/㎡		5,362 円/㎡	※片道 5km（往復 10km）の場合
		4ｔ車使用	1,283 円/㎡	2,220 円/㎡		3,924 円/㎡	
		10ｔ車使用	810 円/㎡	1,235 円/㎡		2,164 円/㎡	
	基礎	2ｔ車使用	864 円/㎡	864 円/㎡	1,289 円/㎡	1,289 円/㎡	※片道 5km（往復 10km）の場合
		4ｔ車使用	632 円/㎡	632 円/㎡	943 円/㎡	943 円/㎡	
		10ｔ車使用	348 円/㎡	348 円/㎡	519 円/㎡	519 円/㎡	
倒壊塀撤去費			23,109 円 / 立米				※機械撤去の場合
アスベスト事前調査費			35,300 円 /日 （８Ｈ）				※通常 1H分

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

エ 公費解体実施の流れ

【益城町の公費解体実施フロー】

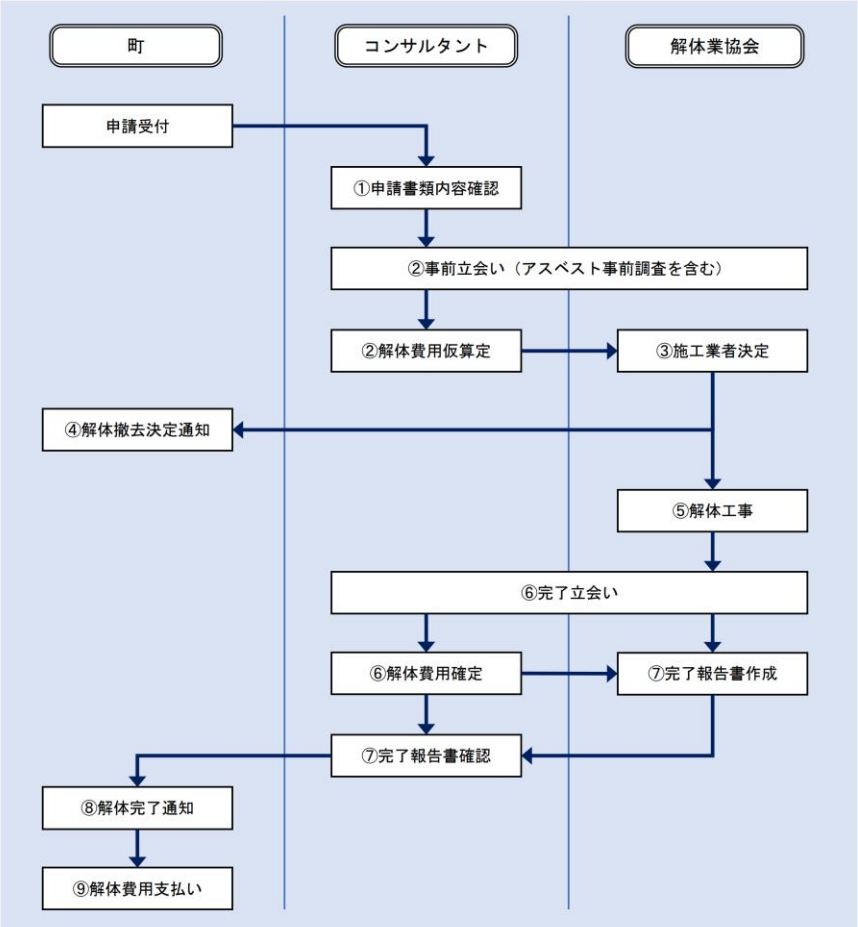

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

(3)　平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）（平成 30 年 7 月）

①　概要

平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）は、平成 30 年 6 月 28 日から平成 30 年 7 月 8 日にかけて、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨によって発生した。

【平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）被害棟数（全国)】

被害	棟数
全壊	6,767 棟
半壊	11,243 棟
一部損壊	3,991 棟
床上浸水	7,173 棟
床下浸水	21,296 棟

出典：環境省災害廃棄物対策情報サイト

熊本地震同様、発災時には、全壊家屋の解体について、市町村が撤去した場合も国の災害廃棄物等処理事業補助金の対象とされていたが、半壊家屋の解体については対象となっていなかった。

発災後約 1 か月後の平成 30 年 8 月 3 日に、熊本地震同様、市町村が解体を行う場合は半壊家屋についても災害廃棄物等処理事業の補助金対象となった。

②　倉敷市

倉敷市は、高梁川、小田川の氾濫により特に真備町での被害が大きかった。平成 30 年 7 月 5 日の発災以降の公費解体に関連するスケジュールは次のとおりである。

なお公費解体の問い合わせ等については、「倉敷市公費解体コールセンター」を設け、対応している。

【倉敷市の公費解体スケジュール】

発災日からの日数	発表日	支援や制度の内容 等
ー	2018 年 7 月 5 日	発災
7 日後	7 月 12 日	り災証明書・被災証明書の交付開始
29 日後	8 月 3 日	環境省より事務連絡（市町村が解体を行う場合は半壊家屋の解体についても災害廃棄物等処理事業の補助金対象となる旨）
32 日後	8 月 6 日	被災した家屋の解体・撤去の告知 ※市に依頼する場合は 9 月上旬より受付開始 すでに業者に費用を支払って行った場合は 3/31 まで申請可
41 日後	8 月 15 日	解体ごみ（解体・撤去により生じた解体ごみ／リフォーム等・一部を解体して生じた廃棄物）の受け入れ開始
65 日後	9 月 8 日 9 月 9 日	被災した家屋の解体・撤去に関する説明会を開催（市に解体・撤去を依頼する場合
73 日後	9 月 16 日	市への解体・撤去依頼　受付開始
111 日後	10 月 24 日	解体工事入札参加資格を有する建設業者向け制度説明会開催
131 日後	11 月 13 日	第 1 期工事解体業者決定（その後、第 18 期工事まで続く）

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク、倉敷市、建通新聞の各ウェブサイトを基に作成

③ 総社市

総社市は、倉敷市真備町に隣接しており、内水氾濫、高梁川の越水、決壊等による被害があり、水害によるアルミ工場の大規模な水蒸気爆発による被害も受けた。

総社市の「被災建造物の解体・撤去工事施工単価（基準額)」は次のとおりである。

【総社市の被災建造物の解体・撤去工事施工単価（基準額)】

被災建造物の解体･撤去工事施工単価（基準額）

1 木造家屋

（1）解体費 7，870円/㎡

※仮設･積込･諸経費含む。基礎撤去･廃棄物処分は含まない。税抜。

（2）運搬費

	①片道5km，往復10km	②片道10km，往復20km
2ｔ	1，749円/㎡	3，257円/㎡
4ｔ	1，367円/㎡	2，547円/㎡
10ｔ	1，008円/㎡	1，673円/㎡

※諸経費含む。税抜。

2 鉄筋コンクリート製（RC）建物

（1）解体費 12，037円/㎡

※仮設･積込･諸経費含む。基礎撤去･廃棄物処分は含まない。税抜。

（2）運搬費

	①片道5km，往復10km	②片道10km，往復20km
2ｔ	5，310円/㎡	8，410円/㎡
4ｔ	3，900円/㎡	6，000円/㎡
10ｔ	2，391円/㎡	3，990円/㎡

※諸経費含む。税抜。

3 基礎解体費等

1 木造家屋

（1）基礎解体工事費 1，200円/㎡ ※税抜。

（2）運搬費

	①片道5km，往復10km	②片道10km，往復20km
2ｔ	894円/㎡	1，070円/㎡
4ｔ	673円/㎡	1，020円/㎡
10ｔ	433円/㎡	808円/㎡

※諸経費含む。税抜。

2 鉄筋コンクリート製（RC）建物

（1）基礎解体工事費 3，620円/㎡ ※税抜。

（2）運搬費

	①片道5km，往復10km	②片道10km，往復20km
2ｔ	1，334円/㎡	2，484円/㎡
4ｔ	1，005円/㎡	1，872円/㎡
10ｔ	646円/㎡	1，205円/㎡

※諸経費含む。税抜。

出典：総社市ウェブサイト

1.4　仮置場の設置

（1）　阪神･淡路大震災（平成 7 年 1 月）

①　災害廃棄物発生量

阪神・淡路大震災での災害廃棄物発生量（兵庫県内）は次表のとおりである。兵庫県の平成 6 年度当時の一般廃棄物総排出量は 248 万トンで、おおよそ 8 年分に相当する。

【阪神・淡路大震災での災害廃棄物発生量（兵庫県内)】

区分		発生量
住宅・建築物系		1,450 万トン
公共公益施設系	道路鉄道等	480 万トン
	公団・公社・公営住宅等	70 万トン
合　計		2,000 万トン

出典：兵庫県・（公財）ひょうご環境創造協会「災害廃棄物に係る阪神・淡路大震災 20 年の検証」

②　仮置場の設置状況

ア　兵庫県･大阪府内の仮置場

兵庫県・大阪府内の仮置場等の設置状況は次のとおりである。当時、神戸、阪神、淡路地域には未竣工または未利用の海面埋立地があったため、これらを活用し、兵庫県内で最大時で 46 か所、125 万㎡の仮置場を確保した。

【兵庫県内の仮置場設置状況】

市町名	対象	仮置場		積出基地
		面積	場所	
神戸市	公共物	7,000 ㎡	東灘区魚崎浜球技場	コンクリート基地
	〃	12,000 ㎡	中央区磯上グラウンド	長田基地
	〃	17,000 ㎡	兵庫区御崎公園	灘浜基地
	〃	20,000 ㎡	須磨区海浜駐車場	木質系基地
	〃	15,000 ㎡	中央区小野浜公園（荒ごみ）	深江基地
	〃	30,000 ㎡	西区友清	
	その他	5,000 ㎡	*灘区灘浜緑地	兵庫基地
		200,000 ㎡	*中央区ポーアイ第2期地区	
		100,000 ㎡	*複合産業団地	
		30,000 ㎡	長尾山	
		小計(436,000 ㎡)	計10か所	
尼崎市	倒壊家屋等	60,000 ㎡	丸島地区ファミリーパーク	フェニックス
		小計(60,000 ㎡)	計1か所	尼崎基地
西宮市	〃	230,000 ㎡	*甲子園浜 業務4課残土置場	甲子園浜
		(130,000+100,000)	計1か所	
芦屋市	〃	40,000 ㎡	企業庁南芦屋浜埋立地 計1か所	南芦屋浜
伊丹市	〃	24,000 ㎡	旧敷紡跡地（個人持ち込み分）	
		14,000 ㎡	神津小学校隣接地（業者持ち込み分）	
		4,000 ㎡	昆陽池公園	
		3,500 ㎡	敷紡西	
		5,600 ㎡	瑞か丘	
		8,000 ㎡	JR清算事業団	
		小計(59,100 ㎡)	(*移動式破砕機) 計6か所	
宝塚市	〃	7,000 ㎡	武庫川河川敷	
		20,000 ㎡	*大阪採石場内	
		10,000 ㎡	サングリーン開発造成地	
		小計(37,000 ㎡)	計3か所	
川西市	〃	1,350 ㎡	火打1丁目公有地（ガレキ）	
		4,700 ㎡	火打1丁目民有地（木材）	
		1,100 ㎡	火打1丁目公有地（木材）	
		2,400 ㎡	加茂6丁目公有地（ガレキ）	
		2,000 ㎡	清和台東5丁目公有地（ガレキ・木材）	
		小計(11,550 ㎡)	計5か所	
北淡町	倒壊家屋等	40,000 ㎡	*浅野南　土取り跡地	
		30,000 ㎡	野島平林	
		小計(70,000 ㎡)	計2か所	
津名町	〃	130,000 ㎡	企業庁佐野埋立地	フェニックス
		40,000 ㎡	企業庁生穂地区	津名基地
		小計(170,000 ㎡)	計2か所	
洲本市	〃	23,000 ㎡	由良熊田埋立地 計1か所	
淡路町	〃	30,000 ㎡	青木建設土取り跡地 計1か所	
西淡町	〃	3,000 ㎡	元焼却場の所 計1か所	
三原町	〃	2,000 ㎡	町有地（ガレキ）	
		3,000 ㎡	民有地（木材）	
		300 ㎡	民有地（木材）	
		1,000 ㎡	企業団地予定地（木材）	
		小計(6,300 ㎡)	計4か所	
南淡町	〃	3,000 ㎡	総合運動公園予定地（ガレキ）	
		5,000 ㎡	阿万海岸（木材）	
		小計(8,000 ㎡)	計2か所	
東浦町	〃	5,000 ㎡	大磯土取跡（木材） 計1か所	
一宮町	〃	30,000 ㎡	JA日之出一宮支店ミニライスセンター	
			計1か所	
五色町	〃	20,000 ㎡	港湾地区 計1か所	
緑町	〃	10,000 ㎡	中山地区土取場（不燃物）	
			倭文地区支所広場（不燃物）	
			三洋広場（木材）	
			計3か所	
計		1,248,950 ㎡	46か所	

出典：環境省　災害廃棄物対策指針　技術資料【技 2-1-4】

【大阪府内の仮置場設置状況】

市町名	対象	仮置場		積出基地
		面積	場所	
大阪市	倒壊家屋等	10,000 ㎡	大阪市　北港　計1か所	
豊中市	倒壊家屋等	6,150 ㎡	豊中市　走井(ガレキ)	大阪基地
	倒壊家屋等	5,480 ㎡	豊中市　走井(廃木材)	
	倒壊家屋等	5,670 ㎡	豊中市　神崎川(廃木材)	
	倒壊家屋等	1,520 ㎡	豊中市　原田(廃木材)	
		小計(18,820 ㎡)	計4か所	
吹田市	倒壊家屋等	5,480 ㎡	吹田市北工場中継地　計1か所	
池田市	倒壊家屋等	5,000 ㎡	池田市　民間砕石跡地　計1か所	
川西市	倒壊家屋等	1,650 ㎡	浄水場下	
	倒壊家屋等	560 ㎡		
		小計(2,210 ㎡)	計2か所	
計		41,510 ㎡	9か所	

出典：環境省　災害廃棄物対策指針　技術資料【技 2-1-4】

(2)　東日本大震災（平成 23 年 3 月）

①　災害廃棄物等推計量

東日本大震災では、東日本の太平洋沿岸部を中心に、13 道県 239 市町村において災害廃棄物が約２千万トン、津波堆積物が約 1.1 千万トン発生した。

【東日本大震災での災害廃棄物等推計量】

区分	災害廃棄物等推計量
災害廃棄物（津波堆積物を除く）	約 2 千万トン（13 道県 239 市町村）
津波堆積物	約 1.1 千万トン（6 県 36 市町村）

出典：環境省災害廃棄物対策情報サイト

②　仮置場の設置状況

ア 東日本大震災での仮置場の名称･役割

東日本大震災では、多くの仮置場が設置された。これら仮置場の名称や役割は、自治体ごとに異なっている。各県・市の仮置場の名称・役割は次のとおりである。

【東日本大震災での仮置場の名称・役割】

県・市	名称	役割	備考
岩手県	一次仮置場	災害廃棄物等の一時的な保管が主であり、ところにより比較的簡易な粗破砕・粗選別（津波堆積物処理を含む）を行うところもある。	岩手県処理受託事業（４事業）はＪＶへ（一次仮置場を含め）運営管理を委託し、破砕・選別・再資源化を行った。 選別後の処理先として、セメント工場（県内２か所）、既設焼却施設及び仮設炉（２か所）を活用した。
	二次仮置場	災害廃棄物処理等の一時的な保管と中間処理（本格的な破砕・選別（津波堆積物処理を含む））を行う。岩手県処理受託事業仮置場及び釜石市、大船渡市、陸前高田市等の中間処理施設を設置している仮置場を呼称している。	
宮城県	一次仮置場	災害廃棄物等の一時的な保管が主であり、ところにより比較的簡易な粗破砕･粗選別を行うものもある。	
	二次仮置場	災害廃棄物等の一時的な保管と中間処理（本格的な破砕・選別（津波堆積物処理を含む）・焼却）を行う。宮城県処理受託事業仮置場を呼称している。	宮城県処理受託事業（４ブロック８処理区）は、ＪＶへ運営管理を委託し、破砕・選別・焼却・再資源化を行った。
福島県	一次・二次仮置場について、県内で考え方を統一しておらず、自治体ごとに役割は異なる。		
仙台市	市民用仮置場	地震で損壊･浸水した粗大ごみを市民が自己搬入する仮置場の役割をもつ。（延べ８か所設置）	がれき搬入場と市民用仮置場の運営管理は、市内の産業廃棄物処理業者に委託した。
	がれき搬入場	災害廃棄物等の一時的な保管と中間処理（本格的な破砕・選別・焼却）を行う。（３か所設置）	
いわき市	一次仮置場	津波被災地区では、災害廃棄物等の一時的な保管と中間処理（破砕・選別）を行う。（10 か所） 内陸部では市民の持込みが可能な仮置場を呼称している。（７か所）	仮置場の運営管理は、市内の一般廃棄物の許可を有する産業廃棄物処 理業者数社に委託した。
	二次仮置場	一次仮置場で選別した選別物の保管を目的とした一般廃棄物焼却施設用地。（２か所）	

出典：環境省　東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書

イ 仮置場の設置箇所数・面積

岩手県・宮城県の仮置場の設置数は次のとおりで、一次仮置場は、岩手県が 110 か所、宮城県は 256 か所、二次仮置場は、岩手県が 9 か所、宮城県が 12 か所である。

【岩手県・宮城県の仮置場設置数】

仮置場の種類	岩手県	宮城県	合計
一次仮置場	110	256	366
二次仮置場	9	12	21
計	119	268	387

※仙台市の二次仮置場（蒲生、荒浜、井土）は、宮城県の二次仮置場に含めて集計

出典：環境省　東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書

東日本大震災において岩手県・宮城県内で設置された一次仮置場の面積規模別の設置割合と設置数は次のとおりである。約半数が 10,000 ㎡（1ha）以上である。また面積規模別の設置数では、10,000 ㎡～19,999 ㎡の一次仮置場が 89 か所と最も多い。

【一次仮置場の面積規模別の設置割合】

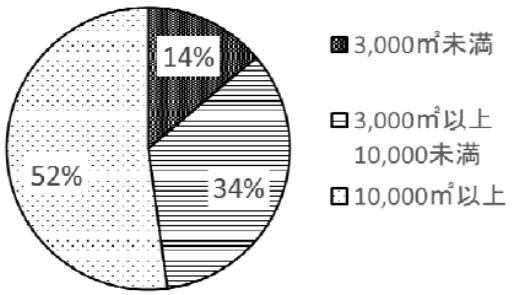

出典：環境省　災害廃棄物対策指針　技術資料【技 2-2-4】

【一次仮置場の面積規模別の設置数】

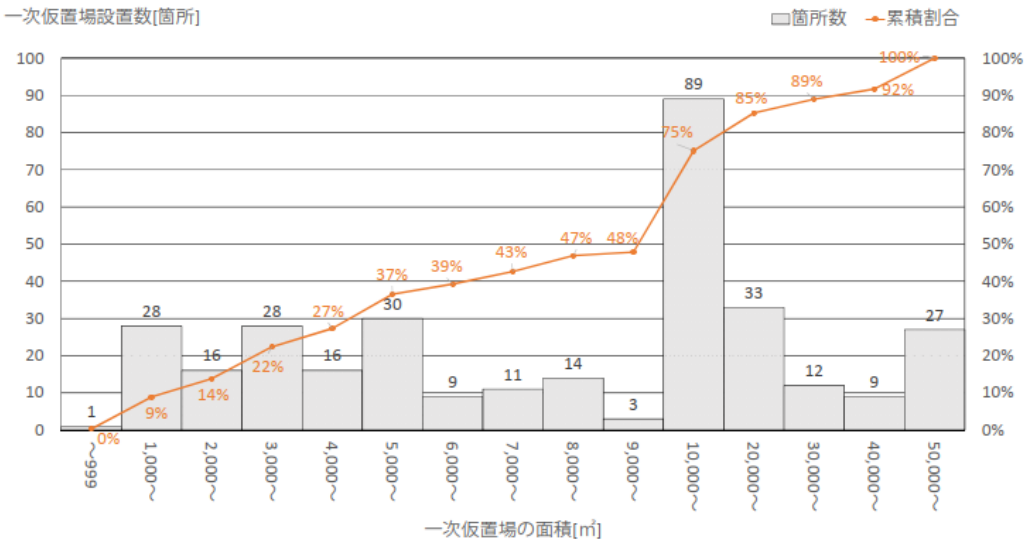

出典：環境省　災害廃棄物対策指針　技術資料【技 2-2-4】

ウ 設置時の仮置場の様子

東日本大震災で設置された主な一次仮置場の状況は次の通りである。

【一次仮置場の事例】

野田一次仮置場（気仙沼処理区）

表浜港湾用地一次仮置場（石巻ブロック）

下野郷公園（公園北）（岩沼処理区）

雲雀野埠頭一次仮置場（石巻ブロック）

小塚原一次仮置場（名取処理区）

一次仮置場（山元処理区）

出典：環境省　東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書

仙台市の市民用仮置場の状況は次のとおりである。設置場所が、車両の進入を想定していない公園等であったため、車両の動線の確保や遊具の撤去なども行われた。

災害発生直後は、住宅地近くに片付けごみの持ち込み先が確保され、歓迎されていたが、片付けが一段落すると迷惑施設として認識されはじめ、早期の撤去を迫られた。

【市民等が自ら持ち込む一次仮置場の例】

出典：東日本大震災により発生した被災３県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

(3)　熊本地震（平成 28 年 4 月）

①　災害廃棄物発生量の推計

熊本地震での災害廃棄物処理実行計画での災害廃棄物発生量の推計結果は次表のとおりで、約 289 万トンである。なお、その後の処理実績は平成 30 年 12 月現在で約 311 万トンとなり、推計量を超えている。

（平成29年5月1日時点の調査をもとに作成）

地域	市町村	推計量（千トン）
熊本	熊本市	1，479
宇城	宇土市	72
	宇城市	154
	美里町	15
玉名	玉名市	8
	玉東町	4
	和水町	1未満
	南関町	1未満
鹿本・菊池	山鹿市	1未満
	菊池市	86
	合志市	40
	大津町	116
	菊陽町	36
阿蘇	阿蘇市	64
	南小国町	1
	小国町	1未満
	産山村	3
	高森町	1未満
	南阿蘇村	72
	西原村	101
上益城	御船町	118
	嘉島町	70
	益城町	329
	甲佐町	71
	山都町	4
八代	八代市	25
	氷川町	27
芦北	芦北町	1未満
天草	上天草市	1未満
合　計		2，893

出典：熊本県災害廃棄物処理実行計画　第 2 版

②　仮置場の設置状況

熊本地震では、平成 28 年 4 月 14 日の前震から 1 週間で県内 22 市町村 41 か所の仮置場が設置され、最終的には 27 市町村で 74 か所となった。

一次仮置場の設置パターン及びそのメリット、デメリットは次のとおりであった。

【熊本県内の仮置場の設置パターンとメリット・デメリット】

設置パターン	メリット／デメリット
① 市町村内に１、２か所の少数の仮置場を設置	（メリット） ● 人員を集中させることが可能となり、分別収集をより適切に指導することができた。 ● 多くは一定の面積があるため、当該仮置場で分別まで行い搬出することができた。 （デメリット） ● 一定の規模以上の土地を確保する必要があった。 ● 住民が車等で廃棄物を搬入する必要があり、また、ピーク時には長時間の搬入渋滞が発生した。 ● ピーク時には仮置場の容量や搬出体制の能力を超え、搬入を制限する場合が生じた。
② 市町村内に３か所以上の比較的多数の仮置場を設置	（メリット） ● 住民に身近な地域ごと等に設置でき、住民が仮置場に搬入する負担を軽減できた。 ● 比較的小規模の土地でも仮置場として利用できた。 （デメリット） ● 仮置場ごとの管理に多くの人員が必要であり、結果的に分別収集を指導しづらかった。 ● 小規模の仮置場では敷地内での分別が困難で、分別のできる別の仮置場へ移動させた事例があった。 ● 大量の災害廃棄物が搬入されたことにより、短期間に仮置場が飽和状態となったため閉鎖せざるを得ず、新たな仮置場が開設された事例や、河川敷等に設置した仮置場が、梅雨期になり浸水のリスクから閉鎖せざるを得ない事例があった。
③ ごみステーションで収集	● 熊本市においては環境局防災計画の中で災害廃棄物の一次仮置場と定めていた市内約 2 万か所のごみステーションを利用し、地域によっては市が設定した駐車場や公園などを一次仮置場として利用したケースもあった。 （メリット） ● 住民に身近な地域内に仮置場が設置されたため、住民が仮置場に搬入する負担を軽減できた。 ● 新たに用地を確保する必要がなかった。 （デメリット） ● 災害ごみと生活ごみの収集場所が同一であったため、ごみステーション周辺に生活ごみを含む大量の災害廃棄物が排出されたことから、収集が追いつかず、歩道だけでなく車道までごみが溢れ返る状況となり、車両の通行に支障をきたす原因となった。
④ 仮置場とごみステーションの併用	宇土市、宇城市は 2 か所の仮置場と不燃ごみ等のゴミステーションを併用した。 両市は不燃ごみと生活ごみのステーションが従来から別であったため、災害ごみに生活ごみが混入することは少なかった。 （メリット） ● 仮置場では、人員を集中させ分別収集をより適切に指導し分別搬出することができた。 ● 高齢者等は近くの不燃ごみ置き場に災害廃棄物を搬出できた。また不燃ごみ置き場は地元が管理できた。 （デメリット） ● 一定の規模以上の土地を確保する必要があった。 ● 不燃ごみ置き場には大きなごみの搬出はできなかった。

熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録を基に作成

熊本県内の仮置場の設置状況は次のとおりである。

【熊本県内の仮置場の設置状況】

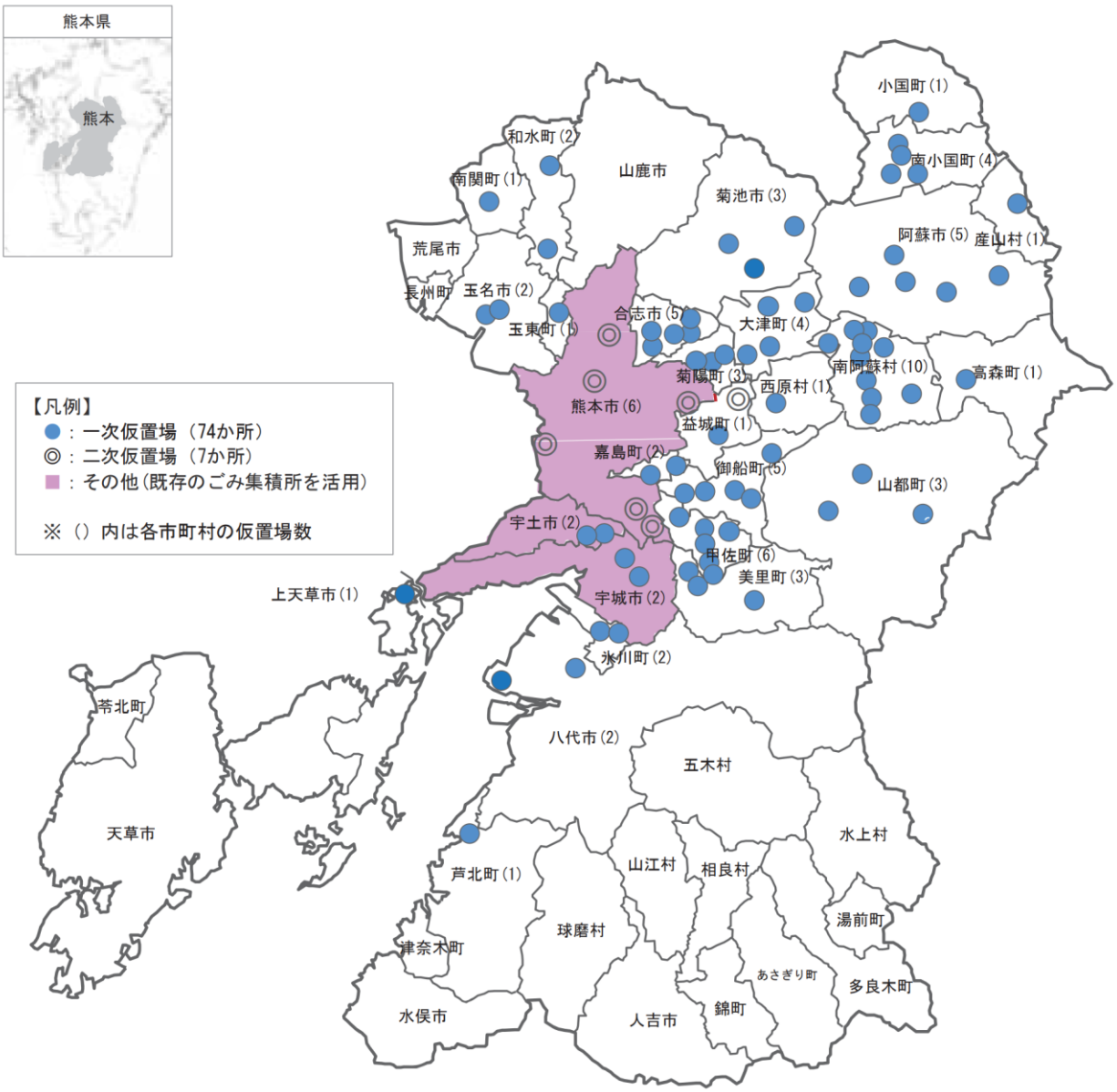

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

熊本県内の仮置場一覧は次のとおりである。

【熊本県内の仮置場一覧】

市町村名	仮置場名	面積（㎡）	開設日	閉設日（搬出完了日）
熊本市	戸島仮置場	82,000	H28.7.19	H30.5.19
	城南仮置場	5,000	H28.8.26	H30.3.14
	新城南仮置場	13,000	H29.3.6	H30.3.14
	扇田仮置場	91,000	H28.7.19	H30.6.6
	北部仮置場	20,000	H28.8.22	H30.3.6
	熊本港仮置場	24,000	H29.3.27	H30.4.4
宇土市	松山地区民有地（廃棄物処理業者所有）	5,900	H28.4.18	H29.10.21
	宇土清掃センターグラウンド	4,600	H28.5.21	H29.10.6
宇城市	宇城広域連合クリーンセンターグラウンド	11,600	H28.4.23	H30.1.23
	内田仮置場（松橋町内田地区）	2,500	H28.4.20	H28.6.30
美里町	美里町役場砥用庁舎	800	H28.4.16	H28.5.31
	美里町役場中央庁舎	2,000	H28.4.16	H28.5.31
	中郡処分場跡地	2,000	H28.7.11	H30.1.24
玉名市	玉名市浄化センター	1,530	H28.4.17	H28.5.28
	玉名市水の守し尿処理場内公園	3,645	H28.8.1	H30.1.23
玉東町	玉東町町民グラウンド近く町所有地	878	H28.4.21	H30.1.12
和水町	和水町役場本庁前駐車場	39	H28.4.15	H28.5.31
	和水町役場三加和総合支所裏　多目的広場	30	H28.4.15	H28.5.31
南関町	土捨て場（資材置場）建設業者所有地	70	H28.4.18	H28.5.31
菊池市	菊池広域クリーンセンター跡地	10,500	H28.4.16	H30.2.28
	旭志弁利仮置き場	3,000	H28.4.23	H30.3.17
	重味グラウンド仮置場	5,500	H28.8.22	H28.9.25
合志市	みずき台グラウンド	9,178	H28.4.18	H28.6.6
	みずき台グラウンド駐車場	840	H28.4.16	H28.5.5
	市立学校給食センター北側空地	3,596	H28.4.16	H28.5.9
	合志小跡グラウンド	5,200	H28.4.18	H28.7.4
	中央運動公園駐車場奥広場	2,264	H28.4.18	H28.6.13
大津町	杉水仮置場	7,600	H28.4.15	H30.3.13
	矢護川仮置場	16,500	H28.4.30	H29.10.31
	室仮置場	13,200	H28.8.8	H29.3.22
	楽善北仮置場	9,500	H29.2.6	H29.7.31
菊陽町	し尿処理場跡地	8,651	H28.4.15	H30.3.28
	さんふれあ駐車場西側	6,645	H28.4.22	H28.7.12
	沖野埋立処分場跡地	1,616	H28.4.22	H28.7.9
阿蘇市	波野グラウンド駐車場	2,800	H28.4.19	H28.5.7
	阿蘇畜産農業協同組合跡地	35,300	H28.4.19	H29.9.16
	太阿蘇環境センター未来館横　芝生広場	10,600	H28.4.19	H28.10.18
	阿蘇市立阿蘇体育館横多目的広場	2,000	H28.4.19	H28.5.6
	阿蘇市農村公園あぴか駐車場	8,000	H28.5.8	H28.7.8
南小国町	山村広場	1,000	H28.4.22	H29.2.20
	山村広場（第二仮置場）	400	H28.6.2	H29.2.20
	元資材置場（解体廃棄物用）	2,226	H28.7.1	H30.2.15
	南小国町農業協同組合地力増進施設駐車場の一部	200	H30.7.2	H30.12.26
小国町	林間広場	2,600	H28.4.24	H28.11.30
産山村	産山区公民館グラウンド	10,000	H28.4.17	H30.3.15
高森町	旧南阿蘇畜協跡旭通	1,000	H28.4.24	H28.10.8
南阿蘇村	旧白水中学校グラウンド	8,627	H28.4.17	H28.9.24
	旧久木野中学校芝生広場	2,641	H28.4.17	H28.7.20
	渡辺内科横ふれあい広場	4,219	H28.4.17	H28.8.25
	下野堤前広場仮置場	2,966	H28.4.17	H28.7.24
	旧長陽西部小学校グラウンド	5,975	H28.4.29	H28.9.8
	長陽運動公園前広場	1,925	H28.4.29	H28.8.1
	長陽パークゴルフ場駐車場	6,516	H28.6.4	H30.7.31
	立野ダムストックヤード	2,375	H28.4.29	H30.4.17
	東海大学グラウンド	17,885	H28.11.1	H30.2.28
	阿蘇ファームランド	7,333	H28.12.1	H28.12.16
西原村	西原村民グラウンド	27,378	H28.4.17	H29.12.28
御船町	滝川みんなの広場	8,000	H28.4.16	H28.5.22
	広域農道資材置き場	700	H28.4.18	H28.4.27
	御船町運動公園グラウンド駐車場	1,200	H28.4.16	H28.4.19
	御船町民グラウンド	17,000	H28.6.4	H29.12.27
	御船町七滝　廃棄物収集業者所有地	1,394	H30.2.1	H30.3.29
嘉島町	浮島周辺水辺公園北側　仮置き場	8,846	H28.4.15	H29.8.31
	嘉島町営グラウンド	4,200	H28.4.15	H28.4.30
益城町	益城町中央小学校跡地	18,685	H28.4.15	H29.12.28
甲佐町	中甲橋グリーンパーク	6,500	H28.4.15	H28.4.30
	龍野ふれあい広場	6,500	H28.4.15	H28.5.20
	グリーンパル甲佐上流側グラウンド	6,500	H28.4.15	H28.5.20
	麻生原運動公園	2,500	H28.4.15	H28.6.10
	緑川グラウンド	14,000	H28.4.15	H29.7.27
	甲佐町寒野　建設業者所有地	12,000	H28.7.20	H29.11.10
山都町	山都町小峰	1,200	H28.4.22	H28.8.31
	山都町原	1,300	H28.4.19	H28.5.8
	山都町金内（旧中島東部小学校跡地、中島仮置き場）	2,700	H28.8.17	H29.7.18
八代市	八代市鏡支所	2,700	H28.4.22	H28.5.30
	八代市水処理センター	9,900	H28.4.22	H30.3.16
氷川町	火葬場跡地	2,707	H28.4.15	H28.9.28
	氷川町高塚　私有地	10,000	H28.12.26	H29.11.21
芦北町	芦北町清掃センター　田浦事業所	3,500	H28.4.16	H28.7.29
上天草市	三角港海岸（岩谷公園付近）	300	H28.6.20	H28.9.30
熊本県	二次仮置場	98,000	H28.9.30	H30.2.23

出典：熊本県　平成 28 年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

(4)　関東･東北豪雨（平成 27 年 9 月）

①　災害廃棄物発生量

関東・東北豪雨は、平成 27 年台風第 18 号により発生し、21 都府県で被害が発生した。中でも茨城県、栃木県、宮城県で多くの家屋被害が発生した。

このうち、茨城県、栃木県で発生した災害廃棄物発生量を次のとおり示す。茨城県常総市では、約 5 万 2 千トンの災害廃棄物が発生した。

【災害廃棄物の発生量（茨城県・栃木県）】

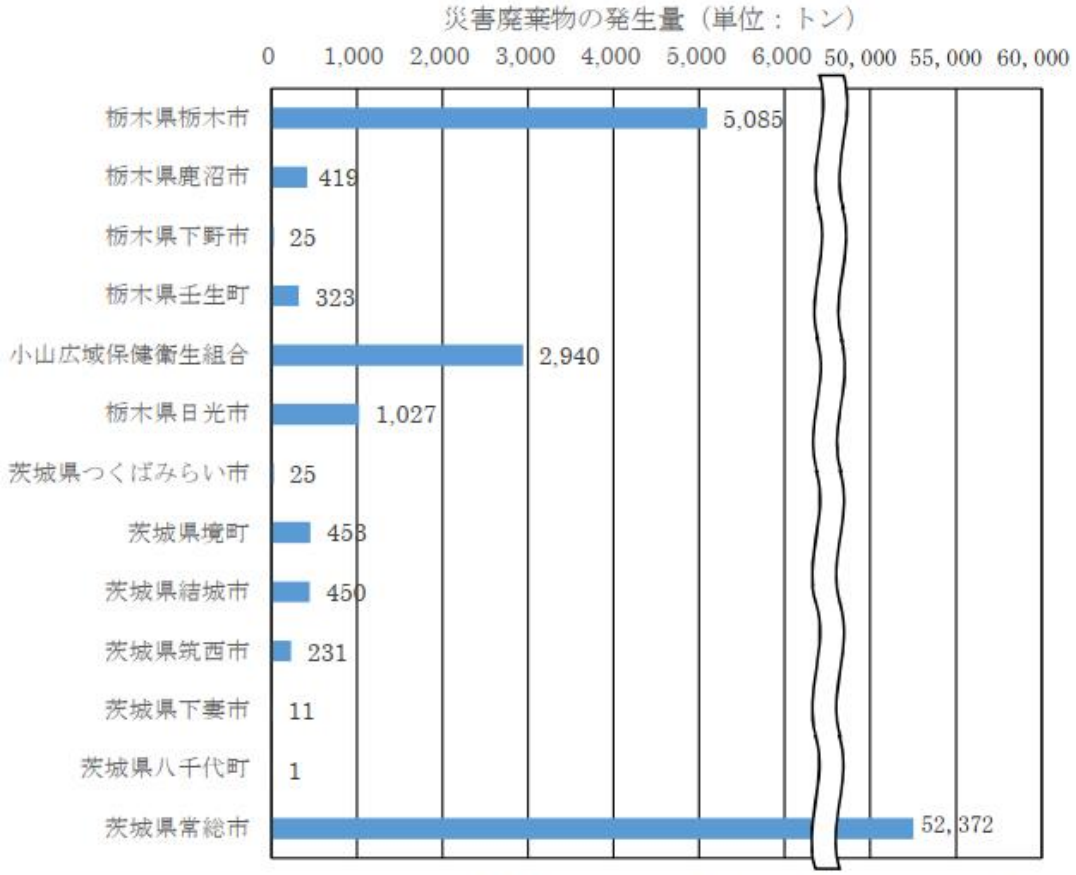

（小山広域保健衛生組合は、栃木県小山市、下野市、野木町の災害廃棄物の合計処理量）

出典：環境省・常総市　平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

② 仮置場の設置状況

常総市では、水害により大量に発生した災害廃棄物を収集・保管するために、利用可能な空き地等に最大限、仮置場を設置することとし、常総市内 10 か所、常総市外 3 か所の計 13 か所に仮置場を設置した。このうち、運用終了まで受入を継続したものは 8 か所であり、残り 5 か所は、周辺環境や、土地利用の必要性が生じた等の理由により、短期間で受入を終了している。

【運用終了まで受入を継続した災害廃棄物仮置場（茨城県常総市）】

仮置場名称	仮置場所有者（所管）	仮置場面積	周辺環境	環境保全上の潜在的課題
①地域交流センター東側駐車場	常総市（企画部財政課）	8,300㎡	市街地 石下小学校近い	粉じん、ごみ飛散、害虫、臭気
②豊田球場	常総市（教育委員会スポーツ振興課）	10,000㎡	周辺に民家等はない	
③ポリテクセンター茨城前隣接市有地	常総市（企画部財政課）	6,000㎡	国道沿い、民家あり	
④きぬアクアステーション	茨城県	35,000㎡	下妻市 周辺に民家等はない	粉じん、ごみ飛散、害虫、臭気
⑤クリーンポート・きぬ北側専用地	下妻地方広域事務組合	20,000㎡	下妻市 民家近い	粉じん、ごみ飛散、害虫、臭気
⑥宝堀（ほうほり）球場	坂東市	25,000㎡	坂東市 民家から 100m だがよく見える	粉じん、ごみ飛散、害虫、臭気
⑦圏央道常総 IC（インターチェンジ）用地	国土交通省関東地方整備局常総国道事務所	7,000㎡	周辺に民家等はない　IC 工事中	粉じん、ごみ飛散、害虫、臭気
⑧青少年の家グラウンド	常総市（教育委員会生涯学習課）	12,400㎡	民家近い	害虫、臭気

（④きぬアクアステーション、⑤クリーンポート・きぬ北側専用地、⑥宝堀球場は常総市外の仮置場である）

出典：環境省・常総市　平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

【短期間で閉鎖した災害廃棄物仮置場一覧（茨城県常総市）】

仮置場名称	仮置場所有者（所管）	仮置場面積	周辺環境	環境保全上の潜在的課題
(1) 石下庁舎西側駐車場	常総市（企画部財政課）	4,000㎡	市街地 来客・職員駐車場	
(2) 三妻小学校グラウンド	常総市（教育委員会学校教育課）	10,700㎡	民家近い グラウンドの使用	
(3) 鬼怒中学校グラウンド	常総市（教育委員会学校教育課）	12,400㎡	民家近い グラウンドの使用	
(4) 石下自動車学校跡地	常総市（企画部財政課）	17,300㎡	四方民家に囲まれている	粉じん、ごみ飛散、害虫、臭気
(5) 水海道産業ストックヤード	水海道産業株式会社	1,600㎡	民間企業用地	害虫、臭気

出典：環境省・常総市　平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

【常総市の災害廃棄物　仮置場　位置図】

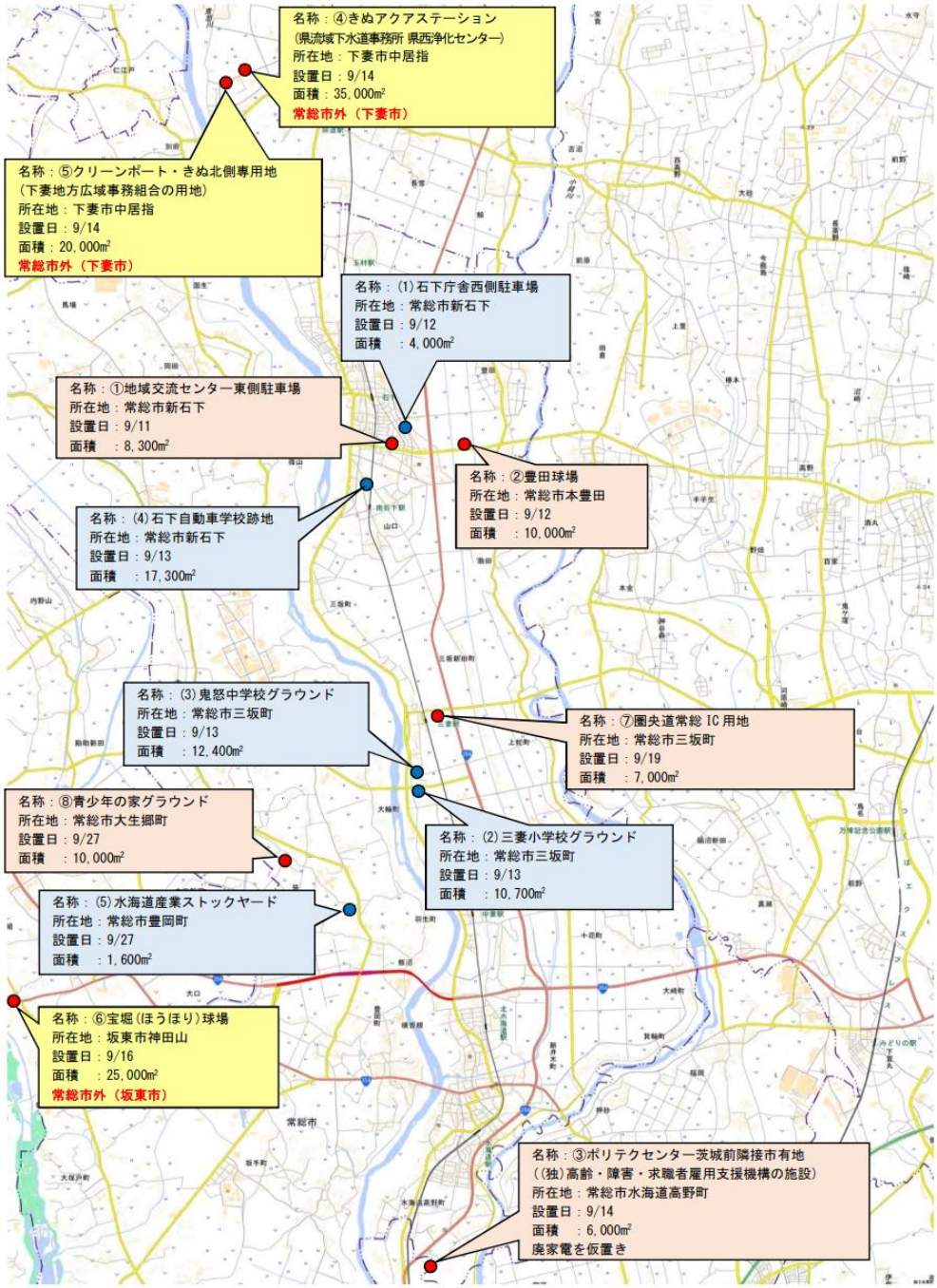

図 1-4-1　災害廃棄物仮置場の位置図

出典：環境省・常総市　平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

なお、短期間で閉鎖した主な理由には次のようなものがある。

【短期間で閉鎖した理由】

- 仮置場が、市街地に位置していた。
- 仮置場の四方が民家に囲まれており、住民から苦情が出た。
- 復旧と同時に、仮置場周辺の学校の運営が再開したために、災害廃棄物を仮置きしているグラウンドの使用が必要になった。
- 民間企業が保有する用地であり、使用用途が生じた。

出典：環境省・常総市　平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

1.5　収集運搬

（1）　東日本大震災（平成 23 年 3 月）

仙台市の収集運搬状況は以下のとおりであった。

①　避難所ごみの収集

発災後、随時避難所が開設されたため、避難所で発生するごみ・し尿の早期収集が必要となった。

複数あるごみ処理工場のうち、葛岡工場が発災 3 日後の 3 月 14 日から順次、再稼働したことから、その日から環境事業所及び委託業者により、避難所ごみの収集を開始した。

また 3 月 16 日からは京都市の応援を得ながら収集を実施した。

東日本大震災では、軽油等の燃料油の確保が難しい状況が続いたため、効率的な収集ルートの選定が重要となるが、避難所の開設や閉鎖、避難人数等が刻々と変化するため、収集が滞る場面もあり、臨機応変に対応することが求められた。

発災以降の収集運搬量、避難所数、避難人数は下表のとおりである。

【仙台市の収集運搬量及び避難所，避難人数の推移】

月日		仙台市全5区		
		収集運搬量	避難所数	避難人数
3月	11日	0.00	172	70,507
	12日	0.00	266	105,947
	13日	0.00	286	102,433
	14日	34.42	288	97,260
	15日	24.66	247	70,431
	16日	31.17	232	52,225
	17日	29.71	206	32,568
	18日	42.71	184	27,291
	19日	34.35	155	20,176
	20日	35.45	134	13,631
	21日	42.67	125	11,420
	22日	49.69	109	8,623
	23日	48.39	101	7,383
	24日	21.49	94	6,430
	25日	17.26	90	5,978
	26日	30.16	83	5,593
	27日	4.12	78	5,163
	28日	21.61	75	4,747
	29日	10.57	71	4,372
	30日	13.55	70	4,197
	31日	15.86	67	4,051
4月	1日	16.19	54	3,744
	2日	22.65	52	3,670
	3日	7.96	50	3,603
	4日	16.93	46	3,360
	5日	11.61	44	3,201
	6日	5.04	44	3,170
	7日	3.03	44	3,093
	8日	7.54	46	3,165
	9日	12.04	44	2,964
	10日	18.32	34	3,063
	11日	9.32	31	2,829
	12日	3.71	31	2,823
	13日	4.77	30	2,774
	14日	5.22	30	2,718
	15日	5.00	29	2,533
計		657.17	－	－

出典：仙台市　東日本大震災における震災廃棄物処理の記録

②　家庭から出るごみ（家庭ごみ･資源物等）の収集運搬

発災後、市内の各環境事業所や委託業者との連絡が難しい状況にあったが、委託業者が環境局に自主参集する等し、収集体制の早期立ち上げが可能となり、発災から 4 日後の 3 月 15 日

から家庭ごみ（燃やすごみ）の定日収集を再開した。

仙台市は、家庭から出るごみに指定袋制を導入しているが、入手が難しい場合は、暫定措置として、4 月末まで、指定袋以外の透明や半透明袋での排出を認めることとした。

プラスチック製容器包装は、異物を取り除き選別・圧縮・梱包を行う中間処理委託業者のベール化施設が津波により工場の全設備が冠水し、操業できなくなったことから、市民には、工場の操業再開まで家庭内での保管を依頼した。当初、ベール化施設の復旧には 3～4 か月程度かかる想定であったが、早期復旧により 4 月 25 日より操業を再開した。

また缶・びん・ペットボトル等や、紙類の収集運搬についても、委託業者が収集車両の燃料を安定的に確保できるまで収集を中止し、市民には家庭内での保管を依頼した。缶・びん・ペットボトル等は 3 月 29 日から、紙類については 4 月 4 日から収集を再開した。

【仙台市の家庭から出るごみの収集運搬の主な経緯】

前震からの日数	日付	内容
―	平成 23 年 3 月 11 日	発災
4 日後	3 月 15 日	家庭ごみ（燃やすごみ）の収集再開
18 日後	3 月 29 日	缶・びん・ペットボトルの収集再開
24 日後	4 月 4 日	紙類の収集再開
45 日後	4 月 25 日	プラスチック製容器包装の収集再開

出典：仙台市　東日本大震災における震災廃棄物処理の記録

【仙台市の家庭から出るごみの収集運搬の主な経緯】

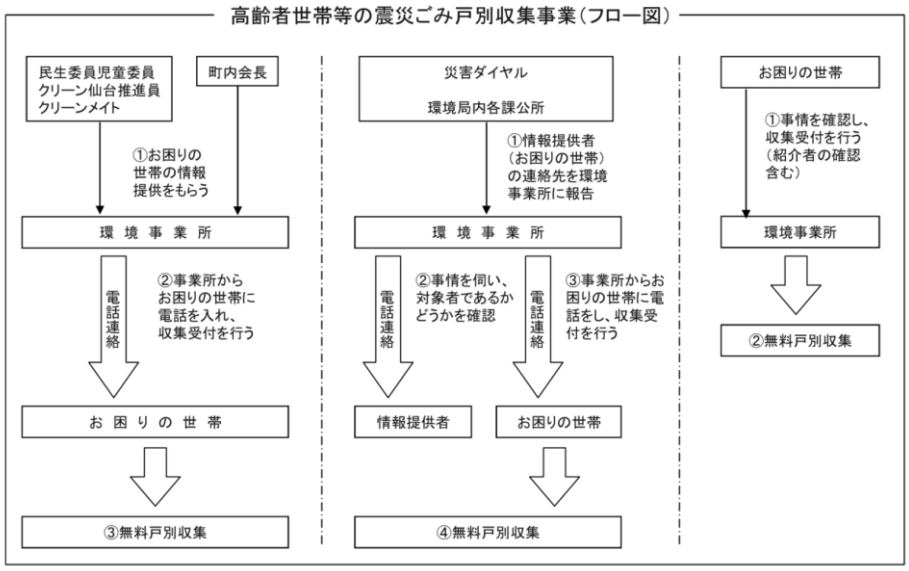

出典：仙台市　東日本大震災における震災廃棄物処理の記録

③ 片付けごみ

片付けごみについては、3 月 15 日から通常の収集体制を含む処理体制に戻った翌日の平成 23 年 5 月 10 日までの間、各区に 1 か所ずつ設置された震災ごみ仮置場を設置し、市民持込に対応している。

(2)　熊本地震（平成 28 年４月）

ここでは、熊本市の収集運搬の状況についてまとめる。

①　ごみステーション等の状況

熊本市では、環境局防災計画（平成 27 年度）において、市内約２万か所のごみステーションを一次仮置場に設定していた。また、自治会等から申し出があり、自治会で管理が可能な場合は、公園等についても、一次仮置場として認めた。

これら一次仮置場には、前震翌日の 4 月 15 日から、大量の片付けごみが排出された。また、ごみステーションであるため、生ごみを含む生活ごみも排出され、本来であれば事前申込制の大型ごみや瓦・ブロック類などの便乗ごみと思われるものも排出された。そのため、歩道だけでなく車道までごみがあふれかえる状況となった。

また、家電については、当初特段の案内をしてなかったが、その後は、通常の家電リサイクルルートで処理するよう案内した。

一次仮置場として利用された当時の熊本市内のごみステーションや公園の様子を次に示す。

【熊本市内のごみステーションの様子】

出典：熊本市　平成 28 年（2016 年）熊本地震における災害廃棄物処理の記録

【熊本市内の一次仮置場として利用された公園の様子】

出典：熊本市　平成 28 年（2016 年）熊本地震における災害廃棄物処理の記録

② 収集運搬の経緯

熊本地震における熊本市の収集運搬の経緯を次のとおり示す。

【熊本市の収集運搬の主な経緯】

前震からの日数	日付	内容
ー	平成 28 年 4 月 14 日	前震　発災
1 日後	4 月 15 日	通常のごみ収集、片付けごみ特別収集 （熊本市の直営と熊本市一般廃棄物処理業協同組合の会員企業等民間業者への委託により実施）
7 日後	4 月 21 日	福岡市による収集運搬支援開始 （その後、順次他都市の支援が実施される）
8 日後	4 月 22 日	通常ごみのうち、燃やすごみ以外の資源物や蛍光管等の特定品目、埋立ごみの収集を 2 週間中止、片付けごみの収集に特化
13 日後	4 月 27 日	自衛隊との事前協議
14 日後	4 月 28 日	自衛隊による災害廃棄物の撤去活動 （幹線道路沿いを中心に、交通支障となっている大型の災害廃棄物撤去、被害の大きい地区の災害廃棄物の撤去、5 月 3 日まで）
25 日後	5 月 9 日	埋立ごみ以外の通常ごみ収集を再開
48 日後	6 月 1 日	埋立ごみの収集を再開
77 日後	6 月 30 日	片付けごみ等の特別収集を終了
78 日後	7 月 1 日	やむを得ない事情で片付けごみを排出できなかった市民を対象とした電話による戸別収集受付を開始
258 日後	12 月 28 日	片付けごみの戸別収集受付を終了（収集終了は翌年 3 月 31 日） これ以降については、あらかじめ減免手続きをすれば持込ごみを無料受付

熊本市　平成 28 年（2016 年）熊本地震における災害廃棄物処理の記録を基に作成

③ 収集運搬の体制

熊本地震において熊本市内の収集運搬を行った団体等は次のとおりである。

他の自治体や民間事業者による収集運搬支援は、合計で 36 団体、延べ 7,045 人、延べ車両台数 2,443 台であった。また自衛隊からは、延べ 518 人、延べ車両台数 101 台の支援があった。

【熊本市の収集運搬等の委託・支援等の状況】

区分	団体名	内容
収集運搬委託	（一社）熊本市造園建設業協会	片付けごみのうち、瓦・ブロック類の収集運搬（会員企業に委託） ※熊本市都市建設局との協定による
	（一社）熊本県建設業協会	
	（一社）熊本県解体工事業協会	
	（一社）熊本市造園建設業協会	公園の臨時一次仮置場の片付けごみの収集運搬（会員企業に委託）
	一般廃棄物収集運搬業者	公園以外の臨時一次仮置場に集積されたごみの収集運搬（委託）
収集運搬支援	（一社）全国清掃事業連合会	会員民間事業者から、計 11 日間、収集が遅れている地域を中心に収集運搬支援
	福岡市の民間事業者 27 社	GW の 2 日間、収集運搬支援
	33 市・１一部事務組合	収集運搬支援
	自衛隊	幹線道路沿いを中心に、交通支障となっている大型の災害廃棄物撤去、被害の大きい地区の災害廃棄物の撤去
協力要請・情報提供・調整	（公社）全国都市清掃会議	全国の会員自治体への収集運搬に係る協力要請
	福岡県	県内市町村の支援可能な人数や車両数、車両の種類等の情報を取りまとめたうえで提供
	長崎県	

熊本市　平成 28 年（2016 年）熊本地震における災害廃棄物処理の記録を基に作成

なお、33 市・１一部事務組合、（一社）全国清掃事業連合会、福岡市の民間事業者 27 社の収集支援状況は次表のとおりである。

【熊本市への他都市等による収集運搬等の委託・支援等の状況】

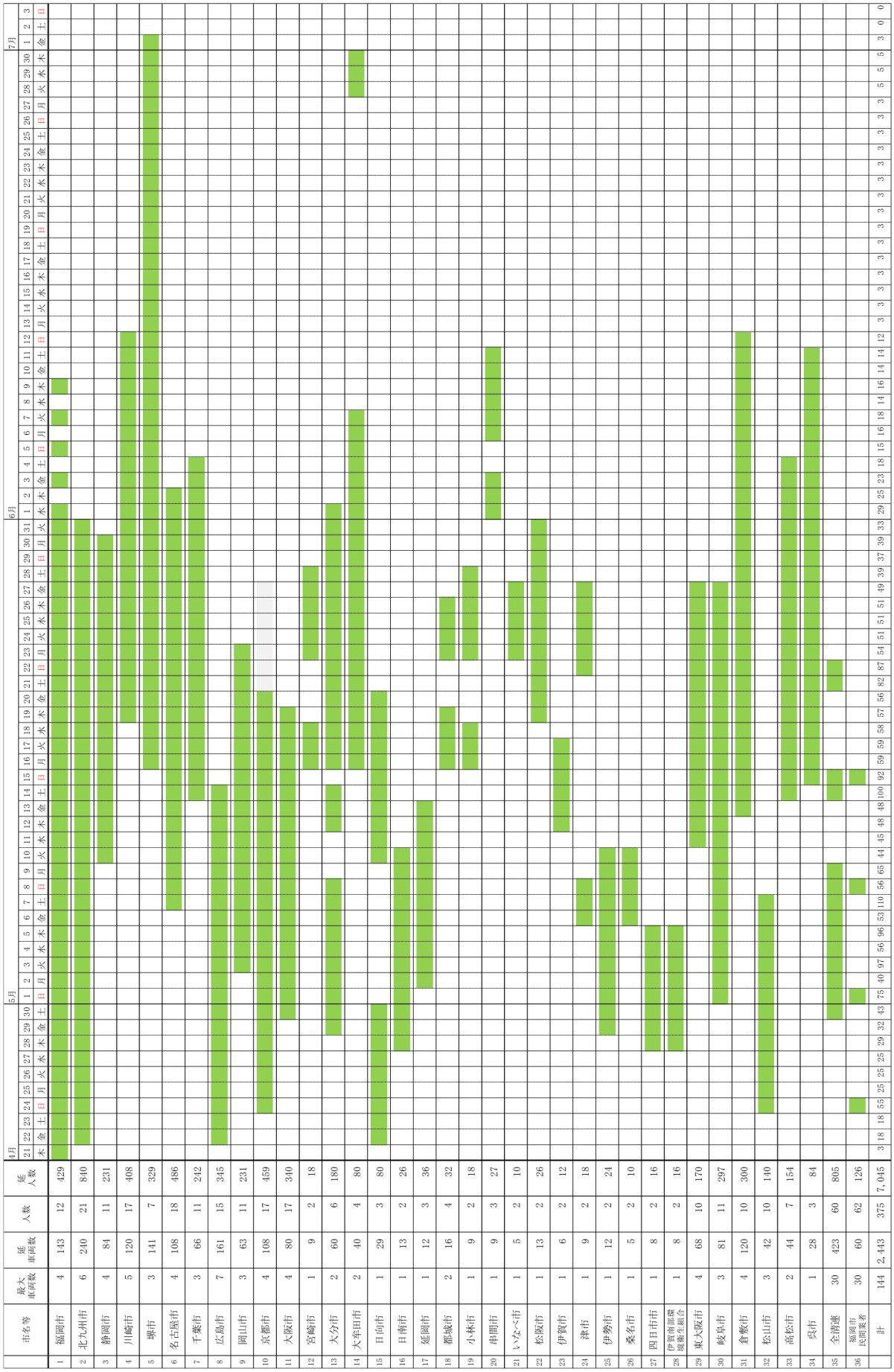

出典：熊本市　平成 28 年（2016 年）熊本地震における災害廃棄物処理の記録

(3)　関東･東北豪雨（平成 27 年 9 月）

多量の災害廃棄物が発生した茨城県常総市の収集運搬の状況についてまとめる。

①　平時の収集運搬の状況

常総市では、家庭ごみの運搬はすべて業者委託である。

なお、人口は 40,796 人、生活系ごみ（集団回収・資源物含む）排出量は 9,468 トン、事業系ごみ排出量 2,206 トンとなっている（いずれも関東・東北豪雨の前年度の値、常総地方広域市町村圏事務組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画より）。

②　避難所ごみの収集運搬

避難所ごみの量は、常総市と、避難所となった各施設の収集運搬を平時から行う収集業者との契約の範囲内であったため、発災前と同様に収集業者が収集を行い、生活系ごみとして処理した。なお、避難所ごみは、収集運搬業者が生活ごみと一緒に回収したため、不明であるが、常総市の推計では、3 ヶ月でおおよそ 23 トンと少ない。

③　生活系ごみの収集運搬

発災直後から、生活系ごみの収集運搬委託業者は、市内のごみステーションでの収集を継続している。

県西市長会へ要請し、収集運搬車両を追加、収集能力を強化した。

具体的には、県西都市間における災害相互応援に関する協定書に基づいて、県西地区 10 市町が、職員を延べ 144 名、運搬車両を述べ 32 台派遣し、支援を行った。

④　片付けごみの収集運搬

ア　片付けごみの排出状況

市内一部地域で、鬼怒川堤防の決壊翌日（9 月 11 日）には、一時帰宅できる状況となり、また週末を迎えたことから、一時帰宅した住民により、片付けごみが一斉に排出される状況となった。

市は当該地域で 9 月 11 日には地域交流センター東側駐車場を仮置場として開設したが、重機もなく、積み上げることもできなかったため、仮置きスペースが埋まり、1 日で閉鎖することになった。その後、6 か所の仮置場を市内に設置したが、市南部は近隣に仮置場を設置できなかったことから、片付けごみの一部が市内のごみステーションに排出され、あふれかえる事態となったため、地域の自治会が地域内の空きスペースをやむをえず指定する形で公園や道路脇等に片付けごみが集積された。

【常総市内の片付けごみ等の排出状況】

森下公園に排出された廃棄物

相野谷公園に排出された廃棄物

道路脇に排出された廃棄物

市役所前に排出された廃棄物

出典：環境省・常総市　平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

イ　市内各所に排出され片付けごみへの対応

市内各所に排出された片付けごみに対応するため、常総市は茨城県を通じ、公益社団法人全国都市清掃会議に支援・調整を依頼し、横浜市と名古屋市から支援を受けた。

両市は、常総市に廃棄物収集部隊を派遣、平成 27 年 9 月 28 日から 10 月 10 日までの約 2 週間、片付けごみが排出されたごみステーション等の収集を行った。

常総市は両市の作業がスムーズに進むよう、担当エリアや、過集積状態となったごみステーションの場所等が書き込まれた地図を作成し、提供した。

1.6　高齢者世帯等要配慮者に対する戸別収集

東日本大震災において仙台市が実施した高齢者等の要配慮者に対する戸別収集は、以下のとおりであった。

(1)　概要

片付けごみについては、震災により、市内の粗大ごみを処理する施設が被災したため、平成23年3月15日から5月10日までの間、各区に「震災ごみ仮置き場」を設置し、市民が直接持ち込できるようにした。

しかし、高齢者世帯等から、仮置場への持込が困難である旨の相談が寄せられたことから、持ち込みできない世帯に対し、環境事業所及び他の自治体の応援職員による戸別収集を実施した。

戸別収集の実施にあたり、ホームページ等で広域的に周知を図るのではなく、民生委員・児童委員等から、事業対象世帯となる持込が困難な世帯の情報提供を受け、環境事業所から各世帯へ直接連絡し、収集受付を行った。

環境事業所から事業対象世帯へと直接連絡を行うことにより、事業対象とはならない世帯からの電話対応等に要する時間を削減でき、限られた人員の中でも効率の良い収集体制を構築することができた。

収集運搬にあたっては、通常の粗大ごみ等と同様に、玄関先に震災ごみを出すこととした。玄関先まで出すことが難しい場合は、災害ボランティア等に協力してもらうように案内し、区のボランティアセンターの紹介も行った。

事業の開始は、浸水地区の震災ごみ戸別収集を優先して行ったため、平成23年5月23日からになった。平成25年度末までの収集運搬量は523ｔであった。

(2)　対象世帯の把握･事業の周知に関する実施方法

①　対象世帯

対象世帯は、高齢者のみの世帯、障がい者や乳児、要介護者がいる世帯とした。

②　収集の対象物

震災で壊れたガラス、瀬戸物、粗大ごみ、家電製品等とした。

③　対象世帯の把握、事業の周知方法

高齢者世帯や障害者がいる世帯の実情に詳しい民生委員・児童委員に加え、地域でのごみの減量や適正な排出に取り組む活動を通じ、各世帯の実情を把握していると思われるクリーン仙台推進員やクリーンメイト（クリーン仙台推進員のサポート役）に、事業対象世帯の情報提供や事業の周知を依頼した。また、町内会長に対しては、平成23年5月18日付で、事業対象世帯の依頼及び民生委員・児童委員、クリーン仙台推進員、クリーンメイトに、当該事業への協力を依頼している旨の文章を送付した。

また、災害情報ダイヤル及び粗大ごみ受付センターにおいても、事業対象世帯の情報提供及び事業の周知を図った。事業対象世帯の把握及び事業の周知に想定される質問について、次のとおりQ&Aを作成した。

【高齢者等対応 Q&A】

高齢者等対応Q＆A

【対象者関係】

Q1　対象となる高齢者は何歳以上ですか。

A1　概ね 65 歳以上と考えていますが、年齢では体力や身体のお加減は判断できませんので、65 歳未満の方でも、お困りだと判断できる方は対象としてかまいません。

Q2　対象となる子どもは乳児だけですか？

A2　いいえ。幼児で人数が多い場合や、発達障害の児童など、さまざまな事情が考えらますので、お困りだと判断できる方は対象としてかまいません。

Q3　収集のときには、どうしても玄関まで出さなくてはいけませんか？

A3　玄関まで出すのは、通常の粗大ごみや臨時ごみの収集と同じ対応となります。収集日にご近所の方やボランティアの方などに協力いただくなどして、玄関前に出していただきたいと思います。どうしてもお困りの場合は、環境事業所にご相談ください。

Q4　収集日当日は立会いが必要とありますが、本人でなければいけませんか？

A4　代理の方でもかまいません。

Q5　大量の瓦やブロックとはどれくらいの量ですか？

A5　おおむね、みかん箱で 10 個以上は大量と考えています。

Q6　大量の瓦やブロック、大きい固まりのブロックは集めないとありますが、それはどうしたらよいですか？

A6　崩れ落ちてがれきとなってしまった瓦やブロックは、後日、重機等を使って収集いたします。

Q7　免許がない・車がないという理由では駄目ですか？

A7　申し訳ありませんが、今回の無料戸別収集の対象とはなりません。有料の粗大ごみ収集又は臨時ごみ収集にお申し込みいただくことになります。

Q8　ご自分で電話したいとおっしゃっていますが？

A8　その場合は、連絡先の環境事業所をご紹介ください。

出典：仙台市　東日本大震災における震災廃棄物処理の記録

④ 受付対応

③で提供された情報を基に、環境事業所から事業対象世帯に連絡し、収集希望日、収集品目等を確認した。事業対象世帯から環境事業所への直接申し込みも多数あった。

なお、震災ごみの量を自分で把握できない場合や、集合住宅から多量のごみ収集の申し込みがあった場合には、直接自宅を訪問し、受付対応を行った。事業対象世帯の把握から受付対応に至るまでの流れは、次のとおりである。

【対象世帯の把握から受付対応に至るまでの流れ】

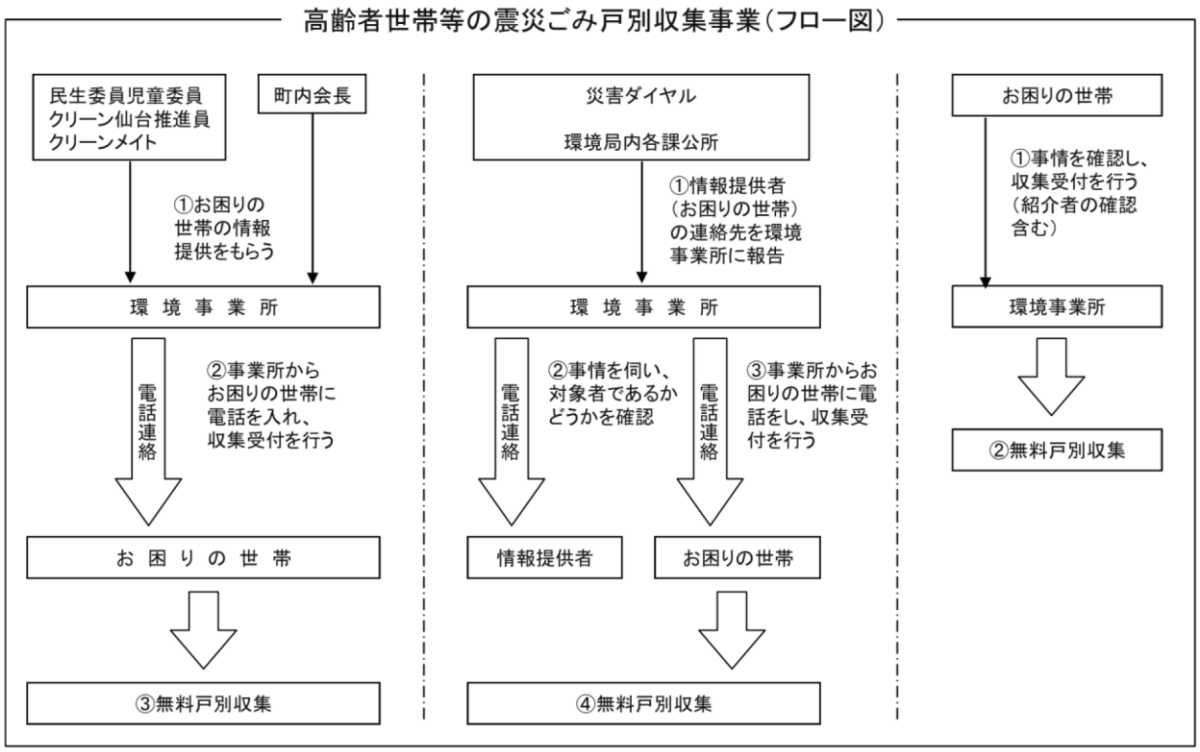

出典：仙台市　東日本大震災における震災廃棄物処理の記録

(3)　収集運搬の実施方法

①　収集運搬期間

平成 23 年 5 月 23 日から平成 25 年度末までの実施

②　収集運搬体制

収集は環境事業所及び他の自治体の応援を基に行い、破砕車 1 台+ダンプトラック 1 台の 1 体制につき、1 日あたり午前・午後 3 件ずつの計 6 件を基本とし、状況に応じて臨機応変に対応することとした。

③　他の自治体の応援体制

他の自治体からの応援期間は平成 23 年 5 月 23 日から平成 23 年 7 月 1 日までであり、1 日の作業時間は午前 9 時から午後 5 時までとした。環境事業所への集合時間を午前 9 時とし、午後 6 時までに収集運搬した震災ごみが、がれき搬入場に到着するようにし、退庁時間が午後 5 時を過ぎないように調整した。

④　搬入

破砕車等で収集を行ったことから、収集現場で分別を必ずしも行うことができなかったため、分別スペースを確保できる搬入場へ搬入した。平成 25 年度は、搬入場でのがれき処理が収束に向かい、場内に設置した仮設焼却炉での焼却も終了することから、清掃工場へ搬入した。

⑤ 実績

平成 25 年度末時点での収集運搬量は 523ｔである。年度ごとの件数及び収集運搬量は、次のとおりである。

【収集運搬量】

(t)

年度	件数	収集運搬量	搬入先
平成 23 年度	2,615	508	搬入場
平成 24 年度	46	14	搬入場
平成 25 年度	8	1	清掃工場
合計	2,669	523	－

出典：仙台市　東日本大震災における震災廃棄物処理の記録

また、他の自治体の応援体制は次のとおりである。

【他の自治体の応援体制】

応援都市名	応援車両（※1）		H23 年応援期間応援日数	担当区
名古屋市	３セット		5/23～6/23 25 日	青葉区
	破砕車（２ｔ）	２台		
	破砕車（3.5ｔ）	１台		
	ダンプトラック（２ｔ）	２台		
	ダンプトラック（3.5ｔ）	１台		
横浜市	各区３セット		5/23～6/24 26 日	宮城野区 若林区
	破砕車（２ｔ）	６台		
	ダンプトラック（２ｔ）	６台		
静岡市	各区１セット		5/24～7/1 30 日	太白区 泉区
	破砕車（３ｔ）	１台		
	破砕車（3.6ｔ）	１台		
	ダンプトラック（３ｔ）	１台		
	ダンプトラック（４ｔ）	１台		

１セット：破砕車１台＋ダンプトラック１台

※1 応援車両の台数は、最大応援車両台数。応援車両は、震災ごみ仮置き場からの後方輸送、浸水ごみの収集運搬も行っているため、その日の状況に応じて、車両編成、台数は変更した。

出典：仙台市　東日本大震災における震災廃棄物処理の記録

⑥ 留意事項

集合住宅は、事業対象世帯以外の震災ごみも多量に排出されていたが、全て収集した。また、他の自治体の応援職員は地域の情報がなく、現場でのトラブルも想定されるため、必ず環境事業所職員が同行することとした。

1.7 その他特別な対応が必要なものの手順例

(1) 廃家電

① 東日本大震災（平成 23 年 3 月）

【処理の概要】

被災した家電製品は、一次仮置場で分別保管した。家電リサイクル法対象４品目については、リサイクルできるものは分別し、家電メーカーがリサイクルを行った。他の災害廃棄物と分別不可能な場合やリサイクル不可能と判断された場合は、災害廃棄物と一括して処理した。

パソコンについてはリサイクルが義務付けられておらず、環境省「被災したパソコンの処理について」に従い、市町村が分別し、リサイクル可能なものは(一社)パソコン3R推進協会が引き取り、リサイクルした。

分別保管された被災家電
福島県広野町

リサイクル不可と見られる家電は混合廃棄物の山に含まれた
福島県広野町

出典：東日本大震災により発生した被災３県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

② 熊本地震（平成 28 年 5 月）

【益城町の廃家電の処理量推移】

家電リサイクルの対象となる家電4品目に関する処理量の推移は、次表のとおりである。発災当初の3か月は、片付けゴミとして仮置場に持ち込まれた家電が多かったことを示している。

処理総台数では、エアコンが643台と少なかったことが特徴的である。

（単位：台）

	H28 年			H29 年				H30 年
	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
冷蔵庫・冷凍庫	1,574	768	502	479	410	256	78	13
洗濯機・乾燥機	645	413	282	220	191	117	48	5
エアコン	291	108	187	29	19	9	0	0
テレビ	3,986	613	438	269	179	150	43	4

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

③ 関東･東北豪雨（平成 27 年 9 月）

【常総市の廃家電の処理】

廃家電はポリテクセンター茨城隣接市有地に仮置き後、再商品化施設へ搬入した。なお、仮置きの対象とした廃家電は特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に定める４種類の家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）である。

再商品化施設に搬入した廃家電は、金属等を取り出して資源化された。また、処理によって生じた処理残さは、適切に処分が行われた。

出典：平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

(2)　アスベスト

①　東日本大震災（平成 23 年 3 月）

【東日本大震災での建物解体時のアスベスト対策】

被災した建物等に使われていたアスベストは、災害廃棄物中に混合された状態になるため分別が困難であり、保護具の着用と散水等の飛散防止対策を講じながら現場から仮置場へ搬送した。

また、建物の解体撤去に伴って発生するアスベスト廃棄物は、現場から最終処分場に直接搬入され、埋立処分された。

過去の大地震の経験を踏まえて、震災時のアスベスト対応については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（環境省、平成23年3月）、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（石綿除去作業における石綿漏洩防止徹底のための調査研究検討委員会）等の指針が示されている。

環境省では、災害廃棄物等の処理に携わる担当者等を対象に、「建築物等の解体工事及び廃棄物の適正処理等に係るアスベスト対策に係る講習」を下記の表のとおり実施している。

平成 24 年度	岩手県：4 会場、宮城県：2 会場で実施
平成 25 年度	岩手県：1 会場、宮城県：5 会場、福島県：2 会場で実施

被災建築物

被災建築物内側

天井吹き付け材

天井保温材

出典：東日本大震災により発生した被災３県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

【東日本大震災での仮置場におけるアスベスト対策】

仮置場の管理において、アスベスト（石綿）を含有、又は含有しているおそれのある災害廃棄物が確認された場合は、飛散を防止するため十分に湿潤化するとともに、飛散防止のため専用の容器等に入れ、他の災害廃棄物と区分し、搬出までの間は保管ヤードで適切に保管した。

アスベストは繊維状の粒子であることから、繊維状粒子物質をリアルタイムに測定するファイバーモニターを設置し、破砕施設周辺等の飛散状態をリアルタイムで監視した。

大気中のアスベストモニタリングも実施した。

アスベストが基準を超過して検出された仮置場では、災害廃棄物の山をキャッピングシートで覆い、搬出作業中の山は散水を徹底して湿潤化する対策が取られた。

選別等の作業に従事する際は、作業員は安全帽、耳栓、防じんマスク、保護眼鏡、安全靴、革手袋、作業着等保護具を着用した。夏場には熱中症に配慮し、首元冷却材の配布、給水の徹底等を図るとともに、健康診断などを行って健康状態の管理を行った。

【参考】アスベスト対策参考資料

- 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第２版）（環境省、平成 23 年３月）
- 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（石綿除去作業における石綿漏洩防止徹底のための調査研究検討委員会）
- 建築物等の解体工事及び廃棄物の適正処理等に係るアスベスト対策に係る講習テキスト

作業環境測定（温湿度）
岩手県岩泉町小本仮置場

マスク・安全帽・作業着等の着用
岩手県宮古市

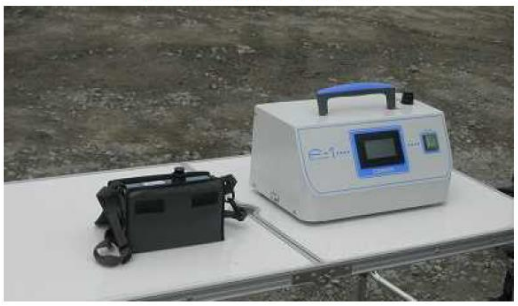

アスベスト測定
岩手県宮古市藤原埠頭二次仮置場

散水車による仮置場内の粉じん対策
福島県広野町

津波被害を受けた建築物等は混合状態であり、その中でアスベストの事前調査を行うことはきわめて困難である。そのため湿潤化等の飛散防止処置を講じ、注意を払って撤去・集積を行った。

（次ページに続く）

処理までの間は、他の災害廃棄物等と混合しないようフレコンバッグに詰めて一時的に仮置きした。現場作業にあたっては、アスベスト暴露防止のため、適切なマスクを着用する等の防じん対策を講じた。吹き付け石綿、保温材等、飛散性アスベストと疑われるものについては、可能な限り解体撤去前に除去・回収作業を行った。アスベスト又はアスベスト含有の疑いのあるものが確認された場合には以下のように保管・処理を行った。

- アスベストが飛散しないように散水等により十分に湿潤化
- アスベスト又はアスベスト含有の疑いのあるものは、フレコンバッグ等の丈夫な容器に入れ、他の廃棄物と混合しないように保管・運搬し、アスベスト保管場所である旨を表示
- 管理型最終処分場で埋立処分又は溶融施設で溶融処理

仮置場においては、分別されたアスベスト含有の恐れのある建材等は、コンクリートがら・津波堆積物等、再生利用可能なものの山とはできるだけ離すか、別の仮置場に保管する等して、再生資材にアスベストが混入しないよう配慮した。

解体撤去場所や仮置場での運搬・積み下ろし作業、災害廃棄物の処理にあたっては、大気中のアスベスト測定を定期的に実施した。また、デジタル粉じん計を用いて、リアルタイムで粉じん濃度を把握することも、作業環境を保持することに有効であった。

出典：東日本大震災により発生した被災３県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

② 熊本地震（平成 28 年 5 月）

【熊本県の建物解体時のアスベスト対策】

（２）アスベスト対策

【当初の状況と発生した課題】

・被災した家屋には、建築資材に石綿含有建材が使用されている可能性があったため、解体作業の実施に当たっては、アスベストの飛散防止対策を講じて解体する必要があった。

【課題への対応（取組み）】

・県では、(一社)熊本県解体工事業協会・(一社)熊本県建設業協会及び市町村を対象とした石綿含有建材の取扱いに関する説明会を開催するなど、関係法令の遵守や解体工事における飛散・ばく露防止対策を徹底した。

・公費解体が開始される前の平成２８年６月には、市町村に対して、公費解体契約等にアスベスト飛散防止対策等の遵守事項を盛り込んだ仕様書案を示すとともに、対策等の徹底を図った。

・被災の大きかった地域（益城町等８市町村）の建築物について、携帯型アスベスト計測機器を活用しながら、アスベスト診断士等専門家同行のうえ、調査を行い、周囲への飛散について注意を要すると判断された物件について、ブルーシート被覆等の措置を所有者に実施するよう指導した。

・労働基準監督署と合同で、定期的に解体現場での立入調査を実施し、飛散・ばく露防止の徹底を指導した。

専門家や県職員による調査の様子

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

【益城町の建物解体時のアスベスト対策】

解体対象の家屋等は築年数が古いものがほとんどであったため、少なくともレベル3建材（石綿含有形成板等）が認められた（またはレベル3とみなされた）。

法令で定められている事前調査は、事前立会時に調査資格を有する県解体工事業協会担当者が行い、その結果についてはその都度、町に報告があった。

益城町の公費解体では、レベル1の建材があったために特定粉じん排出等作業として除去作業を実施した例が2件あった。その両方とも、公費解体施工業者によりアスベスト除去作業も行った（別途見積を徴取）。

【アスベスト含有建材除去作業の一般的な流れ】

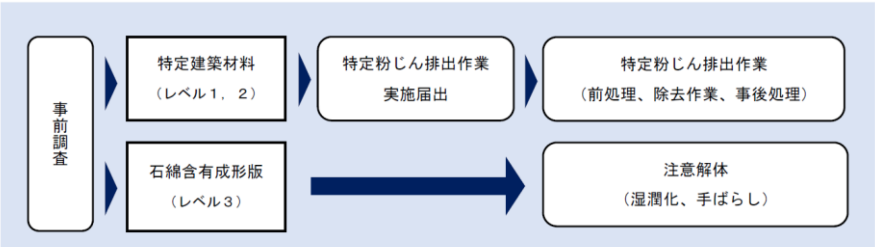

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

(3)　PCB 含有廃棄物

①　東日本大震災（平成 23 年 3 月）

【東日本大震災でのPCB廃棄物処理の流れ】

トランス、コンデンサ等の電気機器は、PCB含有の疑いがあるため、適切な管理・処理を行う必要がある。災害廃棄物中から分別されたPCB廃棄物は、高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物（5,000mg/kg以下）に分けて処理した。

PCB含有の有無が確認できない場合を含め、PCB廃棄物は、回収後に他の廃棄物が混入しないよう区分し、屋内保管か、屋内で保管できなければ密閉容器内保管又はビニールシートで覆う等、PCB廃棄物が飛散・流失・地下浸透しないような対策を施して保管した。また、地震等で転倒しないように配慮した。

PCB濃度を銘板確認・濃度分析等により把握した後、高濃度含有廃棄物は、日本環境安全事業（株）（JESCO）北海道事業所へ搬送・処理した。

低濃度PCB廃棄物は、廃棄物の種類（廃油、トランス・コンデンサ等、その他汚染物、処理物）に応じて、処理可能な事業所（無害化処理認定事業者又は都道府県知事の許可業者）と契約して搬送・処理した。

【PCB廃棄物処理の流れ】

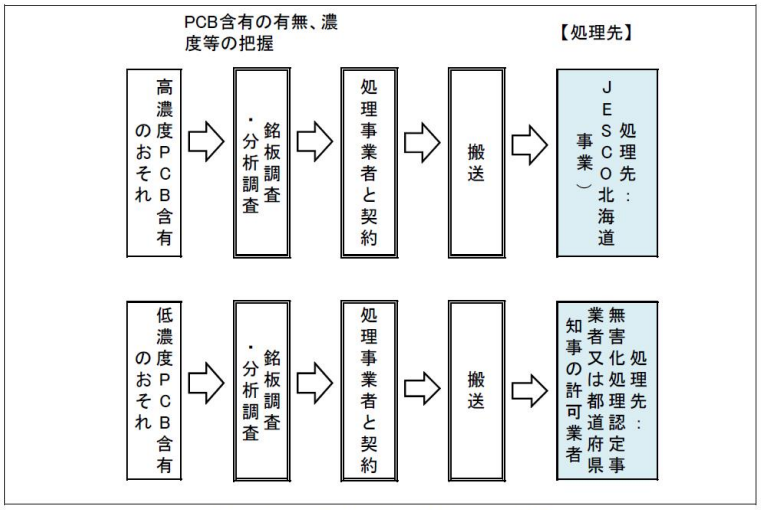

(一財)日本環境衛生センター作成

PCB 汚染物（トランス類）

PCB 汚染物（コンデンサ）

出典：東日本大震災により発生した被災３県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

② 熊本地震（平成 28 年 5 月）

【益城町でのPCB廃棄物処理の流れ】

病院の解体現場から、PCBを含む可能性がある変圧器（トランス）が複数見つかったとの連絡が解体施工業者から町役場に寄せられたことがあった。

管轄保健所に連絡したうえで、町職員及び県解体工事業協会担当が現場確認に赴いたところ、銘板だけではPCB含有の有無を判別することはできなかった。また、PCB特別措置法に基づく保管状況の届出もなされていなかった。

管轄保健所の指導のもと、建物所有者から検査機関への分析を依頼してもらったところ、見つかった変圧器のうち一部がPCB廃棄物に該当すると判明した。

PCB廃棄物に該当した変圧器については、所有者の責任において適正に処理してもらうこととし、PCB廃棄物に該当しないものについては解体業者によって一次仮置場へ搬出した。

【見つかった変圧器】

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

(4)　思い出の品・骨とう品

①　東日本大震災（平成 23 年 3 月）

【東日本大震災での思い出の品等への対応例】

貴重品や、所有者等にとって価値があると思われる位牌、アルバム等の思い出の品等は、平成23年3月に環境省が発出した「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」に従い、市町村及び警察が連携し、可能な限り所有者に引き渡すようにした。

解体撤去又は仮置場での中間処理の際に、所有者等が不明な有価物（株券、金券、商品券、小銭、貴金属等）を発見したときには、透明な袋に入れ、発見日時・発見場所・発見者氏名を記入し、速やかに警察に届けた。所有者が明らかでない金庫、猟銃等は、速やかに警察に連絡し、引取を依頼した。仙台市など、回収された写真、アルバム、賞状などの思い出の品を展示し、返却を行った自治体も多かった。

【思い出の品展示・返却（仙台市 HP より）】

出典：東日本大震災により発生した被災３県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録

②　熊本地震（平成 28 年 5 月）

【益城町の思い出の品等への対応例】

解体家屋等に思い出の品や貴重品が残っている場合には、事前立会い時に所有者等にリストを作成してもらい、解体時に可能な限り取り出し、所有者に引き渡すこととした。

解体撤去時に所有者不明の思い出の品や貴重品が発見された場合には警察に届け出ることとしていたが、益城町では実際に警察に届け出た例はなかった。これは、津波で家屋ごとあらゆるものが押し流された東日本大震災と異なり、熊本地震では倒壊した家屋ごと家財も敷地内に残っており、当該敷地内から発見されたものは家屋所有者のものであることを推定することが容易であったためと考えられる。

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

(5)　太陽光パネル

①　熊本地震（平成 28 年 5 月）

【益城町の廃太陽光パネルへの対応例】

熊本県は全国的にも太陽光発電パネルの普及率が高く、損壊家屋等を解体撤去することによって、太陽光発電パネルが一次仮置場に多数搬入された。

太陽光発電パネルは、有害物質が含まれていたり、太陽光を浴びる状態で保管すると発電してしまう性質があるため、熊本県災害廃棄物処理実行計画では処理困難物として位置づけられている。

仮置場では、保管にあたって、民間企業から無償で提供されたコンテナボックス内で保管することとした。

収集したパネルのうち、リサイクル可能なものについては、福岡県北九州市のリサイクル業者に回収してもらった（計250枚程度）。

住宅設備は日々進化しており、今後も新たな処理困難物が出現することは容易に想定される（例えば、今後普及することが見込まれる家庭用蓄電池や燃料電池など）。災害時にどのようなものが廃棄物として発生しうるのか、そして、どのように処理するのかという点について、日々進歩する住宅設備業界の動向を踏まえ、平時から研究しておく必要がある。

【太陽光パネルの保管状況】

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録

1.8　過去の災害廃棄物処理実行計画の内容

近年の実行計画の策定時期・ページ数・内容を図表 1-1 にまとめた。

概ね４ヶ月後までに作成されており、十数ページ程度、章立てには若干の差があるものの、①実行計画の目的・位置づけ・期間、②被災状況・災害廃棄物の発生量推計、③処理の基本方針・処理期間・処理体制、④災害廃棄物の処理フロー・仮置場等の状況・スケジュールで構成されている。

図表 1-1 過去の災害廃棄物処理実行計画

No.	1	2
処理実行計画名	平成28年4月熊本地震に係る熊本市災害廃棄物処理実行計画(第1版)	平成28年熊本地震に係る益城町災害廃棄物処理実行計画（第1版）
災害名	平成28年4月熊本地震	平成28年4月熊本地震
発災時期	平成28年4月14日/16日	平成28年4月14日/16日
策定時期	平成28年6月14日	平成28年9月7日
ページ数	15ページ（表紙等除く）	15ページ（表紙等除く）
内容	第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨 1 計画の目的 2 計画の位置づけと内容 3 計画の期間 4 計画の見直し 第2章 被害状況と災害廃棄物の量 1 被害状況 2 災害廃棄物の量 第3章 災害廃棄物処理の基本方針 1 基本的な考え方 2 処理期間 3 処理の推進体制 第4章 災害廃棄物の処理方法 1 災害廃棄物の処理フロー 2 災害廃棄物の集積 3 災害廃棄物の選別 4 災害廃棄物の処理・処分 5 進捗管理 6 その他	第1章 災害廃棄物処理実行計画について 1 計画の目的 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 第2章 被災の状況 1 地震の状況 2 住家被害の状況 第3章 災害廃棄物の発生量について 1 発生量推計の方法 2 発生量の推計値について 第4章 災害廃棄物処理の基本方針 1 役割分担 2 基本的な考え方 3 処理体制 4 財源 第5章 災害廃棄物の処理方法 1 災害廃棄物の処理フロー 2 災害廃棄物の集積 3 処理のスケジュール

No.	3	4
処理実行計画名	呉市災害廃棄物等処理実行計画（第1版）	総社市災害廃棄物処理実行計画（第1版）
災害名	平成30年7月豪雨	平成30年7月豪雨
発災時期	平成30年6月28日～7月8日	平成30年6月28日～7月8日
策定時期	平成30年9月19日	平成30年10月1日
ページ数	19ページ（表紙等除く）	11ページ（表紙等除く）
内容	第1章 基本方針及び計画の基本的事項 1．1 目的 1．2 平成30年7月豪雨災害の概要と被災状況 1．3 計画の位置付け 1．4 計画対象区域 第2章 災害廃棄物等の発生量及び性状 2．1 発生量の推計（速報値） 2．2 災害廃棄物等の性状 第3章 災害廃棄物等処理の概要 3．1 災害廃棄物等の処理に当たっての 基本的考え方（基本方針） 3．2 選別過程での災害廃棄物等のバランスフロー 3．3 呉市内の処理・処分能力 第4章 処理方法の具体的な内容 4．1 処理の進め方 4．2 災害廃棄物等の推計量 4．3 一次仮置場 4．4 二次仮置場 4．5 収集・運搬 4．6 処理・処分 第5章 管理計画 5．1 全体工程 5．2 災害廃棄物等処理量の管理 5．3 県・市町等関係機関との情報共有	第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨 1 計画の目的 2 計画の位置付けと内容 3 計画の期間 第2章 被害状況と災害廃棄物の量 1 被害状況 2 災害廃棄物の発生推計量 第3章 災害廃棄物処理の基本方針 1 基本的な考え方 2 処理期間 3 処理の推進体制 第4章 災害廃棄物の処理方法 1 災害廃棄物の処理フロー 2 災害廃棄物の集積 第5章 管理計画 1 進捗管理 2 全体工程 3 災害廃棄物処理実行計画の見直し

2　災害廃棄物処理初動期対応に係るリスト類（ひな形）

茨木市災害廃棄物処理計画「2.5 初動期の対応のための平時の取組」にある主な事前検討事項としてあげているリスト等のうち、次表のリストのひな形を示す。

【初動期対応に係るリスト類（ひな形）】

No.	リスト名	出典・参考資料
1	被害状況チェックリスト（収集運搬車両）	● 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き
2	被害状況チェックリスト（溶融施設）	● 一般社団法人環境衛生施設維持管理業協会「JEMA 版事業所 BCP 共通参考資料 復旧対応時の現場確認項目(案) ガス化溶融施設向け」
3	必要資機材及び保有資機材リスト	● 災害廃棄物対策指針 【技 17-1】必要資機材 ● 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（参考資料）様式集記入例
4	初動対応時の業務リスト	● 災害廃棄物対策指針 本編 ● 東北地方環境事務所「巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか～東日本大震災の事例から学ぶもの～」 ● 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き
5	通常業務のうち優先すべき業務リスト	● 本市業務分掌を基に作成

（1）　被害状況チェックリスト（収集運搬車両）

被害状況チェックリスト（事業者人的被害・車両保管場所）

※車両保管場所とは限らないため注意

基本情報						人的情報	敷地・建物等状況			車両情報	
区分	事業者名	事業者　所在地※ 事業者　電話番号	確認日時 相手先担当者	車両保管場所名	車両保管場所　所在地 車両保管場所　電話番号	人的被害 人員参集状況	場内被害状況	敷地からの車両入出場可否	その他特記事項	被害車両 使用可能な車両	復旧見込
【記入例】	茨木市	茨木市東野々宮町14−1 072-634-1627	5月3日　10時 ●●	茨木市環境衛生センター	同左 同左	■被害なし □確認中 □被害あり （具体的に:　　） ■十分、参集（現在30名） □ドライバー不足（現在　　名） □積込作業員不足（現在　　名）	□被害なし □事務所棟（□全壊相当　□半壊相当） ■断水中　　□停電中 □運行に支障のある地割れあり ■運行に支障のある冠水あり □その他（　　）	□入出場支障なし ■入出場支障あり （具体的に：場内冠水のため）		2tパッカー冠水5台 上記以外27台使用可能	現在確認中
直営	茨木市	茨木市東野々宮町14−1 072-634-1627		茨木市環境衛生センター	同左 同左	□被害なし □確認中 □被害あり （具体的に:　　） □十分、参集（現在　　名） □ドライバー不足（現在　　名） □積込作業員不足（現在　　名）	□被害なし □事務所棟（□全壊相当　□半壊相当） □断水中　　□停電中 □運行に支障のある地割れあり □運行に支障のある冠水あり □その他（　　）	□入出場支障なし □入出場支障あり （具体的に：場内冠水のため）			
委託	木本興産(株) 【普通ごみ・粗大ごみ】	茨木市下穂積二丁目4番11号 072-623-1674				□被害なし □確認中 □被害あり （具体的に:　　） □十分、参集（現在　　名） □ドライバー不足（現在　　名） □積込作業員不足（現在　　名）	□被害なし □事務所棟（□全壊相当　□半壊相当） □断水中　　□停電中 □運行に支障のある地割れあり □運行に支障のある冠水あり □その他（　　）	□入出場支障なし □入出場支障あり （具体的に：場内冠水のため）			
	アサヒ興産(株) 【普通ごみ・粗大ごみ】	茨木市目垣三丁目6番1号 072-626-6669				□被害なし □確認中 □被害あり （具体的に:　　） □十分、参集（現在　　名） □ドライバー不足（現在　　名） □積込作業員不足（現在　　名）	□被害なし □事務所棟（□全壊相当　□半壊相当） □断水中　　□停電中 □運行に支障のある地割れあり □運行に支障のある冠水あり □その他（　　）	□入出場支障なし □入出場支障あり （具体的に：場内冠水のため）			
	(株)東洋工業所 【普通ごみ】	茨木市総持寺一丁目21番15号 072-624-0366				□被害なし □確認中 □被害あり （具体的に:　　） □十分、参集（現在　　名） □ドライバー不足（現在　　名） □積込作業員不足（現在　　名）	□被害なし □事務所棟（□全壊相当　□半壊相当） □断水中　　□停電中 □運行に支障のある地割れあり □運行に支障のある冠水あり □その他（　　）	□入出場支障なし □入出場支障あり （具体的に：場内冠水のため）			
許可	都市クリエイト(株)	高槻市紺屋町3番1−326号 茨木市真砂一丁目23番5号 072-681-0089				□被害なし □確認中 □被害あり （具体的に:　　） □十分、参集（現在　　名） □ドライバー不足（現在　　名） □積込作業員不足（現在　　名）	□被害なし □事務所棟（□全壊相当　□半壊相当） □断水中　　□停電中 □運行に支障のある地割れあり □運行に支障のある冠水あり □その他（　　）	□入出場支障なし □入出場支障あり （具体的に：場内冠水のため）			
	鷲尾商店(株)	茨木市片桐町2番14号 072-622-2173				□被害なし □確認中 □被害あり （具体的に:　　） □十分、参集（現在　　名） □ドライバー不足（現在　　名） □積込作業員不足（現在　　名）	□被害なし □事務所棟（□全壊相当　□半壊相当） □断水中　　□停電中 □運行に支障のある地割れあり □運行に支障のある冠水あり □その他（　　）	□入出場支障なし □入出場支障あり （具体的に：場内冠水のため）			
	(株)石原産業	大阪市淀川区東三国一丁目28番1号 茨木市南目垣二丁目10番24号 06-6392-3271				□被害なし □確認中 □被害あり （具体的に:　　） □十分、参集（現在　　名） □ドライバー不足（現在　　名） □積込作業員不足（現在　　名）	□被害なし □事務所棟（□全壊相当　□半壊相当） □断水中　　□停電中 □運行に支障のある地割れあり □運行に支障のある冠水あり □その他（　　）	□入出場支障なし □入出場支障あり （具体的に：場内冠水のため）			
	北大阪清掃(株)	摂津市学園町一丁目7番22号 茨木市玉島一丁目29番25号 072-635-0671				□被害なし □確認中 □被害あり （具体的に:　　） □十分、参集（現在　　名） □ドライバー不足（現在　　名） □積込作業員不足（現在　　名）	□被害なし □事務所棟（□全壊相当　□半壊相当） □断水中　　□停電中 □運行に支障のある地割れあり □運行に支障のある冠水あり □その他（　　）	□入出場支障なし □入出場支障あり （具体的に：場内冠水のため）			
	茨木環境保全(株)	茨木市下穂積二丁目4番11号 072-625-8121				□被害なし □確認中 □被害あり （具体的に:　　） □十分、参集（現在　　名） □ドライバー不足（現在　　名） □積込作業員不足（現在　　名）	□被害なし □事務所棟（□全壊相当　□半壊相当） □断水中　　□停電中 □運行に支障のある地割れあり □運行に支障のある冠水あり □その他（　　）	□入出場支障なし □入出場支障あり （具体的に：場内冠水のため）			

(2)　被害状況チェックリスト（溶融施設）

大規模災害発生時には、人員確認を行うとともに、被害状況チェックポイントに従い緊急設備点検を実施し、報告する。詳細状況は機器別被害状況チェックリストに記入し、併せてデジカメ等を使用して記録する。

1　被害状況チェックポイント

1	プラント内部のガス漏れはないか
2	危険物取扱い設備の損傷はないか
3	油もれはないか
4	火災・煙がくすぶっている場所はないか
5	建築物、工作物の損傷がないか
6	コンクリート構造物に割れ、水漏れ、はく落はないか
7	電気室の機器に損傷がないか
8	ケーブルは垂れ下がっていないか
9	タンク・配管等から水漏れ・油漏れ・ガス漏れはないか
10	消防用設備等の機能は大丈夫か
11	階段・通路の障害物はないか
12	主要な出入り口は解放されているか
13	ガス・配管の損壊等の危険個所はないか
14	窓ガラスの破損危険個所はないか
15	収納棚の状況はよいか
16	薬品タンク等の損壊・漏れはないか
17	高所からの落下物あるいはその恐れのあるものはないか
18	異臭が発生していないか
19	ボルトやナットが落ちていないか
20	高所の手すり・モンキータラップの固定はよいか
21	ごみクレーン、副資材ホイストの停止位置はよいか、脱線はないか

2　第１工場　機器別被害状況チェックリスト（その１）　点検者（　　）

設備	機器	機器（構成部品）	被害状況	結果	備考
受入供給設備	ごみ投入扉	本体			
		油圧装置			
	ごみクレーン	クレーン（本体）			
		バケット			
		給電ケーブル			
		トロリ			
		走行レール			
		制御盤・動力盤			
副資材供給設備	貯留ホッパ	コークスホッパ			
		石灰石ホッパ			
	副資材搬送装置	コンベア			
		ベル型バケット			
	秤量ホッパ	コークス秤量ホッパ			
		石灰石秤量ホッパ			
	副資材環境集じん装置	本体			

2　第１工場　機器別被害状況チェックリスト（その２）

設備	機器	機器（構成部品）	被害状況	結果	備考
溶融炉設備	炉頂装入装置	投入ホッパ			
		炉頂シール装置			
	溶融炉本体	耐火物			
		羽口			
	溶融炉付属装置	ごみレベル計			
		出滓口開閉機			
	除じん器	本体			
燃焼設備	燃焼室本体	耐火物			
	バーナ	メインバーナ			
		パイロットバーナ			
		失火防止バーナ			
	ダスト排出装置				
燃焼ガス冷却設備	ボイラ	本体(水冷壁、仕切壁)			
		蒸気だめ			
		脱気器			
		薬液注入装置			
		脱気器給水ポンプ			
		節炭器			
		スートブロー			
		ボイラ給水ポンプ			

2　第１工場　機器別被害状況チェックリスト（その３）

設備	機器	機器（構成部品）	被害状況	結果	備考
排ガス処理設備	排ガス処理装置	排ガス温度調節器			
		消石灰供給装置			
	ろ過式集じん器	本体			
	再加熱器	本体			
	脱硝装置	アンモニア注入装置			
		触媒反応塔			
給水設備	機器冷却設備	機器冷却塔			
	水源設備	深井戸ポンプ			※第2工場と共用
		除鉄装置			
		井水補給水高架タンク			
		市水高架タンク			
		市水受水槽			
排水処理設備	ごみピット汚水処理設備				
	無機排水処理設備				
通風設備	押込送風機				
	燃焼空気送風機				
	空気吹込送風機				
	誘引送風機				
	煙道				
	煙突				

2　第１工場　機器別被害状況チェックリスト（その４）

設備	機器	機器（構成部品）	被害状況	結果	備考
溶融物処理設備	水砕装置	水砕ピット			
		ろ過装置			
		水砕冷却塔			
	水砕スラグ搬送装置	コンベア			
		グリズリーフィーダ			
		大塊搬出ホイスト			
	水砕スラグ磁選装置及びホッパ	磁選機			
		ホッパ			
灰処理設備	リターン灰処理装置				
	集じん灰処理装置				
用役・雑設備	液体窒素発生装置				
	圧縮空気装置				
電気設備	受変電設備	変圧器			
	動力設備	PLC			
		現場制御盤			
		動力盤			
	非常用発電装置				
	無停電電源装置				
計装制御設備	計装設備	中央制御室システム			
	公害自動監視装置	発生ガス分析計			
		排ガス分析計			
特別焼却設備	動物焼却炉	本体			
粗大処理設備	粗大処理装置				

3　第２工場　機器別被害状況チェックリスト（その１）　　点検者（　　）

設備	機器	機器（構成部品）	被害状況	結果	備考
受入供給設備	計量機	本体			※第１工場も共用
	ダンピングボックス				
	ごみ投入扉	扉（本体）			
		油圧装置			
	ごみクレーン	クレーン(本体)			
		バケット			
		制御盤			
副資材供給設備	貯留ホッパ	コークスホッパ			
		石灰石ホッパ			
	副資材搬送装置	コンベア			
		ベル型バケット			
	秤量ホッパ	コークス秤量ホッパ			
		石灰石秤量ホッパ			
	副資材環境集じん装置				
溶融炉設備	炉頂装入装置	投入ホッパ			
		炉頂シール装置			
	溶融炉本体	耐火物			
		羽口			
	溶融炉付属装置	ごみレベル計			
		出滓口開閉機　等			
	除じん器				

3　第２工場　機器別被害状況チェックリスト（その２）

設備	機器	機器（構成部品）	被害状況	結果	備考
燃焼設備	燃焼室	本体			
	バーナ	メインバーナ			
		パイロットバーナ			
		失火防止バーナ			
	ダスト排出装置				
燃焼ガス冷却設備	ボイラ	本体			
		蒸気だめ			
		脱気器			
		薬液注入装置			
		脱気器給水ポンプ			
		節炭器			
		スートブロー			
		ボイラ給水ポンプ			
	高圧蒸気復水器				※第1工場も共用
	低圧蒸気復水器				※第1工場も共用
	純水装置				※第1工場も共用

3　第２工場　機器別被害状況チェックリスト（その３）

設備	機器	機器（構成部品）	被害状況	結果	備考
排ガス処理設備	排ガス処理装置	排ガス温度調節器			
		消石灰供給装置			
	ろ過式集じん器	本体			
	再加熱器	本体			
	脱硝装置	アンモニア注入装置			
		触媒反応塔			
給水設備	機器冷却設備	機器冷却塔			
	水源設備	除鉄装置			
		井水補給水高架タンク			
		市水高架タンク			
排水処理設備	ごみピット汚水処理設備				
	無機排水処理設備				
	有機排水処理設備				
余熱利用設備	蒸気タービン				
	発電機				
通風設備	押込送風機				
	酸素発生装置				
	燃焼空気送風機				
	空気吹込送風機				
	誘引送風機				
	煙道				
	煙突				

3　第２工場　機器別被害状況チェックリスト（その４）

設備	機器	機器（構成部品）	被害状況	結果	備考
溶融物処理設備	水砕装置	水砕ピット			
		ろ過装置			
		水砕冷却塔			
	水砕スラグ搬送装置	コンベア			
		グリズリーフィーダ			
		大塊搬出ホイスト			
	水砕スラグ磁選装置及びホッパ	磁選機			
		ホッパ			
用役・雑設備	灯油設備				※第１工場も共用
	液体窒素発生装置				
	窒素発生装置				
	圧縮空気装置				
	真空掃除装置				
電気設備	受変電設備	変圧器			
	動力設備	PLC			
		現場制御盤			
		動力盤　等			
	非常用発電装置				
	無停電電源装置				
計装設備	計装設備	中央制御室システム			
	公害自動監視装置	発生ガス分析計			
		排ガス分析計			

4　大規模災害発生時の点検事項

対象	点検事項	結果	点検者	備考
建物関係等	● 建物の耐火・耐震性の異常の有無 ● 基礎の沈下・傾き・ひび割れ等の欠陥の有無 ● 外壁・内壁の亀裂、落下の有無 ● 天井のたるみ・ひび割れ等の剥離・落下の有無 ● 出入口・廊下・階段の障害物の有無 ● 照明器具・時計等の取り付け状況 ● 防火扉の破損の有無及び作動状況 ● プラント・事務室等の出入口扉・シャッター・ごみ扉の開放の有無 ● ごみクレーン、副資材ホイストの停止位置及び逸走防止措置の確認 ● エレベーターの使用可能状況及び閉じ込められた者の有無			
火気使用設備器具関係等	● 火気使用設備（溶融炉、ガス関係設備、給湯室）、火気使用器具（炊事器具、暖房器具、電気器具全般）の安全性・耐震性の有無 ● 火気使用設備等の転倒・落下の有無 ● 火気使用設備が停止していることの確認（但し、炉体冷却設備は除く） ● 火気使用器具の台座の安全性の有無 ● 周囲に転倒・落下の可能性のあるものの有無 ● ボンベ等の燃料容器の転倒の有無			
危険物施設関係	● 貯蔵位置、貯蔵量、取扱い状況、可燃物数量の有無 ● 危険薬品の保管場所付近の落下物及び火気の有無 ● 高架タンク等の落下及び転倒の有無 ● 防油堤等のコンクリートのひび割れ、脱落風化の有無 ● 防油堤付近に土嚢の設置されているかの確認 ● 少量危険物の容器の転倒、落下の有無 ● 危険物施設のバルブ等の閉処置が可能か確認（可能ならば閉） ①アンモニア供給措置 ②灯油ライン ③液化窒素 ④薬注ライン ⑤その他			

対象	点検事項	結果	点検者	備考
消防用設備等関係	● 消火器の転倒・落下の有無 ● 放送設備の確認 ● 消防用設備の損傷の有無 ● 地下式防火水槽の水量の確認			
その他	● 長期間休止の可能性がある場合、受配電室の「OFF」すべき遮断器（MCB）がないかを確認			
主要な転倒落下防止対策関係	〈事務室内の物品の状況〉 ● 書棚、キャビネット類の転倒の有無 ● 事務室内 OA 機器、TV、FAX、電話等の異常の有無 ● ロッカー室内のロッカーの転倒の有無 ● 中央操作室の書棚、TV、机上等の異常の有無 〈プラント内倉庫の物品等の状況〉 ①予備品、工具等の保管棚 ● 収納棚の転倒の有無 ● 収納品の棚からの落下の有無 ②資材倉庫 ● バラ積み配管等の崩落の有無 ● 段重ね箱物、パレット、袋物の崩落の有無 ● 化学薬品破損の有無			

（3） 必要資機材及び保有資機材リスト

必要資機材及び保有資機材リスト

区分	主な資機材	保有数量	保有場所	用途	必須	必要に応じて
【収集運搬】災害廃棄物・避難所ごみ・生活ごみ						
収集運搬	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）			災害廃棄物等の搬入・搬出	○	
車両洗浄	車両洗浄設備			車両洗浄のため。応援車両の洗浄にも使用	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓			安全対策、アスベスト吸引防止	○	
【収集運搬】し尿・汚泥						
収集運搬	し尿収集運搬車両（バキュームカー）			災害廃棄物等の搬入・搬出	○	
車両洗浄	車両洗浄設備			車両洗浄のため。応援車両の洗浄にも使用	○	
【一次仮置場】						
設置	敷鉄板、砂利			大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠			保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板			運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ			仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付			搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等			災害廃棄物の粗分別、粗破砕、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	移動式破砕機			災害廃棄物の破砕		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）			災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓			安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ			職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス			職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器			災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート			土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い			飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット			飛散防止		○
	防塵ネット			粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車			粉じんの飛散防止		○
	発電機			電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤			臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤			害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽			火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具			仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○
【二次仮置場】						
設置	遮水シート、遮水工、アスファルト舗装			汚水の地下浸透防止、土壌汚染防止		○
	水処理施設、雨水側溝			水質汚濁防止		○
	台貫（トラックスケール）			災害廃棄物の受入、選別後の搬出時の計量	○	
	出入口ゲート、チェーン、南京錠			進入防止、不法投棄・盗難等の防止	○	
	バリケード			作業エリアの区分・安全対策		○
処理	重機			災害廃棄物の粗分別、粗破砕、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	破砕・選別機			災害廃棄物の破砕・選別	○	
	手選別ライン			混入禁止物の抜き取り		○
	仮設焼却設備			選別した可燃物の焼却		○
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓			安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	エアシャワー室			粉じん対策・ダイオキシン対策		○
	集じん機、集じんダクト			室内空気の浄化		○
	管理棟			管理事務、会議等を行うための建屋		○
	福利厚生設備			食堂、休憩室、託児室等		○
	二次災害防止設備			津波などの災害に対し、従業員、作業員の安全を確保するための設備		○
管理	入場許可証			不審車両の入場規制・不法投棄の防止	○	
	車両管制設備			車両の運行状況を把握・管理		○
	仮囲い			飛散防止・保安対策・不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮	○	
	現場作業用大型テント			建設機械や処理設備の保護、防音・防塵対策、雨天時の作業時間の確保		○
	飛散防止ネット			飛散防止		○
	防音シート、防音壁			騒音対策		○
	防塵ネット			飛散防止、粉じんの飛散防止		○
	粉じん防止剤			粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車			粉じんの飛散防止		○
	発電機			電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤			臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤			害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽			火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○

（4）　初動対応時の業務リスト　（茨木市災害廃棄物処理計画　図表 2-4 及び 2-5 を参照）

初動期における業務チェックリスト

凡例：［資］：資源循環課　［事］：環境事業課　［政］：環境政策課　［全］：全体

業務		資源	事業	政策	チェック	詳細及び注意点	初動期 ～12時間 / ～24時間 / ～3日
組織体制の確保	［全］身の安全の確保	●	●	●	□	－	
	［全］通信手段の確保	●	●	●	□	－	
	［全］職員の安否・参集状況の確認	●	●	●	□	－	
	［全］災害対策本部の立ち上げ	●	●	●	□	－	
					□	責任者（できれば2名以上）の決定、指揮命令系統の確保	
自衛隊等との連携	［全］自衛隊・警察・消防との連携	●	●	●	□	－	
					□	人命救助・ライフライン確保のための災害廃棄物撤去連携	
					□	思い出の品・貴重品の保管、引き受け方法の伝達、体制整備	
					□	収集運搬ルートを示し、道路啓開の協力を打診	
					□	石綿等への対応方法伝達	
					□	有害物質の保管場所の周知、優先的な回収	
被害状況の情報収集	［事］収集車両 被害状況の情報収集		●		□	－	
					□	直営収集車両の被害状況の確認	
					□	応急処置、修理可能性の検討	
					□	写真等により被害状況の記録を行う	
	［事］ごみ処理施設・し尿前処理施設の被害状況の把握		●		□	－	
					□	ごみ処理施設の被害状況の確認	
					□	ごみピットの残余量の確認	
					□	し尿前処理施設の被害状況の把握	
					□	し尿受入槽の残余量の確認	
					□	写真等により被害状況の記録を行う	
	［資］大阪府への被害状況報告	●			□	－	
	［事］委託・許可業者 被害状況の情報収集		●		□	－	
					□	委託業者の被害状況、収集可否の確認	
					□	許可業者の被害状況、収集可否の確認	
	［事］翌日以降の廃棄物処理可否判断				□	使用可能な車両・人員数を元に判断	
処理方針の検討・見直し	［資］当座の災害廃棄物発生量の推計	●			□	－	
					□	おおよその避難者数の把握	
					□	おおよその被災家屋数の把握	
					□	当座の災害廃棄物発生量の推計	
					□	当座の片付けごみ発生量の推計	
	［資］災害廃棄物発生量・処理可能量の推計開始	●			□	－	
					□	避難者数の把握	
					□	被災家屋数の把握	
					□	災害廃棄物発生量の推計	
					□	片付けごみ発生量の推計	
					□	環境衛生センターの稼働状況の把握、処理可能量の推計	

凡例：［資］：資源循環課　［事］：環境事業課　［政］：環境政策課　［全］：全体

業務		資源	事業	政策	チェック	詳細及び注意点	初動期 ～12時間 ～24時間 ～3日
災害廃棄物の処理体制の確保	［事］片付けごみの搬出、運搬方法の検討		●		□	－	
					□	当座の片付けごみ発生量推計・使用可能な車両・人員数を元に搬出、運搬方法、運搬先の検討	
	［事］片付けごみ集積所の開設有無判断		●		□	－	
					□	片付けごみの搬出、運搬方法の検討を元に、集積所の開設有無の判断	
	［事］災害廃棄物の搬出、運搬方法の検討		●		□	－	
					□	災害廃棄物の発生量、使用可能な車両、人員数等を元に搬出、運搬方法を検討	
					□	必要に応じて、応援要請等を検討	
	［事］収集運搬車両・資機材・人材の確保		●		□	－	
					□	必要な場合、委託業者、許可業者、協定締結先等への支援要請	
					□	必要な場合、他自治体等への支援要請	
					□	必要な場合、自衛隊等への支援要請	
					□	委託による必要な車両・資機材・人材の確保	
	［資］住民・ボランティアへの周知	●			□	－	
					□	住民に対し片付けごみの分別・排出方法について周知	
					□	災害ボランティアに対し分別・排出方法について周知	
	［事］補修体制の整備、必要資機材の確保		●		□	－	
					□	プラントメーカー等への連絡	
					□	薬剤等納入業者への連絡	
					□	薬剤等の残余量に余裕のある自治体からの融通依頼の検討、依頼	
収集運搬	［事］片付けごみの搬出、運搬		●		□	－	
					□	片付けごみ集積所等からの搬出	
					□	必要な場合、他自治体等への支援要請	
撤去	［事］通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）		●		□	－	
					□	道路啓開、家屋解体担当と役割分担の確認	
仮置場等の確保・運用	［資］当座の仮置場等の設置	●			□	－	
					□	当座の仮置場等の設置個所の検討	
					□	設置に必要な資機材の手配	
					□	当座の仮置場等の設置	
	［全］仮置場等の設置・管理・運営	●	●	●	□	－	
					□	仮置場等の追加設置の必要性検討	
					□	設置に必要な資機材の手配	
					□	当座の仮置場運営職員の手配	
					□	仮置場運営業務の応援自治体職員、事業者への委託準備	
	［資］仮置場等必要面積の算定	●			□	－	
					□	災害廃棄物推計量から必要面積を算定	
	［資］候補地の選定・受入に関する合意形成	●			□	－	
					□	仮置場候補地の選定	
					□	周辺住民への説明、合意形成	
	［政］仮置場の環境の問題点の把握			●	□	－	
					□	仮置場、周辺のモニタリング	
	［事］悪臭及び害虫防止対策		●		□	－	
					□	腐敗性廃棄物の保管有無等の確認	
					□	害虫防止対策として薬剤等の準備	

凡例：［資］：資源循環課　［事］：環境事業課　［政］：環境政策課　［全］：全体

業務		資源	事業	政策	チェック	詳細及び注意点	初動期 ～12時間 ～24時間 ～3日
有害廃棄物・危険物対策	［政］市内事業所の有害化学物質の漏洩状況確認			●	□	－	
					□	市内事業所への漏洩有無の確認	
					□	必要に応じて現地確認	
	［政］所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、流出した油等の有害物質の拡散防止措置の実施			●	□	－	
					□	事業者で対応が難しい場合は応急措置等実施	
感染性廃棄物対策	［資］避難所等での分別依頼	●			□	－	
					□	感染性廃棄物コンテナの配布	
					□	避難所でのごみ分別依頼	
	［事］感染性廃棄物の収集運搬（委託）		●		□	－	
					□	委託事業者の選定、委託	
中間処理・再資源化・最終処分	［事］ごみ処理施設・し尿前処理施設の安全性の確保		●		□	－	
					□	破損個所等の応急処置	
					□	危険箇所の表示、立ち入り禁止箇所の設定	
	［資］処理可能量の推計	●			□	－	
	［事］適正処理困難物等（建築廃材・危険なごみ（有害・爆発性・感染性）・適正処理困難物）と腐敗性廃棄物の処理に係る関係機関（産業廃棄物処理業者等）との調整		●		□	環境省、大阪府等と処理方法について協議	
					□	必要に応じて、産業廃棄物処理業者等の選定、処理委託準備	
	［事］腐敗性廃棄物の優先的処理		●		□	－	
生活ごみ・避難所ごみ等の収集運搬	［事］生活ごみ・資源物の収集開始時期の検討		●		□	－	
	［資］支援要否の判断	●			□	－	
	［資］必要に応じて支援要請	●			□	－	
	［事］生活ごみ・避難所ごみの収集体制の確保		●		□	－	
					□	必要な場合、委託業者、許可業者、協定締結先等への支援要請	
					□	必要な場合、他自治体等への支援要請	
					□	委託による必要な車両・資機材・人材の確保	
	［資］住民・ボランティアへの周知	●			□	－	
					□	住民に対し通常のごみ収集についての周知（収集品目、時期等）	
					□	災害ボランティアに対し分別、排出方法について周知	
	［事］収集運搬の実施		●		□	－	
					□	ごみ集積所等からの搬出	

凡例：［資］：資源循環課　［事］：環境事業課　［政］：環境政策課　［全］：全体

業務		資源	事業	政策	チェック	詳細及び注意点	初動期 ～12時間 ～24時間 ～3日
災害用トイレのし尿処理	［全］し尿発生量・災害用トイレ必要量の算定	●	●	●	□	－	
					□	避難人数等から算定	
	［全］災害用トイレ、消臭剤や脱臭剤などの確保	●	●	●	□	－	
					□	備蓄資材の使用可能性調査	
					□	必要量と比較し不足する場合は大阪府等へ支援要請	
	［全］災害用トイレの必要数の確保	●	●	●	□	－	
					□	備蓄資材の使用可能性調査	
					□	必要量と比較し不足する場合は大阪府等へ支援要請	
					□	仮設トイレの確保	
	［事］仮設トイレの運搬・し尿の汲み取り運搬計画の策定		●		□	－	
					□	国等、他主体による仮設トイレ設置箇所の確認	
					□	仮設トイレの設置箇所の選定	
					□	し尿の汲み取り・運搬計画の策定	
	［事］仮設トイレの設置		●		□	－	
					□	仮設トイレの運搬、設置	
					□	避難所管理者等への使用・管理方法等の説明	
	［事］し尿受入施設の確保		●		□	－	
					□	本市施設での処理可能量を超える場合は、他自治体での処理を検討	
					□	必要に応じて、環境省、大阪府等へ支援要請	
	［事］仮設トイレの管理、し尿の収集運搬		●		□	－	
					□	仮設トイレのつまり、故障等への対応	
					□	仮設トイレの増設、使用状況に応じた配置箇所の調整等の実施	
	［事］収集状況の確認・支援要請		●		□	－	
					□	し尿収集状況の確認	
					□	収集車両が不足する場合は、支援要請	
進捗管理	［資］進捗状況記録、課題抽出、評価	●			□	－	
					□	写真等による記録	
					□	日報による記録	
					□	仮置場等の管理状況、保管量等の把握	
					□	仮置場等からの搬出、一時閉鎖等の判断	
補助金事務・予算確保	［全］補助金事務・予算確保	●	●	●	□	－	
					□	当初の委託等に必要な予算の確保	
各種相談窓口の設置、住民等への広報	［資］損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）等、各種相談窓口の設置	●			□	－	
					□	相談窓口の設置準備	
					□	対応マニュアル等の整備、窓口への周知	
	［資］住民等への広報	●			□	－	
					□	市ウェブサイトへの情報掲載	
					□	避難所等での貼り紙による情報提供	
					□	マスコミ等への情報提供、情報発信依頼	
					□	仮置場等での情報提供（看板、ビラ等）	

（5） 通常業務のうち優先すべき業務リスト

初動期においても優先度が高い通常業務

課名	No.	通常業務	初動期においても優先度が高い業務	備考
資源循環課（計画係、推進係、連携調整係）	1	一般廃棄物処理に係る計画に関すること。		
	2	一般廃棄物処理に係る調査研究及び企画に関すること。		
	3	ごみの減量及び再資源化に係る調査研究及び企画に関すること。		
	4	一般廃棄物に関する啓発並びにごみの減量化及び再資源化に関すること。		
	5	廃棄物減量等推進審議会に関すること。		
	6	一般廃棄物の広域処理に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	7	廃棄物減量等推進員に関すること。		
	8	一般廃棄物の適正処理対策に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	9	一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥に係るものを除く。）の許可及び指導監督に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	10	環境美化の推進に関すること。		
	11	環境美化協力団体との連絡調整に関すること。		
環境事業課（管理係・業務係・施設係）	1	一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥に係るものに限る。）及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	2	不法投棄防止の指導に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	3	あき地管理に関すること。		
	4	産業廃棄物処理の指導に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	5	違反簡易屋外広告物の除却に関すること。		
	6	課の所管に係る手数料の徴収に関すること。		
	7	産業廃棄物に係る処分費用の徴収に関すること。		
	8	環境衛生センターにおける処分業務に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	9	環境衛生センターの排出物及び搬入物の検査及び測定に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	10	一般廃棄物の収集作業計画に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	11	一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	12	一般廃棄物収集運搬委託業者の指導監督に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	13	ごみ集積場所に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
環境政策課（政策係、推進係、指導係、検査係）	1	環境政策の総合的な企画及び調整に関すること。		
	2	環境基本計画の推進に関すること。		
	3	環境審議会に関すること。		
	4	環境に係る啓発及び普及に関すること。		
	5	環境活動に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。		
	6	地球温暖化対策実行計画の推進に関すること。		
	7	省エネルギー及び新エネルギーに係る啓発及び普及に関すること。		
	8	自然環境に関する総合調整に関すること。		
	9	生物多様性に関する総合調整に関すること。		
	10	公害に係る苦情、陳情等の受付及び処理に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	11	公害防止に係る検査及び指導に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	12	公害防止に係る改善勧告、命令その他の措置に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	13	公害関係諸届の受領及び審査事務に関すること。		
	14	開発行為に対する公害防止の指導に関すること。		
	15	公害防止協定に関すること。		
	16	環境アセスメントに関すること。		
	17	遺伝子組換え施設に係る環境保全対策に関すること。		
	18	浄化槽の設置に係る届出の受付に関すること。		
	19	環境保全対策専門指導委員会に関すること。		
	20	公害の現状把握のための調査測定に関すること。	●	災害廃棄物処理に関連して
	21	公害試料の検査分析及び公害の調査研究に関すること。		
	22	分析及び検査に係る機器等の管理運用に関すること。		
	23	その他環境に関すること。		

3　市民への啓発広報に係る平時の取組事例

（1）　堺市

災害ごみを出すときにお願いしたいこと

家庭からの災害ごみ

家庭から出る生活ごみは、災害発生後、３日以内に収集を再開する予定ですので、焦らず、家の中で保管をお願いします。
どうしても急いで捨てる必要がある壊れた家具などは、道路に置かずに市民仮置場に持っていってください。

避難所からの災害ごみ

避難所ごとに、決められた場所に分別して捨てるようにしましょう。
たくさんの方が共同で生活するため、腐って臭いがでるものなどは、臭いがもれないように捨てる工夫をしましょう。

発災時こそ、しっかり分別を！

分別していただくことが、スムーズにごみを処理することの第一歩です。
発災時には、とても多くのごみが出ることが予想されます。１日でも早くごみが片づくようご協力ください。

市が行う 災害廃棄物処理事業 へのご理解・ご協力をお願いします

発生した災害廃棄物を迅速に処理することは、災害復旧・復興の第一歩です。
災害廃棄物の処理を行う際には、市民のみなさまに色々とご不便・ご迷惑をお掛けすることもありますが、一刻も早い生活再建・都市復興のため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

仮置場の設置・運営などについて

市民仮置場は、市民のみなさまが普段生活している近隣の公園などに設置する予定です。日常、みんなが楽しく遊んだり、くつろいだりすることができる場所を廃棄物置場として使用しますが、できる限り早く解消するよう努めますので、ご理解をお願いします。

市民仮置場については、どうしても地域のみなさまに管理・運営をお願いしないといけない部分もあると考えています。地域の生活環境を守るため、地域のみなさまでの見守り活動などのご協力をお願いいたします。

一次仮置場・二次仮置場の周辺では、大型ダンプがたくさん行き来するとともに、仮置場内では様々な重機や機械が稼動するため、騒音等が発生する可能性がありますが、十分な安全対策、周辺環境対策を行いますので、ご理解をお願いいたします。

ごみ収集に関するお願い

発災後、３日以内に収集再開を目標としています。
まずは腐りやすい生活ごみを優先的に収集する必要があるため、資源物の収集は一時的に中止する可能性があります。その場合でも、分別は普段通り行っていただき、再開まで家の中での保管をお願いいたします。

災害時には、普段と異なる車両（普通のトラックなど）でごみ収集に回る可能性もあるため、メロディによるお知らせができないかもしれません。
収集する品目や収集日については随時お知らせしますので、ご注意くださいますようお願いいたします。

災害時には、清掃工場（ごみ焼却場）も被災する可能性もあり、また、清掃工場への自己搬入車が集中すると、復旧作業などに支障が生じるおそれがあるため、清掃工場への自己搬入受付は一時的に中止する予定ですので、ご理解をお願いいたします。

災害ごみをださないために日頃から気をつけること

家具を固定する！

家具や電化製品を壁に固定し、倒れにくくしておくことで、破損を防ぐことができ、身を守ると同時に、災害ごみを減らすことにもつながります。

いらないものは捨てておく！

押入れや物置にしまい込んでいるものが箪や扉を打ち破り、部屋に散乱すると大変キケンですし、急いで片付けなければいけなくなります。ブラウン管テレビ、古いパソコンなど、不要なものは普段から整理しておくことで、災害ごみを減らすことにつながります。

五ガーのワンポイント

他にもあると便利

作業中の熱中症対策に　水 筒
突然の雨、防寒に　雨 具
薄暗いところの作業では　ヘッドランプ
怪我をした時に　ミニ救急セット
非常食などと一緒に日頃から備えてあると安心です。

情報の収集

発災時、情報の収集はとても重要です。いつ・どこで・何があるのか、ごみ収集の情報はどこで聞くことができるのか、日頃から知っておくと安心です。

平成７年に起きた、阪神・淡路大震災。
それから約20数年の間で、日本ではたくさんの災害に見舞われました。

阪神・淡路大震災
平成7年１月17日
午前　5時46分

写真提供：神戸市

被災された皆様の安全と、
被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

東日本大震災
平成23年3月11日
午後　2時46分

写真提供：【上】仙台市
【左】大船渡市

熊本地震
平成28年4月14日
午後　9時26分

これら以外にも、紀伊半島大水害（平成 23 年）、広島土砂災害（平成 26 年）、など、各地で多数の災害が発生し、甚大な被害が出たことは記憶に新しい出来事です。

環境マスコットキャラクター　ムーやん

ごみが無くなる「無がええやん」でムーやんです。
堺市環境啓発担当職員として、ツイッターでの情報発信などに取り組んでいます。
ヘルメットをかぶる時も、パクツの帽子は脱がないみたい。
ツイッターアカウント：@sakai_Muyan

～もしもの時のごみの手引き～
災害廃棄物処理ハンドブック

発行　平成29年３月

編集　堺市環境局　環境事業部
環境事業管理課

〒590-0078　堺市堺区南瓦町３番１号
電話：072(228)7478
FAX：072(229)4454
電子メール：kankan@city.sakai.lg.jp

堺市行政資料番号　1-13-16-0320

（2）　横浜市

災害時のごみと資源の分け方･出し方について

地震などの大規模災害時におけるごみと資源の分け方･出し方について、以下のとおり、ご協力をお願いします。

※収集開始時期や収集方法などの情報は、本市・区のホームページやＳＮＳをはじめ、各地域防災拠点の掲示板等に掲示するなどしてお知らせします。

	定　義	分け方･出し方	イメージ画像
生活ごみ（避難所ごみ）	・平時と同様に、日々の生活から発生するごみ ※燃やすごみ、缶・びん・ペットボトルなど ・使用済みトイレパック等	平時と同じ分別ルールで、ごみ集積場所や地域防災拠点ごとに定める場所に排出してください。 ※発災から72時間までに順次収集を開始します	▲避難所での分別の取組
片付けごみ	被災した建築物内の片付けで発生するごみ ※破損した家具・家電等	生活ごみの集積場所とは別の交通の妨げにならない場所に排出してください。 ※衛生環境の悪化や生活ごみの収集に支障とならないよう、生活ごみと必ず区別してください ※収集日等は別途広報します。	▲分別されずに排出された災害廃棄物

Point　トイレパックは備蓄していますか？

使用後はトイレパックだけをまとめて燃やすごみの収集日に排出します。

災害時に備えて最低3日分のトイレパックのほか食料や水など必需品を備蓄しましょう。

◆トイレパック

家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と、「処理袋」のセットです。ホームセンターなどで購入できます。

１日５回×３日分×人数

◆飲料水

１人３日分で９ℓが目安です。

（例）３人家族の場合

３人×９ℓ＝27ℓ

◆食料品

クラッカーなど調理せずに食べられるもの、缶詰（缶切りが不要なもの）など

（3）　浜松市

発災
どうなる！災害時のごみ？
＜浜松市災害廃棄物処理計画より＞
東日本大震災など大きな災害が発生した場合、人命救助やライフラインの確保が最優先です。しかし、その後は大量に発生するごみの処理が問題になります。ごみ処理施設などの被害によっては、いつもと違う「ごみの出し方」が必要です。ここでは災害時のごみの出し方などをお知らせします。
大きな災害が発生した場合、家庭から出るごみはどうなるの？
発災直後
発災直後は、家庭ごみの収集は一時的に停止する場合があります。発災後は市からの情報に注意してください。
収集が停止したら、自宅のごみはどうするの？
発災後3日
収集は３日以内に再開する予定です。それまでは自宅で保管してください。
生ごみ、汚物、オムツなどの「もえるごみ」から優先して収集再開していきます。「もえないごみ」「連絡ごみ」「資源物」は再開まで自宅で保管してください。
優先して収集するもの【例】
発災後3日
トイレごみ
自宅の片付けをしたら、地震で壊れた家具や食器がたくさん出てきたよ。どうやって捨てればいいの？
発災後2週間
それらは「片付けごみ」といいます。片付けごみは、市が設置する一次仮置場に分別して持ち込んでください。
大量の片付けごみが道路などにあふれると、救急車やごみ収集車の通行の妨げになります。集積所や道路には出さないでください。
トイレはどうなるの？地震で水道や下水道が止まると使えない場合もあるよ。
発災後
自宅では携帯トイレなどを使用してください。災害が起こる前から１週間程度の携帯トイレを用意しておきましょう。また、避難所のトイレを使用することもできます。使用した後の携帯トイレなどは分別して「もえるごみ」として出してください。
全体を通して気をつけることは？
発災後
災害時には大量のごみが発生します。
「早くごみを出してしまいたい」と思いがちですが、急いで捨てる必要のないごみは出来るだけ自宅で保管してください。
スムーズな処理を行うために皆様の協力をお願いします。

災害時のごみの流れ（発災後２週間経過時）
もえるごみ
生ごみ、汚れたプラ容器、オムツなど
地域のごみ集積所または避難所の決められた場所にごみ出し
携帯トイレ・簡易式トイレなど
家庭や避難所でトイレとして使用したもの
収集再開
もえないごみ
連絡ごみ
資源物
収集再開のお知らせまで自宅または避難所に分別して保管
片付けごみ
住んでいる家の片付けにより出てきた地震で壊れた家具・家電、割れた食器など
家具類
家電製品
市が指定する一次仮置場へ分別して持ち込み
がれき類等
地震被害が原因で解体した家から出てきた木くず、金属くず、ブロック、瓦など
木くず
損壊家屋
金属くず
災害時の分別はスムーズな処理の第一歩なのじゃ。大量のごみが一日でも早く片付くよう協力をお願いするのじゃ！
仮設トイレのし尿（避難所）
市が収集

（4）　松本市

松本市広報 R1-16
災害廃棄物処理
ハンドブック
もしも災害が起きた時、
ごみはどうするの?
災害時に大量に発生する「ごみ」の処理について、
日ごろから考えておきましょう。
松本市

災害廃棄物はどのように
処理するの?
災害時の廃棄物には、
どんなものがあるでしょうか。
この2つを
災害廃棄物
といいます。
※原則、家庭から出るものに限ります。
自宅
災害ごみ
災害によって発生した廃棄物のうち、住宅等を片付ける際に出てくるもの
(例：畳、布団、家具、家電 など)
災害がれき
災害によって発生した廃棄物のうち、壊れた住宅等を撤去する際に出てくるもの
(例：木くず、コンクリートがら、金属くず など)
生活ごみ
家庭での生活で出てくるもの
※災害時も平常時と同様に発生します。
通常のゴミステーション
避難所ごみ
避難所での生活で出てくるもの
し尿・汚泥
仮設トイレ等を使用する場合に出てくるもの
仮置場とは?
災害廃棄物を一時的に
保管しておく場所のこと。
災害時は廃棄物が大量に発生し、通常どおりの処理が追いつきません。
住宅の前の道路脇や通常のごみステーションなどに出すと、消防車や救急車、ごみ収集車などの車の通行の妨げとなってしまいます。
発災後に決められた仮置場に出してください。
◎道路脇に排出された状況
これでは車の通行の
妨げになります
熊本地震道路脇排出状況（2016年4月）
出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」
災害廃棄物は道路やごみステーションには
置かずに仮置場へ搬出しましょう!!
運搬：住民
市民仮置場
住民自らが災害廃棄物を移動させて一時的に保管しておく場所
運搬：市
1次仮置場
市民仮置場にあるもの及び解体した建物などから発生するものを集めて分別し、中間処理まで保管しておく場所
仮置場はお近くの公園や空き地などに設置予定です。設置場所については、災害の状況に応じて住民のみなさまにお知らせします。
中間処理
(破砕・焼却)
リサイクル
埋立処分

仮置場で分別する必要性とは？

災害廃棄物は分別して仮置場へ排出してください。

分別をすることで処理期間が短くなり、
悪臭の発生や害虫の被害抑制につながります。

分別されないと…
- ●処理に時間がかかる
- ●処理費用の増加
- ●腐敗性廃棄物（生ごみなど）による悪臭や害虫の発生
- ●ガスボンベなどによる火災の危険

北海道胆振東部地震　仮置場（2018年9月）
出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

◎災害廃棄物の分別方法

分別・排出方法などは、災害の状況に応じて住民のみなさんにお知らせします。

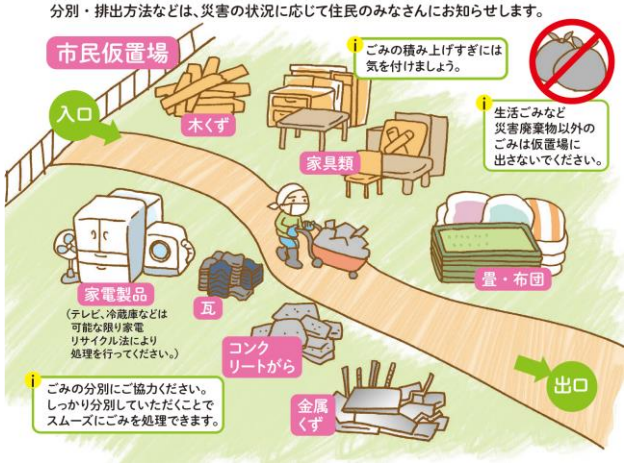

生活ごみについて

災害時においても、生活に伴うごみは当然発生します。

災害時には通常の収集を行うことができないため、
生活ごみは、生ごみなど腐敗しやすいごみから、優先的に出してください。
急いで捨てる必要のないごみは、収集運搬及び処理体制が復旧するまで、
できる限り自宅等で保管してください。

災害廃棄物を片付けるときは

日ごろからの備え

災害廃棄物をできるだけ出さないために

✓家具や電化製品は、転倒防止器具や金具で壁に固定するなどして倒れにくくしておくことで、破損が防げます。

✓日ごろから、不要なものはリサイクルに出すなど整理することで、災害ごみを減らすことにつながります。

災害廃棄物の処理については、
「松本市災害廃棄物処理計画」で定めています。

発　行　令和元年6月
問い合わせ　松本市 環境部 環境政策課
〒390-8620 松本市丸の内3番7号
電話：0263-34-3268（直通）
FAX：0263-34-0400
e-mail：s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp

松本市 環境部 環境業務課
〒390-0851 松本市島内 7576 番地 1
電話：0263-47-1096（直通）
FAX：0263-40-1335
e-mail：kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp

4　廃棄物処理施設一覧

4.1　　大阪府内の一般廃棄物処理施設

※環境省　一般廃棄物処理実態調査結果(平成 30 年度調査結果)より

(1)　焼却施設（溶融施設含む）

地方公共団体コード	地方公共団体名	施設名称	年間処理量 (t/年度)	処理対象廃棄物	施設の種類	処理方式	炉型式	施設全体の処理能力 (t/日)	炉数	使用開始年度
27140	堺市	堺市クリーンセンター東工場第二工場	124,923	混合（未分別）ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	460	2	1997
27140	堺市	堺市クリーンセンター東工場第一工場	4,013	混合（未分別）ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	300	2	1977
27140	堺市	堺市クリーンセンター南工場	0	混合（未分別）ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	450	3	1973
27140	堺市	堺市クリーンセンター臨海工場	127,674	混合（未分別）ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	ガス化溶融・改質	シャフト式	全連続運転	450	2	2013
27204	池田市	池田市クリーンセンター	28,315	可燃ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	180	3	1983
27205	吹田市	吹田市資源循環エネルギーセンター	104,058	可燃ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	480	2	2009
27207	高槻市	高槻クリーンセンター第二工場	80,560	可燃ごみ，粗大ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	360	2	1995
27207	高槻市	高槻クリーンセンター第三工場	8,402	可燃ごみ，粗大ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	150	1	2018
27209	守口市	守口市クリーンセンター	34,713	可燃ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	142	1	1988
27210	枚方市	穂谷川清掃工場第3プラント	37,294	可燃ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	200	1	1988
27210	枚方市	東部清掃工場	58,747	可燃ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	240	2	2008
27211	茨木市	環境衛生センター第1工場	38,456	混合（未分別）ごみ，粗大ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	ガス化溶融・改質	シャフト式	全連続運転	150	1	1999
27211	茨木市	環境衛生センター第2工場	67,106	混合（未分別）ごみ，粗大ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	ガス化溶融・改質	シャフト式	全連続運転	300	2	1996
27215	寝屋川市	寝屋川市クリーンセンター焼却施設	56,730	可燃ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	200	2	2017
27220	箕面市	箕面市環境クリーンセンター	40,864	可燃ごみ，ごみ処理残渣	焼却	流動床式	全連続運転	270	2	1992
27223	門真市	クリーンセンター4号炉	18,019	可燃ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	144	1	1989
27223	門真市	クリーンセンター5号炉	22,074	可燃ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	156	1	1996
27224	摂津市	環境センター3号炉	11,329	可燃ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	90	1	1983
27224	摂津市	環境センター4号炉	14,955	可燃ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	90	1	1993
27301	島本町	島本町清掃工場	6,704	可燃ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	バッチ運転	46	2	1991
27341	忠岡町	忠岡町クリーンセンター	4,860	可燃ごみ，粗大ごみ	焼却	流動床式	全連続運転	30	1	1986
27361	熊取町	熊取町環境センター	11,351	可燃ごみ	焼却	流動床式	全連続運転	61.5	2	1992
27366	岬町	岬町美化センター	4,640	可燃ごみ，粗大ごみ，し尿処理残渣	焼却	流動床式	全連続運転	50	1	1986
27827	豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設	156,198	可燃ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	525	3	2016

地方公共団体コード	地方公共団体名	施設名称	年間処理量 (t/年度)	処理対象廃棄物	施設の種類	処理方式	炉型式	施設全体の処理能力 (t/日)	炉数	使用開始年度
27828	泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター5号炉	0	可燃ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	150	1	1991
27828	泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター1号炉	39,216	可燃ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	150	1	2004
27828	泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター2号炉	41,494	可燃ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	150	1	2004
27831	柏羽藤環境事業組合	柏羽藤クリーンセンター	80,201	可燃ごみ，粗大ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	450	3	1992
27833	泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所	49,289	可燃ごみ，粗大ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	240	3	1986
27834	東大阪都市清掃施設組合	第四工場	80,851	混合（未分別）ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	600	2	1981
27834	東大阪都市清掃施設組合	第五工場	126,924	混合（未分別）ごみ，粗大ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	400	2	2016
27835	四條畷市交野市清掃施設組合	熱回収施設	31,701	可燃ごみ，粗大ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	125	2	2017
27836	岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市貝塚市クリーンセンター	98,542	可燃ごみ，粗大ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	531	3	2007
27837	南河内環境事業組合	南河内環境事業組合第1清掃工場	59,155	可燃ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	300	2	1985
27837	南河内環境事業組合	南河内環境事業組合第2清掃工場	26,526	可燃ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	190	2	2000
27838	泉南清掃事務組合	泉南清掃事務組合泉南清掃工場	37,511	可燃ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	190	2	1986
27872	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	住之江工場	0	混合（未分別）ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	600	2	1988
27872	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	鶴見工場	160,312	混合（未分別）ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	600	2	1990
27872	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	西淀工場	152,341	混合（未分別）ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	600	2	1995
27872	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	八尾工場	131,985	混合（未分別）ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	600	2	1995
27872	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	舞洲工場	237,802	混合（未分別）ごみ，ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	900	2	2001
27872	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	平野工場	222,186	混合（未分別）ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	900	2	2003
27872	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	東淀工場	125,592	混合（未分別）ごみ	焼却	ストーカ式（可動）	全連続運転	400	2	2010

（2） 粗大ごみ処理施設

地方公共団体コード	地方公共団体名	施設名称	年間処理量 (t/年度)	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始年度	運転管理体制	施設の改廃
27140	堺市	堺市クリーンセンター東工場第一破砕施設	9881.76	粗大ごみ	併用	100	1979	委託	
27140	堺市	堺市クリーンセンター東工場第二破砕施設	3196.15	粗大ごみ	併用	60	1997	委託	
27140	堺市	堺市クリーンセンター臨海工場破砕施設	5396	粗大ごみ	併用	16	2013	委託	
27204	池田市	粗大ごみ不燃物処理施設	3054	粗大ごみ，資源ごみ	併用	30	1989	直営	
27205	吹田市	吹田市破砕選別工場	14369	粗大ごみ，不燃ごみ，その他，資源ごみ	併用	85	1992	一部委託	
27207	高槻市	高槻クリーンセンター第三工場	422	粗大ごみ，不燃ごみ	破砕	24	2018	直営	新設（建設中），新設（新規稼働）
27209	守口市	守口市クリーンセンター破砕施設	2031	粗大ごみ，不燃ごみ	併用	75	1972	委託	
27210	枚方市	穂谷川清掃工場粗大ごみ処理施設	0	粗大ごみ，不燃ごみ	破砕	75	1980	直営	休止
27210	枚方市	東部清掃工場粗大ごみ破砕処理施設	8407.06	粗大ごみ，不燃ごみ	併用	39	2013	委託	
27211	茨木市	環境衛生センター　粗大ごみ処理施設	0	粗大ごみ	破砕	75	1980	委託	
27215	寝屋川市	寝屋川市クリーンセンター破砕施設	6149	粗大ごみ，不燃ごみ	破砕	82	1994	委託	
27220	箕面市	箕面市環境クリーンセンター	7793	粗大ごみ，不燃ごみ	破砕	28.5	1992	一部委託	
27223	門真市	粗大ごみ処理施設	1470	粗大ごみ	破砕	30	1989	委託	
27301	島本町	粗大ごみ処理施設	1246	粗大ごみ，不燃ごみ，資源ごみ	破砕	6	1991	委託	
27341	忠岡町	忠岡町クリーンセンター粗大ごみ破砕処理施設	361	粗大ごみ	破砕	5	2016	委託	
27361	熊取町	熊取町環境センター	1395	粗大ごみ，不燃ごみ，資源ごみ	併用	16	1992	直営	
27827	豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランドリサイクルプラザ	9508	粗大ごみ，不燃ごみ，資源ごみ	併用	53	2012	委託	
27828	泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター粗大ごみ処理施設	4343.8	粗大ごみ，不燃ごみ	破砕	40	2003	委託	
27831	柏羽藤環境事業組合	柏羽藤クリーンセンター	6166	粗大ごみ，不燃ごみ	破砕	50	1992	直営	
27833	泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所	3212	粗大ごみ，不燃ごみ，資源ごみ	併用	50	1983	委託	
27834	東大阪都市清掃施設組合	第四工場破砕設備	0	粗大ごみ	破砕	5	1981	直営	休止
27834	東大阪都市清掃施設組合	粗大ごみ処理施設	8860	粗大ごみ	併用	50	2016	直営	
27835	四條畷市交野市清掃施設組合	リサイクル施設(粗大系)	1543.96	粗大ごみ，不燃ごみ	破砕	16	2017	委託	
27836	岸和田市貝塚市清掃施設組合	不燃性粗大ごみ回転式破砕処理施設	908.2	粗大ごみ，不燃ごみ	圧縮	22	2007	委託	
27836	岸和田市貝塚市清掃施設組合	可燃性粗大ごみせん断式破砕処理施設	1525.43	粗大ごみ，可燃ごみ	破砕	19	2007	委託	
27837	南河内環境事業組合	南河内環境事業組合第1清掃工場	8986	粗大ごみ	併用	50	1986	一部委託	
27837	南河内環境事業組合	南河内環境事業組合第2清掃工場	3476	粗大ごみ	併用	35	2000	一部委託	
27838	泉南清掃事務組合	泉南清掃事務組合　泉南清掃工場	1337	粗大ごみ，不燃ごみ	破砕	20	1986	委託	
27872	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合	舞洲工場	10172	粗大ごみ	破砕	170	2001	直営	

（3） し尿処理施設・汚泥再生処理センター

地方公共団体コード	地方公共団体名	施設名称	年間処理量		処理方式		処理能力	使用開始年度	運転管理体制	施設の改廃
			し尿 (kl/年度)	浄化槽汚泥 (kl/年度)	汚水処理	汚泥処理	(kL/日)			
27202	岸和田市	天の川浄苑処理場	16377	6096	一次処理	その他	228	1960	委託	
27208	貝塚市	貝塚市衛生事業所(し尿)	19412	14653	好気	脱水，乾燥，焼却	158	1982	一部委託	
27212	八尾市	八尾市立衛生処理場	15786	15210	高負荷	脱水，乾燥，焼却	275	1994	委託	
27215	寝屋川市	寝屋川市緑風園	0	0	下水投入	脱水	150	1972	委託	休止
27216	河内長野市	河内長野市衛生処理場	5977	3686	高負荷，膜分離	脱水	36	2001	委託	
27223	門真市	浄化センター	2173	6182	標脱	脱水	110	1992	委託	
27228	泉南市	泉南市立双子川浄苑	16718	7181	嫌気，好二段，一次処理	脱水	100	1980	委託	
27230	交野市	交野市立乙辺浄化センター	3067	2740	標脱	その他	65	1980	一部委託	
27232	阪南市	はんなん浄化センターMIZUTAMA館	9248	14976	高負荷，膜分離	脱水	74	2006	委託	
27321	豊能町	衛生センター	1036	217	高負荷	脱水，焼却	7	1989	委託	
27322	能勢町	能勢町し尿処理施設	2834	3579	高負荷，膜分離	脱水	21	2011	委託	
27341	忠岡町	忠岡町し尿処理場	0	0	好気，焼却，下水投入	脱水，乾燥，焼却	18	1969	委託	休止
27361	熊取町	熊取町立大原衛生公苑	8958	5547	高負荷	脱水，乾燥，焼却	70	1989	一部委託	
27366	岬町	岬町美化センターし尿処理施設	6835	990	標脱	脱水	50	1984	直営	
27828	泉北環境整備施設組合	第1事業所	25564.11	14687.39	高負荷	脱水	200	1987	委託	
27831	柏羽藤環境事業組合	芝山衛生センター	17193.4	30107.12	高負荷，下水投入	脱水	290	1982	直営	
27833	泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所	40328	38841	好気	脱水	180	1979	委託	
27837	南河内環境事業組合	南河内環境事業組合資源再生センター	9930	14655	高負荷，膜分離	脱水	200	2001	一部委託	

4.2　近隣府県の産業廃棄物処理施設

大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県と、この府県内の政令指定都市、中核市が許可した産業廃棄物処理業者のうち、災害廃棄物の処理を行うことができる可能性のある木くず・廃プラスチック・がれきの焼却あるいは破砕の中間処理許可を持つ処理業者の施設を取りまとめた。

なお、調査時期は次のとおりである。

大阪府内	2019 年 10 月調べ
兵庫県内	2019 年 12 月調べ
京都府内	2020 年 1 月調べ
奈良県内	2020 年 1 月調べ
和歌山県内	2020 年 1 月調べ

（1）　大阪府内

大阪府内　産業廃棄物処理業者リスト （木くず・廃プラスチック・がれき/焼却・破砕を含む事業者）

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
大阪府内 （大阪府内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
1	有限会社中筋建材店	泉佐野市鶴原314番5、320番1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕・選別	破砕9.7㎥/日(廃プラスチック類2.9t/日、木くず4.8t/日)、選別162㎥/日	
2	株式会社アールエスケー	茨木市横江二丁目2016番3	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	8.9㎥/日（廃プラスチック類3.1t/日、木くず4.9t/日）	
3	有限会社マツケン	茨木市宮島三丁目1676番1、1676番4、1679番1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず	破砕	44㎥/日(廃プラスチック類4.4t/日、木くず22.1t/日）	
4			木くず	破砕	240t/日	
5	有限会社田中企画	交野市星田北一丁目323番、324番1	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず	破砕	91.3㎥/日(廃プラスチック類2.7t/日）	優良
6			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	破砕	7.7㎥/日(廃プラスチック類2.0t/日、木くず2.4t/日）	
7	株式会社山岡商店	門真市四宮一丁目25番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	破砕	16㎥/日(廃プラスチック類2.8t/日、木くず3.2t/日）	
8			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	破砕	8㎥/日（廃プラスチック類2.0t/日、木くず1.6t/日）	
9	株式会社ダイニ工業	岸和田市木材町8番1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	19.5㎥/日(廃プラスチック類2.9t/日、木くず3.0t/日）	
10	大阪都市開発株式会社	吹田市東御旅町5139番3	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	169.0㎥/日（廃プラスチック類19.2t/日、木くず51.0t/日）	
11	株式会社今西商店	摂津市鳥飼本町二丁目16番	廃プラスチック類、紙くず、木くず	破砕	8.0㎥/日（廃プラスチック類2.8t/日、木くず4.4t/日）	
12	有限会社前田造園	泉南郡熊取町大字野田235番1の一部	木くず	破砕	4.5t/日	
13	株式会社ERC	大東市御領四丁目10番4ほか4筆	廃プラスチック類	選別破砕	4.8t/日	
14			紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	308㎥/日（木くず154t/日）	
15	北本興産有限会社	大東市新田境町3番2の一部	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	10.1㎥/日（廃プラスチック類3.0t/日、木くず4.0t/日）	
16	関西興産株式会社	豊能郡能勢町下田115番1ほか10筆の一部	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	選別・破砕	破砕 13.8㎥/日（廃プラスチック類4.8t/日、木くず7.5t/日） 選別 230.4㎥/日	
17			がれき類（廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくずに混入して処分することが必要であるものに限る。）	選別・破砕	破砕 4.0t/日 選別 230.4㎥/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
大阪府内 （大阪府内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
18	株式会社梨本商店	富田林市中野町東一丁目27番3、27番5	廃プラスチック類（廃OA機器を除く。）、紙くず、木くず（廃パレットを除く。）、繊維くず、ゴムくず、金属くず（廃OA機器を除く。）、ガラスくず（廃OA機器を除く。）	破砕	8.8㎥/日（廃プラスチック類3.1t/日、木くず4.0t/日）	
19	株式会社三高産業	松原市三宅西四丁目730番2ほか5筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕・選別	破砕 36.9㎥/日（廃プラスチック類3.6t/日、木くず4.0t/日） 選別 416㎥/日	
20	有限会社シャルムズ	羽曳野市駒ヶ谷2番4の一部	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	8㎥/日（廃プラスチック類2.8t/日、木くず4.4t/日）	
21	株式会社カジノ	岸和田市港緑町109番の一部ほか2筆	木くず	破砕	30t/日(20t/日、10t/日)	
22	株式会社旭宝	岸和田市新港町8番4の一部、8番5	廃プラスチック類、木くず、金属くず（廃プラスチック類については発泡プラスチックを除く。）	破砕	7.6㎥/日(廃プラスチック類2.6t/日、木くず4.1t/日、金属くず8.5t/日)	
23	泉州産業廃棄物処理事業協同組合	岸和田市畑町１１５３番１の一部、１１５４番１	紙くず、木くず、繊維くず	焼却	4.8t/日(600kg/h)	
24	木材開発株式会社	岸和田市木材町１１番１３、１１番１８	紙くず、木くず、繊維くず	破砕	1,450㎥/日（木くず290t/日）	優良
25	関西故金属株式会社	交野市郡津二丁目1286番1の一部	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	9.7㎥/日(廃プラスチック類0.97t/日、木くず4.8t/日)	
26	株式会社前田造園	交野市青山二丁目2642番1ほか8筆	木くず	破砕	212t/日	
27	株式会社ワーク	高石市高砂三丁目75番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕・選別	40㎥/日(廃プラスチック類3.6t/日、木くず4.8t/日)	
28			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕	781㎥/日(廃プラスチック類 119.0t/日、木くず120.1t/日、がれき類139.5t/日)	
29	株式会社フジタ	高石市高砂三丁目36番2	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕・選別	破砕 21.7㎥/日(廃プラスチック類 4.0t/日、木くず 4.8t/日)、選別 120㎥/日	優良
30	株式会社米田商店	高石市高砂三丁目64番1、64番2	廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ガラスくず	破砕	120.4㎥/日（廃プラスチック類4.8t/日、木くず4.7t/日）	
31	株式会社樋口商店	四條畷市砂四丁目556番1ほか8筆	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	選別破砕	1536㎥/日（木くず215t/日、がれき類2304t/日）	
32	株式会社川村工務店	四條畷市中野本町636番1、636番2	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	破砕	12.8㎥/日（廃プラスチック類4.5t/日、木くず4.2t/日）	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
大阪府内 （大阪府内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
33	辰巳環境開発株式会社	守口市東郷通一丁目19	廃プラスチック類(廃蛍光ランプを除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(廃蛍光ランプを除く。)、ガラスくず(廃蛍光ランプを除く。廃石膏ボードを除く。)	破砕・選別	破砕47.1㎥/日（廃プラスチック類4.7t/日、木くず4.2t/日）、選別474㎥/日	
34	株式会社クリーンクニナカ	松原市三宅中七丁目1202番7ほか2筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	13.5㎥/日(廃プラスチック類3.4t/日、木くず4.2t/日)	
35	株式会社エムテック	松原市三宅中七丁目1239番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	破砕・減容固化	破砕 23㎥/日（廃プラスチック類4.6t/日、木くず4.8t/日）	
36	山上紙業株式会社	松原市三宅東四丁目1450番1ほか3筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕・圧縮	43㎥/日(廃プラスチック類4.3t/日、木くず21.5t/日)	優良
37	麻野展裕	松原市松ヶ丘３丁目８５６番１の一部	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	45.0㎥/日(廃プラスチック類4.5t/日、木くず22.5t/日)	
38	大阪クリーンテック株式会社	摂津市安威川南町1097番2ほか3筆の一部	廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ	焼却	80t/日	
39	北大阪清掃株式会社	摂津市学園町一丁目19番ほか2筆	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	13.8㎥/日(木くず7.6t/日)	優良
40			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	13.6㎥/日(廃プラスチック類4.8t/日、木くず7.5t/日)	
41	北大阪清掃株式会社	摂津市学園町一丁目19番ほか2筆	ガラスくず、がれき類（上記７品目の産業廃棄物に混入して処分することが必要であるものに限る。）	破砕	4.8t/日	
42	株式会社摂津産業	摂津市鳥飼八町二丁目567番ほか3筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	12.3㎥/日(廃プラスチック類3.4t/日、木くず4.2t/日)	
43	株式会社マルサン	摂津市東別府三丁目726番1ほか19筆の一部	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	選別・破砕	32.0㎥/日(廃プラスチック類4t/日、木くず16t/日)	
44	株式会社丸六	泉佐野市日根野2983番1の一部、2984番1の一部	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（いずれも廃蛍光ランプに係るものに限る。）	破砕	4.3t/日（廃プラスチック類0.215t/日）	
45		泉佐野市日根野3651番1ほか21筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず（廃石膏ボードに限る。）	破砕	10.56㎥/日(廃プラスチック類2.55t/日、木くず3.92t/日)	優良
46	奥田建材株式会社	泉南郡田尻町大字嘉祥寺1163番1の一部	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	破砕	9.6㎥/日(廃プラスチック類3.8t/日、木くず4.5t/日)	
47	中辻産業株式会社	泉北郡忠岡町高月南三丁目1番4ほか9筆の一部	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず	破砕	8.8㎥/日(廃プラスチック類3.0t/日、木くず4.8t/日)	
48			廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（廃電気機器類に限る。）	破砕	2.8t/日（廃プラスチック類1.1t/日）	
49			廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（廃蛍光ランプに限る。）	破砕	2.4t/日（廃プラスチック類0.025t/日）	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
大阪府内 （大阪府内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
50	関西商事株式会社	泉北郡忠岡町新浜二丁目11番4、11番5	木くず	破砕	220t/日	
51	株式会社植田建設	大東市大字龍間1075番の一部	紙くず、木くず、繊維くず	焼却	3.5t/日(440kg/h)	
52			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	破砕	8.0㎥/日（廃プラスチック類1.6t/日、木くず4.0t/日）	
53	株式会社都市樹木再生センター	大東市大字龍間1195番地ほか4筆	木くず	破砕	240t/日	
54	株式会社木下組	大東市大字龍間947番、948番の一部	木くず	焼却	4.8t/日(600kg/h)	
55	飯田建設工業株式会社	大東市平野屋二丁目397番1ほか2筆	木くず（チップ化できるものに限る。）	破砕	36.5t/日	
56			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	7.5㎥/日(廃プラスチック類2.0t/日、木くず3.0t/日)	
57	飯田建設工業株式会社	大東市平野屋二丁目397番1ほか2筆	木くず（チップ化できるものに限る。）、紙くず（木くずに付着しているものに限る。）、繊維くず（木くずに付着しているものに限る。）	破砕	27.8㎥/日(木くず15.3t/日)	
58	株式会社一城	池田市豊島南一丁目353番1、354番2	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	12.1㎥/日（廃プラスチック類3.4t/日、木くず4.5t/日）	
59	有限会社大武開発	南河内郡河南町大字寺田208番4ほか2筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず	破砕	14.2㎥/日（廃プラスチック類4.7t/日、木くず4.1t/日）	
60	株式会社福樹園	南河内郡千早赤阪村大字森屋662番1	木くず	破砕	77t/日	
61	株式会社イケダコーポレーション	柏原市国分市場一丁目3259番の一部ほか2筆	木くず	破砕	4.6t/日	
62	株式会社聖の剛	柏原市国分東条町4000番1ほか2筆の一部	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	12.3㎥/日（廃プラスチック類3.4t/日、木くず4.2t/日）	優良
63	有限会社ピージーエム	富田林市大字喜志2438番2の一部	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず（廃石膏ボード又は廃グラスウールに限る。）	破砕	12.8㎥/日（廃プラスチック類4.5t/日、木くず4.2t/日）	
64	松園建設株式会社	門真市四宮六丁目271番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	9.0㎥/日(廃プラスチック類3.1t/日、木くず4.9t/日)	
65			がれき類（上記7品目の産業廃棄物に混入して処分することが必要であるものに限る。）	破砕	4.1t/日	
66	美馬建設株式会社	門真市島頭三丁目565番1ほか2筆	紙くず、木くず、繊維くず	焼却	190kg/h(1.5t/日)	
67			廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	13.8㎥/日（廃プラスチック類4.8t/日、木くず6.9t/日）	
68			木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	141㎥/日(木くず70.5t/日)	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
大阪府内 （大阪府内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
69	大栄環境株式会社	和泉市テクノステージ二丁目3番11	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	選別破砕	394t/日(廃プラスチック類55t/日、木くず319t/日、がれき類394t/日)	
70			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	破砕	115.4t/日(廃プラスチック類46.2t/日、木くず115.4t/日)	
71			廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず	破砕	75t/日(廃プラスチック類20t/日、木くず75t/日)	
72			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	破砕	223.7t/日(廃プラスチック類63+22.6+45t/日、木くず74+37.7+112t/日)	
73	株式会社クリーンステージ	和泉市テクノステージ二丁目3番10号、3番12号	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの（令第2条第13号廃棄物）	焼却・溶融（ガス化改質・溶融方式）	95t/日(汚泥54t/日、廃油32t/日、廃プラスチック類33t/日、石綿含有産業廃棄物28t/日)	
74	株式会社飯田商店	和泉市上代町1246番1ほか5筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	20.4㎥/日(廃プラスチック類4.1t/日、木くず4.1t/日)	
75	ジャパン環境サービス株式会社	和泉市東阪本町55番・56番合併1ほか2筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず（廃石膏ボードに限る。）	破砕	9.6㎥/日(廃プラスチック類3.4t/日、木くず4.8t/日)	
大阪市内						
1	有限会社アルファフォルム	大阪市住之江区南港南1-1-175	廃プラスチック類・紙くず・木くず繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	575㎥/日	
2	栄伸開発株式会社	大阪市大正区泉尾6-4-5	廃プラスチック類・紙くず・木くず繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	56㎥/日	
3	栄伸開発株式会社	大阪市大正区泉尾6-4-5	廃プラスチック類・紙くず・木くず繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	61.7㎥/日	
4	株式会社エイチ・ワイ・エス	大阪市平野区加美北2-2-13	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず	破砕・切断	160㎥/日	
5	SBS三愛ロジ関西株式会社	大阪市港区福崎2-1-49	廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず	破砕	49.7t/日	廃電気機器に限る
6	株式会社エムテック	大阪市平野区瓜破南1-4-53	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	12.3㎥/日	
7	大林道路株式会社	東京都千代田区神田猿楽町2-8-8	ガラスくず・がれき類	破砕	600t/日	
8	株式会社オグラ	大阪市西淀川区中島2-8-4	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	8.6㎥/日	
9	小倉商事株式会社	大阪市西淀川区大和田1-2-7	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	6.4㎥/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
大阪市内						
10	株式会社河東商会	大阪市西淀川区中島2-10-63	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	32㎥/日	
11	株式会社川崎環境開発興業	大阪市西淀川区中島2-8-7	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	174㎥/日	
12	関西チップ工業株式会社	大阪市住之江区北加賀屋3-1-58	木くず	破砕	①79t/日 ②26t/日 ③2.4t/日	
13			廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕・切断	3.96㎥/日	
14	有限会社共和開発	大阪市住之江区新北島6-2-1	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	32㎥/日	
15	近畿総合マテリアル株式会社	大阪市住之江区新北島6-2-1	廃プラスチック類・紙くず木くず・繊維くず・ガラスくず	破砕	31.1㎥/日	
16	有限会社K・R・C	大阪市住之江区柴谷2-11-9	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	13㎥/日	
17	功成建設株式会社	大阪市此花区常吉2-3-3	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕・切断	8.7㎥/日	
18	合同衛生株式会社	大阪市西成区北津守3-11-21	廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る）	破砕	0.8t/日	
			金属くず（廃蛍光管又は廃水銀灯に限る）・ガラスくず（廃蛍光管又は廃水銀灯に限る）	破砕	3.1t/日	
			廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	11.3㎥/日	
19	株式会社さつき	大阪市大正区鶴町4-12-27	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕	8.5㎥/日	
20	サニーメタル株式会社	大阪市此花区常吉1-1-13	廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラスくず	破砕・選別	373t/日	
21	有限会社三協衛生	大阪市住之江区柴谷2-5-78	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	18㎥/日	
22	株式会社ジェイ・ポート	大阪市此花区梅町2-3-55	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕	4.7t/日	
23	敷島金属株式会社	大阪市西淀川区中島2-13-90	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	7.1㎥/日	
24	株式会社シプレコーポレーション	大阪市西淀川区御幣島6-13-59	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	17.2㎥/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
大阪市内						
25	株式会社嶋袋商店	大阪市西淀川区中島2-8-5	廃プラスチック類・木くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・鉱さい・がれき類	破砕	640t/日	
26	有限会社新垣商店	大阪市大正区南恩加島5-8-61	廃プラスチック類（廃ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙに限る）	破砕	2.45t/日	
			廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕・切断	4.3㎥/日	
27	新虎興産株式会社	大阪市大正区三軒家東3-8-28	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕・切断	8.8㎥/日	
28	株式会社スカット	大阪市大正区鶴町1-11-13	廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くず・ガラスくず	破砕	4.4t/日	
29	成和興業株式会社	大阪市大正区泉尾7-1-30	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	32㎥/日	
			廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	1,300㎥/日	
			廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	焼却	95t/日	
30	株式会社ダイカン	大阪市鶴見区焼野3-2-79	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物系固形不要物・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類（汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリが付着したものに限る）	焼却	240t/日	
31	株式会社大惠	大阪市西成区津守3-8-80	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	選別・破砕	1,200㎥/日（230t/日）	選別能力1,200㎥/日の内破砕能力230t/日
32	株式会社大建工業所	大阪市西淀川区中島2-13-8	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	100㎥/日	
33	有限会社タイセイ開発	大阪市大正区小林西1-18-25	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず	破砕・切断	8㎥/日	
34	大東衛生株式会社	大阪市東成区大今里西1-19-38	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず	焼却	12.8t/日	
		大阪市住之江区北加賀屋5-5-61	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	50㎥/日	
35	株式会社大松土建	大阪市西淀川区中島2-12-49	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・鉱さい・がれき類	破砕・切断	1,500t/日	
		大阪市平野区瓜破南2-3-14	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	15.5㎥/日	
36	株式会社田中浚渫工業	大阪市西淀川区大野3-7-144	木くず	破砕	95t/日	
37	株式会社トーナイ	大阪市此花区梅町2-6-6	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕・切断	9.4㎥/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
大阪市内						
38	株式会社富里金属	大阪市大正区南恩加島5-7-2	廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラスくず	破砕	4.9t/日	
39	株式会社南海興業	大阪市西淀川区中島2-10-43	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	45㎥/日	
40	株式会社ナンセイ	大阪市大正区南恩加島4-4-46	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず	破砕・切断	14.1㎥/日	
41	株式会社日本リサイクル	大阪市大正区三軒家東3-7-21	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	77㎥/日	
			廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	焼却	46.2t/日	
42	株式会社野口組	大阪市住之江区柴谷2-5	廃プラスチック類・木くずゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕	240t/日	
43	株式会社ハーモニックス	大阪市此花区梅町2-2-13	廃プラスチック類・木くずゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕選別	614.4t/日	
44	早来工営株式会社	大阪市西成区津守3-8-6	燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・鉱さい・ばいじん	焼却	①60t/日 ②67.2t/日	①については燃え殻・汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さゴムくず・金属くず・ガラスくず・鉱さい・ばいじんの焼却能力 ②については廃油・廃酸・廃アルカリの焼却能力
45	阪南産業株式会社	大阪市住之江区平林北2-8-23	木くず	破砕	①132t/日 ②79t/日	①については、シュレッダー②については、チッパー
		大阪市住之江区平林北2-9-134	木くず	破砕	160t/日	
46	株式会社HIRAYAMA	大阪市西淀川区中島2-9-36	廃プラスチック類・紙くず・木くず繊維くず・ゴムくず・金属くずガラスくず・がれき類	破砕・切断	523㎥/日	
				選別	715㎥/日	
47	船津商事株式会社	大阪市住之江区平林北2-7-42	廃プラスチック類・紙くず・木くず繊維くず・ゴムくず・金属くず	破砕・切断	4.1㎥/日	
48	ミナミ金属株式会社	大阪市西淀川区中島2-12-45	廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラスくず	破砕	9.6t/日	
			廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	4.4t/日	
49	株式会社ミヤギ	大阪市大正区鶴町5-5-4	廃プラスチック類・紙くず・木くず 繊維くず・ゴムくず・金属くず ガラスくず	破砕・切断	7.9㎥/日	
50	宮本昌和（宮本環境処理センター）	大阪市平野区加美北2-3-20	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	80㎥/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
大阪市内						
51	株式会社ムトウ	大阪市此花区常吉2-11-11	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕・切断	11.3㎥/日	
52	木材開発株式会社	大阪市住之江区新北島3-6-45	紙くず・木くず	破砕	360t/日	
53	山田衛生株式会社	大阪市西成区萩之茶屋3-2-10	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕・切断	13.6㎥/日	
54	株式会社ヨコタ商店	大阪市大正区南恩加島5-7-105	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕・切断	12.3㎥/日	
55	株式会社吉本商店	大阪市西淀川区中島2-13-65	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・切断	45㎥/日	
56	株式会社リサイクル松栄	大阪市西淀川区中島2-12-63	廃プラスチック類・木くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・鉱さい・がれき類	破砕	900t/日	
		大阪市西淀川区中島2-2-33、58	廃プラスチック類・紙くず・木くず	破砕・切断	4.8t/日	
				破砕	10㎥/日	
57	株式会社ワーク・トゥーワン	大阪市西成区南津守5-4-56	廃プラスチック類・木くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・鉱さい・がれき類	破砕・切断	26.7㎥/日	
堺市内						
1	日本ノボパン工業㈱	堺市堺区築港南町4番地の2の一部	木くず	破砕・焼却	木材処理施設・破砕機 30t/h 木材処理施設・異物除去機 6t/h 焼却炉 221t/日	
2	㈱大林	堺市西区草部1204番1他	廃プラ・ゴムくず・金属くず・コンクリート類・がれき類・紙くず・木くず・繊維くず	破砕・焼却		
3	㈱GE	堺市西区築港新町1丁5番38他	燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・コンクリート類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物系固形不要物	焼却		
			廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・コンクリート類・がれき類・紙くず・木くず・繊維くず	破砕・選別	56.8t/日 前処理50.4t/日	
4	㈱ダイカン	堺市西区築港新町3丁31他	汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・コンクリート類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物系固形不要物	焼却	年間焼却量 56,220t/年	
			廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・コンクリート類・がれき類・紙くず・木くず・繊維くず	選別		
5	㈱DINS堺	堺市西区築港新町4丁2番7号他	紙くず・木くず	焼却		
			廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・コンクリート類・がれき類・紙くず・木くず・繊維くず	破砕・選別		
			廃プラスチック類・木くず	破砕		
6	㈱エコフレンドリー	堺市南区小代460番他	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・コンクリート類・木くず	破砕		

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
堺市内						
7	ジャパンクリーンシステム㈱	堺市南区高尾3丁3270番及び3252番	廃プラスチック類・ゴムくず・紙くず・木くず・繊維くず	破砕		
8	㈱国中環境開発	堺市北区中村町32番1	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・コンクリート類・がれき類・紙くず・木くず	破砕	4.8t/日(廃プラスチック類) 36.0t/日(木くず) 62.4t/日(がれき類)	
9	植松建設㈱	堺市美原区平尾310番4	廃プラスチック類・ゴムくず・コンクリート類・紙くず・木くず・繊維くず	破砕		
10	㈱関西環境	堺市美原区木材通4丁目668番224	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・コンクリート類・紙くず・木くず・繊維くず	破砕		
11	㈲松川組	堺市美原区木材通1丁目668番325の一部他	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・コンクリート類・紙くず・木くず・繊維くず	破砕		
豊中市内						
1	米田産業株式会社	豊中市上津島二丁目12番17号	紙くず・木くず・金属くず・ガラスくず	破砕	96.8㎥/日(木くず4.8t/日)	優良
2	都市クリエイト株式会社	豊中市走井三丁目108番1ほか2筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	選別・破砕	選別 279.2㎥/日 破砕 25.6㎥/日(廃プラスチック類4.4t/日、木くず4.2t/日、がれき類4.6t/日)	
		豊中市原田南一丁目59番1	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕	破砕 13.3㎥/日(廃プラスチック類3.0t/日、木くず3.3t/日、がれき類4.9t/日)	
高槻市内						
1	岩産業(株)	高槻市東天川4丁目699番1、699番6、701番 5丁目715番2	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・ガラスくず	破砕	4.7t/日(廃プラスチック類) 2.2t/日(紙くず) 7.4t/日(木くず) 1.6t/日(繊維くず) 7.0t/日(ゴムくず) 9.4t/日(ガラスくず)	
			紙くず・木くず・繊維くず	焼却	12t/日	
2	(株)柴山鋼業	高槻市唐崎中4丁目780番3、781番3、783番3の3筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕	4.7t/日(廃プラスチック類) 2.2t/日(紙くず) 7.4t/日(木くず) 1.6t/日(繊維くず) 7.0t/日(ゴムくず) 15t/日(金属くず) 9.4t/日(ガラスくず)	
3	(株)スエヨシ建材	高槻市西面南4丁目1060番1、1061番1の2筆	廃プラスチック類・木くず・金属くず・ガラスくず	破砕	3.4t/日(廃プラスチック類) 4.2t/日(木くず) 7.0t/日(金属くず) 14t/日(ガラスくず)	
4	(株)多岐産業	高槻市前島5丁目305番1外7筆の一部	紙くず・木くず・繊維くず	焼却	12t/日	
			廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず	破砕	4.1t/日(廃プラスチック類) 12t/日(紙くず) 20t/日(木くず) 4.9t/日(繊維くず) 21t/日(ゴムくず)	
5	(有)徳山産業	高槻市北大樋町291番1	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕	3.2t/日(廃プラスチック類) 3.0t/日(紙くず) 4.8t/日(木くず) 1.2t/日(繊維くず) 5.5t/日(ゴムくず) 7.0t/日(金属くず) 10t/日(ガラスくず)	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
高槻市内						
6	日和興産(株)	高槻市唐崎北3丁目282番1外2筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕	3.1t/日(廃プラスチック類) 1.6t/日(紙くず) 4.6t/日(木くず) 1.1t/日(繊維くず) 5.2t/日(ゴムくず) 6.8t/日(金属くず) 7.0t/日(ガラスくず)	
7	阪神金属興業(株)	高槻市玉川1丁目10番1	廃プラスチック類・木くず・ゴムくず・金属くず	破砕	3.8t/日(廃プラスチック類) 3.4t/日(木くず) 4.4t/日(ゴムくず) 4.8t/日(金属くず)	
東大阪市内						
1	有限会社今里開発	東大阪市本庄西1丁目76番3他4筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕	4.6t/日(廃プラスチック類) 2.8t/日(紙くず) 5.2t/日(木くず) 1.5t/日(繊維くず) 3.9t/日(ゴムくず) 14.2t/日(金属くず) 10.3t/日(ガラスくず) 54.5t/日(がれき類)	
2	株式会社大工園興産	東大阪市西石切町6丁目540番1	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕		
3	株式会社コスモ	東大阪市加納4丁目14番7、13	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕	4.7t/日(廃プラスチック類) 3.1t/日(紙くず) 4.7t/日(木くず) 3.1t/日(繊維くず) 4.6t/日(ゴムくず) 3.5t/日(金属くず) 4.1t/日(ガラスくず) 3.7t/日(がれき類)	
4	株式会社布施興業	東大阪市高井田西2丁目8番2、9番7	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕		
5	関西興業株式会社	東大阪市高井田本通3丁目3番4	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕	4.5t/日(廃プラスチック類) 5.5t/日(紙くず) 5.5t/日(木くず) 5.5t/日(繊維くず) 5.4t/日(ゴムくず) 5.2t/日(金属くず) 5.2t/日(ガラスくず) 5.5t/日(がれき類)	
6	三洋商事株式会社	東大阪市菱江2丁目4番2他4筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕	4.8t/日(廃プラスチック類) 1.4t/日(紙くず) 2.8t/日(木くず) 21.7t/日(金属くず) 9.6t/日(ガラスくず) 4.8t/日(がれき類)	
7	株式会社エイシン	東大阪市稲田新町3丁目552番1	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず	破砕	3.17t/日(廃プラスチック類) 2.91t/日(紙くず) 4.63t/日(木くず) 1.17t/日(繊維くず) 5.39t/日(ゴムくず) 6.59t/日(金属くず) 10.36t/日(ガラスくず)	
8	不二興業株式会社	東大阪市西石切町4丁目587番1、6、7	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕		
9	株式会社旭美興産	東大阪市荒本西1丁目9番他2筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・がれき類	破砕・選別		

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
枚方市内						
1	株式会社アーバンキープ	枚方市春日野2丁目269番5（072-859-4681）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）	破砕	12㎥/日(廃プラスチック類3.1t/日、木くず4.6t/日)	
2	近畿エコロサービス株式会社	枚方市春日野2丁目257番1ほか2筆（072-845-4751）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）	破砕	11.7㎥/日（廃プラスチック類4.1t/日、木くず3.4t/日）	
			がれき類（上記7品目の産業廃棄物に混入して処分することが必要なものに限る。）（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん	破砕	4.4t/日	
3	株式会社コスミック代表取締役	枚方市春日西町2丁目944番3、945番4	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）	破砕	38.4㎥/日(廃プラスチック類3.9t/日、木くず4.2t/日)	優良
4	株式会社鳳栄商会	枚方市中宮大池3丁目1552番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿含有産業廃棄物を除く。）	破砕	2.1㎥/日(廃プラスチック類0.3t/日、木くず0.4t/日)	
			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿含有産業廃棄物を除く。）	破砕	16.3㎥/日(廃プラスチック類4.2t/日、木くず4.0t/日)	優良
八尾市内						
1	株式会社北川建設	八尾市太田新町8丁目167番1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	12.3㎥/日(廃プラスチック類3.4t/日、木くず4.2t/日)	
2	北川組	八尾市上之島町北6丁目21番1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類(コンクリート片及びアスファルト片を除く)	破砕	48.6㎥/日(廃プラスチック類4.8t/日、木くず4.8t/日、がれき類16.1t/日)	
3	株式会社泰幸	八尾市西高安町一丁目55番地ほか4筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	173.7㎥/日(廃プラスチック類4.3t/日、木くず4.7t/日)	
			がれき類	破砕	4.8t/日	
4	株式会社ウエダ	八尾市太田新町五丁目180番地	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず	破砕	12.6㎥/日(廃プラスチック類3.8t/日、木くず5.5t/日)	
			廃プラスチック類(発泡スチロールに限る)	減容固化	288㎥/日	
		八尾市太田新町四丁目154番2、155番2	廃プラスチック類、紙くず、木くず	破砕・減容固化	4.6t/日(廃プラスチック類4.4t/日、木くず4.8t/日)	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
八尾市内						
5	有限会社ダイシン	八尾市水越一丁目89番、90番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	10.5㎥/日（廃プラスチック類3.6t/日、木くず3.9t/日）	
6	有限会社福商リサイクル	八尾市西高安町五丁目32番4	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	15.4㎥/日（廃プラスチック類1.9t/日、木くず4.6t/日）	
7	株式会社高産	八尾市太田新町七丁目184番ほか2筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	10.7㎥/日（廃プラスチック類3.7t/日、木くず4.5t/日）	
			がれき類（上記7品目の産業廃棄物に混入して処分することが必要であるものに限る）	破砕	2.5㎥/日（がれき類4.0t/日）	
8	株式会社近代エコテック	八尾市太田新町八丁目134番地	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	12.3㎥/日（廃プラスチック類3.4t/日、木くず4.2t/日）	
9	東海環境株式会社	八尾市西高安町3丁目1番、7番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類（上記7品目の産業廃棄物に混入して処分することが必要であるものに限る）	選別	240㎥/日	
			がれき類（上記7品目の産業廃棄物に混入して処分することが必要であるものに限る）	破砕	4.7t/日	
			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	9.8㎥/日（廃プラスチック類2.9t/日、木くず3.8t/日）	
10	エコナー株式会社	八尾市西高安町五丁目32番地の1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	24.8㎥/日（廃プラスチック類3.7t/日、木くず4.2t/日）	
11	株式会社KUDARA	八尾市南木の本九丁目10番1号	廃プラスチック類（ペットボトルを除く）、紙くず（段ボールを除く）、木くず、繊維くず（畳を除く）、ゴムくず、金属く（空き缶を除く）、ガラスくず（空き瓶を除く）	破砕	7.1㎥/日（廃プラスチック類2.4t/日、木くず3.3t/日）	

（2）　兵庫県内

兵庫県内　産業廃棄物処理業者リスト （木くず・廃プラスチック・がれき/焼却・破砕を含む事業者）

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
兵庫県内 （兵庫県内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
1	㈱井本興業	宝塚市川面字長尾山15番327 外7筆	木くず、汚泥(生コン残さ汚泥に限る)、廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	焼却、破砕	破砕 1,440t/日 焼却 4.8t/日 破砕 4.8t/日	
2	エアポート企業㈱	伊丹市森本1丁目8番9 外1筆	廃プラ(発泡スチロールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)	焼却	0.06t/日	
3	㈱大都興産	伊丹市岩屋一丁目3番 外2筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	15.5t/日	
4	㈱天道	伊丹市森本8丁目53番地	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕、圧縮	破砕 14.1t/日 破砕 4.06t/日(がれき類) 破砕 4.03t/日(木くず)	
5	松室商事㈱	伊丹市森本8丁目84	木くず	破砕	64t/日	
6	㈱グローバルグリーン	三田市四ツ辻西野野606番	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず	破砕	6.84t/日	
7	三田チップ㈱	三田市西野上828	木くず	破砕	132t/日	
8	㈱中西商店	三田市末字赤山2049番 外1筆	木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕、焼却	破砕 320t/日 焼却 16t/日	
9	㈲丸岩商店	三田市志手原丸山942番地1 外3筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず	破砕	4.8t/日	
10	㈱ダイシン	川西市加茂6丁目126番地の1外2筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕 圧縮	破砕 1.6t/日	
11	歩信栄建設㈱	加古郡稲美町加古字北新田北1007番地の31	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	破砕 3.72t/日 破砕 2.4t/日	
12	㈱アルファ	①加古郡稲美町下草谷字西大道340番地の55 ②加古川市志方町大澤字ﾍﾞｸ谷1327番31 外2筆	木くず、廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード・グラスウールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)	焼却、破砕、圧縮	①の場所 焼却 4.8t/日 破砕 4.46t/日 破砕 4.808t/日 ②の場所 破砕 7.2t/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
兵庫県内 （兵庫県内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
13	㈱池田	加古川市平岡町高畑340番地の1	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、金属くず	破砕、圧縮	圧縮 167.2t/日 破砕 2.94t/日 破砕 449.36t/日	
14	㈱エコ阪神	加古川市平荘町西山字池新田520番地の1 外23筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、繊維くず、ゴムくず、燃え殻、汚泥、廃油(タールピッチ類に限る)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、鉱さい、紙くず、木くず、動植物性残さ	破砕、混合・天日乾燥、焼却	破砕 4.8t/日 焼却 0.74t/日	
15	㈱岡田商事	加古川市八幡町宗佐字杖ノ上538-1 外5筆	紙くず、木くず、廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず(破砕処理する産業廃棄物に少量混入される付属部品に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	焼却、破砕、溶融	焼却 4.3t/日 破砕 4.8t/日	
16	㈱木村	高砂市中筋5丁目864番1 他4筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず	破砕	4.8t/日	
17	金澤産業㈱	加古郡稲美町加古字見谷3869番外1筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず	破砕	5.52t/日	
18	㈲興永商事	加古郡稲美町加古3175番地の13	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	3.2t/日	
19	㈲鈴木商店	加古郡稲美町国安1280-1 外4筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず	破砕	1t/日	
20	三輪運輸工業㈱	加古川市金沢町1番地㈱神戸製鋼所加古川製鉄所内	汚泥、廃油、廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず	焼却、破砕	焼却 26.4t/日 焼却 32.4㎥/日 破砕 48t/日 焼却 16.8t/日 焼却 27.6t/日	
21	吉田実業㈱	加古川市上荘町見土呂字丸山854番40 外12筆	【廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(破砕処理については、破砕処理する産業廃棄物に混入される付属部品に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(破砕処理については、石膏ボード、グラスウールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(破砕処理については、グラスウールに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)	焼却、選別、圧縮	焼却 4.8t/日 破砕 43.4t/日 破砕 4.32t/日 選別 592.30t/日 圧縮 1,768.0t/日	
22	ワイメタル㈱	加古郡稲美町中村1216番	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(電気製品くずに限る、石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕・選別	17.6t/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
兵庫県内 （兵庫県内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
23	㈲アルミック徳原	①西脇市大野163番地の1 他4筆 ②丹波市氷上町横田25-1 ③西脇市大野150番地の1	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、金属くず	破砕、圧縮	①の場所 圧縮 165.28t/日 ②の場所 圧縮 140.8t/日 ③の場所 破砕 3.5t/日	
24	㈲エコリサイクル	西脇市高松町字横山633番地81	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず	破砕	破砕 4.8t/日(木くず) 破砕 4.8t/日(廃プラスチック) 破砕 24t/日	
25	岡正林業㈱	多可郡多可町中区東安田字西北	木くず	破砕、切断・圧縮	3.36t/日	
26	㈱清水環境産業	多可郡多可町中区牧野字坂ノ下272番18 外4筆、20 外1筆	木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	破砕 960t/日 木くず破砕 17.36t/日	
27	大栄環境㈱	三木市口吉川町吉祥寺谷124-7、里脇字八幡谷601番10 外8筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、汚泥(無機性のものに限る)、汚泥(食品廃棄物に係るものに限る)、廃油(食品廃棄物に係るものに限る)、廃酸(食品廃棄物に係るものに限る)、廃アルカリ(食品廃棄物に係るものに限る）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	焼却、脱水、乾燥、圧縮、再生、堆積発酵、破砕・選別、圧縮成型	破砕 1,077t/日 破砕 327.672t/日 破砕 1,383.06t/日 破砕 75t/日 焼却 75t/日 焼却 75t/日 破砕 6,670.5t/日 破砕 341.25t/日 破砕 268.35t/日 破砕 151.5t/日 破砕 120.15t/日 破砕 75.9t/日 破砕 636t/日	
28	㈱寺根商店	多可郡多可町中区中安田字西北山767番地71 外2筆、西脇市日野町字タノカイチ129番1外5筆	紙くず、木くず、廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	焼却、破砕、圧縮、減容化	焼却 1.5t/日 破砕 4.8t/日	
29	㈱西畑土建	小野市船木町字南山875番132 外2筆	紙くず(石膏ボード廃材に限る）、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除き、石膏ボード廃材に限る)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず	破砕、切断・選別	破砕 344.8t/日(がれき) 切断・選別 2.63t/日 破砕 4.48t/日(木くず) 破砕 4.8t/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
兵庫県内 （兵庫県内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
30	㈲西脇環境センター	西脇市住吉町字一ノセ1番114	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	4.912t/日	
31	一組兵庫㈱	西脇市黒田庄町西澤160番 外3筆	木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	破砕 400t/日 破砕 20.3t/日(木くず)	
32	パナソニックエコテクノロジーセンター㈱	加東市佐保50番地	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕・選別、圧縮造粒	破砕 192t/日 破砕 120t/日 破砕 16.8t/日 破砕 16.8t/日 破砕 48t/日 破砕 9.12t/日 破砕 12.8t/日 破砕 12.8t/日 破砕 7.3t/日	
33	富士通周辺機㈱	加東市佐保35番	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕・選別	破砕 1.92t/日 破砕 0.92t/日 破砕 2.75t/日 破砕 6t/日	
34	三木バイオテック㈱	三木市口吉川町南畑字南山849番地の1	木くず、汚泥(肥料化可能なものに限る)、廃油(廃食用油であって、肥料化可能なものに限る)、廃酸(肥料化可能なものに限る)、廃アルカリ(肥料化可能なものに限る)、紙くず(肥料化可能なものに限る)、動植物性残さ(肥料化可能なものに限る)、動物のふん尿(肥料化可能なものに限る)	破砕、堆積発酵	破砕 2.26t/日	
35	㈱宮下木材	加東市新定315番地	木くず	破砕	2t/日	
36	㈲ユニテック	三木市別所町東這田字フトノ722番地69 外6筆	紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	焼却、破砕	焼却 4.8t/日 破砕 240t/日(がれき類) 破砕 4.8t/日(木くず) 破砕 4.8t/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
兵庫県内 （兵庫県内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
37	㈱イボキン	たつの市揖保川町正條字永崎379番地1、揖保中字柳280番 外5筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕、圧縮、切断	破砕(23t/日) 破砕(64t/日) 圧縮(89t/日) 切断(28t/日) 圧縮(43.2t/日) 圧縮(65.6t/日) 木くず破砕(57.7t/日)、圧縮(30.08t/日)	
38	㈲クリーン山田	神崎郡福崎町南田原972-4	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	3.76t/日	
39	㈱コウエイ	たつの市新宮町大屋409番地の2	木くず	破砕	破砕 92.4t/日 破砕 82.72t/日	
40	住友大阪セメント㈱	赤穂市折方字中水尾1513番地 外6筆	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ(焼却の前処理破砕に限る、石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、ばいじん	焼却、破砕	焼却 391t/日(燃料系) 1,296t/日(原料系) 焼却 639t/日(燃料系) 2,114t/日(原料系) 破砕 4.8t/日(廃プラ) 破砕 100t/日(木くず) 破砕 78t/日(廃プラスチック)	
41	㈱石樹園	相生市陸字ナル811-182 外1筆	木くず(建設工事に伴い生じた伐採木に限る)	破砕	4.8t/日	
42	龍野コルク工業㈱	たつの市龍野町島田321番地	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)	減容化	減容破砕 0.4t/日	
43	㈱龍野土木	たつの市龍野町大道字新開ｷ574番	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、木くず	破砕	破砕 4.8t/日(廃プラスチック) 破砕 25t/日(木くず)	
44	中国開発㈱	神崎郡市川町浅野503番地 外3筆、501番地 外1筆、506番地 外1筆	木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	破砕 640t/日(がれき類) 破砕 311t/日(木くず) 破砕 264t/日(木くず)	
45	㈱西川健商店	たつの市神岡町沢田1092番1	金属くず、廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	圧縮・切断、破砕	圧縮・切断 4.78t/日 破砕 12.33t/日	
46	㈱フジケン	神崎郡市川町下瀬加字宮西弐1864番11	木くず	破砕	68.0t/日	
47	㈲YUUGA	宍粟市山崎町宇原字観音垣内134番地	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	1.36t/日	
48	㈱横山サポートテック	赤穂市中広1367番地の1 外4筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕、圧縮、減容化	破砕 14.96t/日 熱減容化 0.186t/日 圧縮 89.6t/日	
49	ライフォス㈱	佐用郡佐用町本郷201-36 外24筆	木くず	破砕	20t/日 120t/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
兵庫県内 （兵庫県内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
50	㈱リングユニオン	赤穂市高野字中の谷1番72 外5筆	木くず、廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)	焼却、破砕	破砕 4.29t/日 焼却 1.52t/日	
51	（株）eco's	豊岡市出石町日野辺636番44	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	3.36t/日	
52	㈱グリーンテック	豊岡市香住字山裾4番1 外8筆	木くず(建設業に係るものを除く)	破砕	4.8t/日	
53	㈱コバヤシ産業	朝来市和田山町竹田2113番地	木くず、動植物性残さ(とうもろこし、大豆、小麦、菜種、空豆に限る)	破砕、圧縮	破砕 9.6t/日 破砕 6t/日	
54	正垣木材㈱	養父市大屋町大杉504番地 外22筆、八鹿町浅間853番地 外12筆	木くず	破砕	90t/日 19.36t/日 90t/日	
55	（株）但馬環境	豊岡市但東町出合字嶋200番 外6筆	木くず	破砕	4.32t/日	
56	但南建設㈱	朝来市山東町越田字高内460番1 外3筆	木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	破砕 456t/日(がれき類) 破砕 296t/日(木くず)	
57	㈲ナカニシグローバル	豊岡市但東町畑字長外967番1外6筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕、圧縮、破砕・選別、圧縮成型	破砕 15.52t/日(木くず) 破砕 3.92t/日 破砕 4.74t/日(石膏ボードに限る)	
58	㈱はしもと建設	豊岡市但東町木村字福井862番1外3筆	木くず	破砕	126.5t/日	
59	㈱ビエント	豊岡市三宅152番地の1 外5筆、神美台157番29	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕、圧縮、圧縮成型	破砕 4.88t/日	
60	日野金属産業㈱	朝来市生野町口銀谷985番地1	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕	2.35t/日	
61	北但東部森林組合	豊岡市出石町奥小野大月426-11	木くず	破砕	160t/日	
62	㈲円山川環境サービス	朝来市和田山町枚田1041番1 他2筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず	破砕、圧縮	破砕 3.3t/日	
63	㈲クリーン環境	丹波市柿柴字本願寺388番地17	木くず	焼却	1.53t/日	
64	日本エコロジ㈱	篠山市東吹字池ノ上ノ坪1327番地の1 外7筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、木くず、繊維くず	破砕	破砕 240t/日 破砕 4.6t/日(木くず) 破砕 85.6t/日(木くず)	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
兵庫県内 （兵庫県内の政令市・中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
65	氷上テクノ㈲	丹波市氷上町新郷224番地 外7筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	114.74t/日	
66	㈲北丹環境サービス	丹波市氷上町上成松字毛長141番3 外1筆、新郷字下布木229番4 外2筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず	圧縮、破砕	破砕 8.4t/日	
67	㈱南興業	篠山市野中字八丹ノ坪878番地外5筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕・洗浄	破砕 5.5t/日	
68	㈱淡路紙料センター	淡路市塩田新島2番地6	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず	破砕・圧縮成型	2.2t/日	
69	㈱エムテック	淡路市中田字高部2462番 外9筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず	破砕	4.9t/日	
70	金城 主鎬（金城商会）	南あわじ市市十一ヶ所14番地5	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く、廃自動車に限る)、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く、廃自動車に限る)	破砕、圧縮・切断	破砕 4t/日 圧縮 36t/日 圧縮・切断 80t/日	
71	鳥取興業㈱	南あわじ市福良丙253番地 外6筆、榎列上幡多字龍神1369番 外1筆	廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくず・石膏ボード廃材に限る、石綿含有産業廃棄物を除く)	破砕、圧縮、切断、減容化、破砕・選別	圧縮 378.4t/日 熱減容化 0.5t/日 破砕 62.91t/日 木くず破砕 79.2t/日 切断 130.2t/日 破砕 4.24t/日 圧縮 84.8t/日	
72	㈲清水建材	洲本市五色町上堺字横倉1545 外6筆	汚泥(建設汚泥、上水汚泥に限る)、廃プラ(石綿含有産業廃棄物を除く)、木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	乾燥、破砕、堆積醗酵、炭化	破砕 1,256t/日(がれき) 破砕 40t/日(木くず) 破砕 91t/日(木くず) 破砕 3.52t/日	
73	㈱中野建材	洲本市池内字亀原1230番地2	木くず、汚泥(有機性のものに限る)、動植物性残さ、動物のふん尿	破砕、堆積発酵	破砕 12t/日(木くず)	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
神戸市						
1	神戸エンジニアリングサービス株式会社	神戸市東灘区御影浜町1-7	木くず、繊維くず、廃プラスチック類(廃タイヤに限る。)	破砕	131t/日	
2	西部サービス株式会社	神戸市東灘区住吉浜町17、17-5、6	汚泥(製紙スラッジに限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ(医薬品カプセルに限る。)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	選別・破砕、破砕、選別、光学選別、減容固化、破砕・減容固化		
3	株式会社セーフティーアイランド	神戸市東灘区魚崎浜町16-7	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥(※ア又は※イの条件を満たすものに限る。)、鉱さい(※ウ又は※エの条件を満たすものに限る。)	破砕、選別・破砕、圧縮	①破砕 1,200t/日(除石綿含有産業廃棄物) ②選別・破砕 1,000㎥/日(除廃プラ破砕、除石綿含有産業廃棄物) ③破砕 5.6t/日(除石綿含有産業廃棄物) ④破砕 20t/日(限石膏ボード、除石綿含有産業廃棄物)	※ア 再生利用を行う場合は、建設汚泥、生コン残渣又は廃セメントであって、再生路盤材の材料として使用できるもの、かつ土壌環境基準を満たすもの。※イ ア以外のものは、固化したものであって2次処理として焼却、焼成又は燃料化を行うもの、若しくは固化したものであって含水率85%以下であり、管理型埋立処分を行うもの。※ウ 鉄鋼スラグ路盤材製品であって、かつ土壌環境基準を満たすもの。※エ 2次処理として焼却又は焼成を行うもの、若しくは管理型埋立処分を行うも
4	大栄環境株式会社	神戸市東灘区向洋町東2丁目2-2、3、4	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	選別、破砕、圧縮梱包	189.6t/日(がれき類)	
5	株式会社パルテック	神戸市東灘区住吉浜町12	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	焼却、中和、破砕	焼却 80t/日 破砕 10t/日 破砕 10.08t/日	
6	株式会社吉岡清掃	神戸市東灘区御影塚町1-4-3	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	圧縮梱包、破砕		

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
神戸市						
7	株式会社神戸ポートリサイクル	神戸市中央区港島9-13	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕、減容固化、選別		(自動車関連物以外のものについては、「臨港地区及び港湾区域、並びにこれらで囲まれた区域」から発生するものに限る。ただし、同区域外で発生する廃棄物であっても、同区域内で事業活動を行う事業者が発生させた廃棄物と一体的に処理することで環境負荷の軽減が図られると市長が特に認める場合はこの限りでない。)
8	藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町1-3、5、7-1・2、9-1、18-1・2・3・4・6、19-1・3、21	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕、減容、減容固化、切断、脱油、圧縮梱包、選別、脱水、圧縮、中和、切断・選		
9	株式会社瑞山建材	神戸市北区山田町藍那字平3-1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕		
10	北神吉田建設株式会社	神戸市北区道場町生野字ウェ山974-1	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕		
11	兼正興業株式会社	神戸市長田区東尻池町1-9-10	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき	切断、圧縮		
12	神戸環境クリエート株式会社	神戸市長田区苅藻島町1-1-28	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体	焼却、破砕		
13	株式会社神戸リサイクリングセンター	神戸市長田区苅藻島町1-1-10	木くず	破砕		
14	神港衛生株式会社	神戸市長田区苅藻島町2-1-45	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び	破砕、選別、圧縮梱包、圧縮		
15	有限会社誠和リサイクルセンター	神戸市長田区苅藻島町3-82-1	廃プラスチック類	破砕		

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
神戸市						
16	有限会社杤谷リサイクルセンター	神戸市西区櫨谷町寺谷字櫨谷1242-684	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕		
17	株式会社明石資材	神戸市西区平野町中津字大徳谷1337-3	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕		
18	株式会社環境保全センター	神戸市西区神出町東字座頭谷1227-1	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、ばいじん、鉱さい	選別、破砕、減容固化、固化処理、圧縮梱包		
19	株式会社窪田窪商店	神戸市西区福吉台1丁目1619-2	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕、切断・圧縮	破砕・選別 104t/日(金属スクラップ) 切断・圧縮 6.0t/日(金属) 破砕 5.76t/日(廃プラスチック・ガラス)	優良認定
20	株式会社神戸クリーンランド	神戸市西区伊川谷町布施畑1057-1	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴ	焼却	37.2 t/日	
21	株式会社萩原林業	神戸市西区平野町中津字牛飼場1338-25、西区見津が丘6-1-2	木くず(伐採樹木に限る。)、木くず	焼却／破砕、切削	焼却施設 3.6 t／日 (炭化の場合は18 t／日) 破砕施設 46.4 t／日	
22	株式会社美建	神戸市西区上新地3-12-5、6	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕	960 t/日	
23	株式会社ウエスト	神戸市東灘区魚崎浜町9-1、10-1、11-1、11-3	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び	選別、破砕、圧縮梱包		
24	株式会社ニッソク	神戸市兵庫区遠矢浜町4-23	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボードに限る。)	破砕、乾燥	18.0t/日(9h/日)	
尼崎市						
1	(有)尼崎環境	尼崎市東初島町9-4	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕、溶融減容	4.40t/日(廃プラスチック類) 11.52t/日(木くず) 18.64t/日(がれき類)	
2	泉興業(株)	尼崎市末広町1-3-5、1-3-16	木くず、汚泥、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、ゴムくず、汚泥(製紙ｽﾗｯｼﾞ)、廃油(廃ウエス)、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕、汚泥の薬剤乾燥／破砕、減容固化	160t/日(木くず) 72.3t/日(廃プラスチック類) 83.1t/日(木くず) 4.7t/日(廃プラ類) 4.6t/日(がれき類)	
3	伊藤鋼業(株)	尼崎市東浜町1-6	廃プラスチック類※、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※、がれき類※、紙くず、木くず ※石綿含有産業廃棄物を除く。	破砕・選別による資源化再利用、破砕、廃プラスチック類の溶融減容	48t/日(廃プラスチック類) 296t/日(廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず) 240.9t/日(がれき類) 2.424t/日(廃プラ類) 3.8t/日(木くず)	
4	(株)イボキン	尼崎市大浜町1-31-1他4筆	廃プラスチック類、紙くず※、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※ ※金属くずに付着しているものに限る	切断	18.1t/日(廃プラスチック類) 20.7t/日(木くず) 78.7t/日(金属くず)	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
尼崎市						
5	大道商事(株)	尼崎市東浜町41-3、4-4、3、3-1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、木くず	破砕	9.6t/日(廃プラスチック類) 8.48t/日(木くず) 145.12t/日(がれき類) 44.16t/日(木くず)	
6	(株)柄谷商店	尼崎市神崎町20-9、東海岸町1-113	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕	4.59t/日(廃プラスチック類) 1.416t/日(廃プラスチック類) 1.672t/日(木くず) 2.104t/日(がれき類)	
7	(株)極東エンタープライズ	尼崎市鶴町7-33	廃プラスチック類、木くず、金属くず	破砕・圧縮、廃プラスチック類の加熱減容	3.28t/日(廃プラスチック類) 4.81t/日(木くず)	
8	ケンエイ産業(株)	尼崎市鶴町7-15	がれき類	破砕・整粒による資源化再利用	1,280t/日(がれき類)	
9	翔成産業(株)	尼崎市東海岸町1番地108	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕・圧縮	327.2t/日(廃プラスチック類) 513.6t/日(木くず) 222.4t/日(がれき類)	
10	(株)摂津清運	尼崎市東塚口町2-4-27	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕・選別	26.19t/日(廃プラスチック類) 134.88t/日(木くず) 164t/日(がれき類)	
11	(株)阪神アスコン	尼崎市西高洲町16-17	がれき類	破砕・整粒による資源化再利用	736.2t/日(がれき類)	
12	(有)マツモト環境	尼崎市若王寺3-20-25	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	破砕	3.39t/日(廃プラスチック類) 4.18t/日(木くず)	
西宮市						
1	(株)西宮環境リサイクルセンター	西宮市西宮浜一丁目13番地	がれき類	破砕・整粒	1,200t/日(8h)	
2	松浦プラスチック(株)	西宮市西宮浜一丁目22番地	廃プラスチック類(再生を目的とするものに限る。)	破砕	3.93t/日(8h45m)	
3	大栄環境(株)	西宮市鳴尾浜二丁目17番1他	(1)廃酸、廃アルカリ(2)紙くず、木くず、繊維くず(3)動植物性残さ、動物系固形不要物(4)廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(5)がれき類	焼却・破砕・選別	焼却 50t/日(24h)(1)、(2)、(3)と廃プラスチック類 破砕・選別 100t/日(8h)(2)、(4)と(5) 破砕・チップ化 15t/日(8h)木くず 破砕・選別 86t/日(8h)(4)	
明石市						
1	木村工業㈱	明石市大久保町大窪字打越2473番の1外3筆、二見町南二見9番3	廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕・選別・圧縮	破砕 6.76t/日 破砕 351.6t/日 破砕 142.8t/日	
2	三和美研㈲	明石市大久保町松陰字石ヶ谷1126番地59 外1筆	廃プラ、木くず	破砕	4.85t/日	
3	㈲住野商店	明石市大久保町大窪1370番地外2筆	紙くず、木くず、繊維くず、紙くず(石膏ボード廃材に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボード廃材に限る)、廃プラ	焼却・破砕・圧縮	焼却 1.5t/日 破砕 28t/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
明石市						
4	田口建材㈱	明石市大久保町松陰字堂屋敷342-36 外18筆	廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（付着物に限る）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕・圧縮	破砕 1,750t/日 破砕 550t/日(木くず) 破砕 46.38t/日	
姫路市						
1	株式会社アイエイケー	姫路市大塩町字明治新開2018番29	廃プラスチック類･木くず	破砕		
2	株式会社アール・ビー・エヌ	姫路市飾磨区中島字宝来3059番20、19他2筆	廃プラスチック類･紙くず･木くず･繊維くず･金属くず･ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕、固形燃料化		
3	有限会社エコ・マテリアル	姫路市飾磨区今在家1113番5他5筆、構字西飯田新田1117番地他1筆	廃プラスチック類･紙くず･木くず･繊維くず･金属くず	破砕、固形燃料化、溶融	4.43 t/日(廃プラスチック類) 4.74t/日(木くず) 4.80 t/日(廃プラスチック類) 2.01 t/日(木くず)	優良認定
4	有限会社金田商店	姫路市花田町高木字分町82番1他6筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず･ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕、圧縮、溶融		
5	有限会社喜匠	姫路市網干区浜田字南垣原1320番13他4筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	破砕及び選別		
6	株式会社キョウドウ	姫路市飾磨区中島相生梅2034番地他85筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・鉱さい・汚泥・廃油	破砕、固化、油水分離		
7	有限会社クリーン山田	姫路市船津町字上糠塚2671番	紙くず･木くず	焼却		
8	株式会社グローバル工業	姫路市御国野町御着字東大門668番4筆	廃プラスチック類・紙くず･木くず･繊維くず･ゴムくず･金属くず･ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・燃え殻・汚泥･鉱さい･ばいじん	破砕		
9	株式会社光商	姫路市飾磨区細江字浜万歳1304番1他1筆、構字東飯田新田1086番1他7筆	廃プラスチック類・紙くず･木くず･繊維くず・ゴムくず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・金属くず・廃油	破砕、圧縮、油水分離、減容		
10	宏博産業株式会社	姫路市花田町小川1162番1他3筆	汚泥・廃プラスチック類・紙くず・木くず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	脱水、乾燥、破砕		
11	株式会社新生興業	姫路市飾磨区構字西飯田新田1107番1他8筆	廃プラスチック類･紙くず･木くず･繊維くず･金属くず･ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	溶融、破砕	破砕 39.44 t/日(木くず) 破砕 4.6 t/日(廃プラスチック類)	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
姫路市						
12	新日本開発株式会社	姫路市飾磨区中島字宝来3059番2、3他1筆	汚泥･廃油･廃酸･廃アルカリ･廃プラスチック類･紙くず･木くず･繊維くず･動植物性残さ･ゴムくず･金属くず･ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず･動物の死体・政令13号廃棄物・廃油	焼却、混合、破砕、溶融、油水分離		
13	西播環境整備株式会社	姫路市飾磨区中島字宝来3067番18他1筆	廃プラスチック類･紙くず･木くず･繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	破砕、固形燃料化	55.2 t/日(廃プラスチック類計) 80.39 t/日(木くず計) 86.4 t/日(がれき類) 1,000 t/日(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)	
14	西播商事株式会社	姫路市飾磨区中島字宝来3067番8・10、四郷町上鈴字ツク田281番1他4筆	燃え殻・汚泥・廃油・廃酸･廃アルカリ･廃プラスチック類･紙くず･木くず･繊維くず･動植物性残さ･動物系固形不要物･ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕、焼却	焼却 最大204.92 t/日 破砕 4.8 t/日	優良認定
15	株式会社テツゲン	姫路市広畑区富士町1番地・17番地	廃プラスチック類･紙くず･木くず･繊維くず･汚泥・廃油	破砕、焼却、混練		
16	株式会社徳原商店	姫路市広畑区吾妻町一丁目45番地	廃プラスチック類・紙くず・木くず	破砕		
17	株式会社NAKATA	姫路市船津町字子り坂2704番1他2筆	廃プラスチック類･紙くず･木くず	破砕		
18	株式会社西日本ファーム	姫路市林田町下伊勢426番地他9筆	廃プラスチック類・繊維くず・燃え殻・木くず・動植物性残さ	切断、破砕、溶融、固形燃料化		
19	ハリマ産業エコテック株式会社	姫路市網干区浜田1223番地の10他9筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・汚泥･廃油	破砕、肥料化、乾燥、固形燃料化		
20	株式会社姫路環境開発	姫路市飾磨区中島字宝来3067番17、3059番6他2筆、字相生梅2104番2他7筆	廃プラスチック類･紙くず･木くず･ゴムくず･金属くず･ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・繊維くず・燃え殻・汚泥・鉱さい・ばいじん	破砕、減容、固化、混錬・成形	破砕 779.2t/日(がれき類) 720.8t/日(混合) 破砕 160t/日(木くず) 108t/日(紙くず) 77t/日(繊維くず)	
21	マキウラ鋼業株式会社	姫路市飾磨区英賀字東浜甲1960番地の5他41筆、中島字相生梅2172番1他5筆、2174番10他1筆	廃プラスチック類･燃え殻・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず･金属くず･ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物・汚泥	破砕、圧縮・切断、減容固化		
22	株式会社夢クリーン	姫路市夢前町寺字小屋谷2098番31他1筆	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず・工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	破砕・選別・圧縮、破砕粉砕、破砕分離、切断	破砕 77.1t/日(廃プラスチック類) 111.9t/日(木くず) 118.6t/日(がれき類) 破砕粉砕 4.5t/日(廃プラスチック類)	

（3） 京都府内

京都府内 産業廃棄物処理業者リスト （木くず・廃プラスチック・がれき/焼却・破砕を含む事業者）

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
京都府内 （京都府内の政令市から許可を得ている処理業者を除く）						
1	浅巻建設(株)	綾部市下八田町桐ヶ迫2番2ほか5筆	がれき類	破砕	320t/日	
2	八津合工業(株)	綾部市五津合町湯ノ上29番ほか4筆	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類(コンクリート廃材、アスファルトコンクリート廃材に限る。)	破砕	240t/日	
3	(株)丹羽由砕石	宇治市西笠取仁南郷85番	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(セメント瓦及びコンクリート二次製品に限る。)、がれき類(アスファルトコンクリート廃材及びコンクリート廃材に限る。)	破砕	624t/日	
4	(株)藤田産業	宇治市槇島町吹前21番地ほか9筆	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(廃コンクリート二次製品に限る。)、がれき類(アスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材に限る。)	破砕･溶融	破砕 807.2t/日	
5	(株)玉井道路	宇治市槇島町二十四10番1、9番1、8番、3番1	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)、がれき類	破砕	8t/日(廃石膏ﾎﾞｰﾄﾞ) 800t/日(がれき類)	
6	山城プレス工業(株)	宇治市槇島町二十四53番ほか5筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	選別･圧縮･せん断	選別･圧縮 37t/日 選別･せん断 24t/日	※圧縮･せん断は金属くずに限り、選別は金属くずの圧縮･せん断の前処理工程として金属くずに混入しているものを選別する場合に限る。
7	(株)環境整備ニヂュウイチ	乙訓郡大山崎町字下植野小字北牧方25番、25番5	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕	640t/日	
8	(有)キンキ	亀岡市篠町王子市原61番1ほか2筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	4.57t/日	
9	亀岡合砕協同組合	亀岡市篠町王子石原畑1番1ほか2筆	がれき類	破砕	480t/日	
10	(株)利昌	亀岡市西別院町犬甘野椎ヶ原46番、46番2	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	4.88t/日(廃プラスチック類) 4.48t/日(木くず)	
11	(有)カメキンリサイクルシステムズ	亀岡市西別院町笑路頭木田1番8、9	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず	解体･破砕	解体 3t/日 破砕 976kg/日	
12	(有)光山合砕	亀岡市西別院町笑路落合3番2ほか2筆	がれき類(コンクリート廃材、アスファルトコンクリート廃材に限る。)	破砕	480t/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
京都府内 （京都府内の政令市から許可を得ている処理業者を除く）						
13	サカエ産業(株)	亀岡市大井町南金岐重見70番	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず	焼却･乾燥･破砕･減容固化	焼却 29.472t/日(汚泥) 20.280t/日(廃油) 11.568t/日(廃プラスチック類) 22.752t/日(その他の産業廃棄物) 乾燥 18.7㎥/日 破砕 10.08t/日(廃プラスチック類) 22.24t/日(木くず) 減容固化 0.96t/日	
14	(株)リールエステート	亀岡市東別院小泉池ケ谷1番､2番､2番の1､9番の一部	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類	破砕	1.44t/日(ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず) 4.56t/日(がれき類)	
15	(株)山本興業	亀岡市東別院町栢原上日影18番1､18番2	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕	179.2t/日(がれき類)	
16	南丹清掃(株)	亀岡市本梅町西加舎前ヶ芝24番ほか6筆	廃プラスチック類、木くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず、紙くず、繊維くず	破砕･切断･圧縮	破砕 4.27t/日(廃プラスチック類) 4.29t/日(木くず) 3.90t/日(ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず) 4.29t/日(がれき類)	
17	(有)京扇リサイクルシステム	亀岡市本梅町中野北山4番1ほか3筆	廃プラスチック類	破砕･圧縮･切断	破砕 1.2t/日 破砕･圧縮･切断 1.6t/日	
18	澤喜建設(株)	久世郡久御山町佐山新開地206番3及び207番3	廃プラスチック類(廃ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙに限る。)、金属くず(再生に適さない空き缶に限る。)、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(再生に適さない空き瓶に限る。)	圧縮･破砕	圧縮 1.116t/日(廃プラスチック類) 破砕 10.368t/日(ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず) 圧縮 2.96t/日(金属くず)	
19	金下建設(株)	宮津市字須津小字霞口2507番ほか6筆 船井郡京丹波町実勢小字大平55番1ほか9筆	がれき類(コンクリート廃材、アスファルトコンクリート廃材に限る。)	破砕	320t/日 280t/日	
20	(株)但馬環境	京丹後市久美浜町鹿野小字林ケ谷36番2ほか6筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	4.3t/日(廃プラスチック類) 4.7t/日(木くず)	
21	丹後北都不動産(株)	京丹後市大宮町河辺小字塚手3731番1ほか2筆	廃プラスチック類、木くず、金属くず	破砕	1.42t/日(廃プラスチック類) 2.23t/日(木くず) 1.09t/日(金属くず)	
22	(株)修己建設	京丹後市丹後町間人小字祖父田4120番	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ﾎﾞｰﾄﾞに限る。)	破砕	3.60t/日(廃プラスチック類) 4.30t/日(紙くず) 4.70t/日(木くず) 1.80t/日(繊維くず) 8.30t/日(ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ﾎﾞｰﾄﾞに限る。))	
23	大山産業(株)	京丹後市峰山町安小字下河原276番ほか7筆	廃プラスチック類(建設系のものに限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	3.73t/日(廃プラスチック類) 7.4t/日(木くず)	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
京都府内 （京都府内の政令市から許可を得ている処理業者を除く）						
24	松村産業(株)	京丹後市峰山町赤坂小字小耳尾85-3ほか7筆 京丹後市大宮町善王寺小字奥本レ55番ほか4筆	木くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず、陶磁器くずに限る。)、がれき類(コンクリート廃材、アスファルトコンクリート廃材に限る。)	破砕	320t/日(ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) 275.2t/日(木くず)	
25	山崎工業(株)	京丹後市網野町生野内小字古谷772番	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕	76.8t/日	
26	(株)林建材	京丹後市弥栄町堤小字吹ノ谷1165番、1165番1	がれき類(コンクリート廃材、アスファルト廃材に限る。)	破砕	344t/日	
27	(株)吉岡商店	京丹後市弥栄町木橋小字馬別當293番ほか2筆	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず、れんがくず及び瓦くずに限る。)、がれき類	破砕	320t/日	
28	三原建設(株)	京田辺市甘南備台二丁目2番	木くず	破砕	80t/日	
29	(有)びわこクリーンセンター	京田辺市大住池ノ端72番4ほか2筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕	破砕 480t/日(がれき類) 破砕 8.12t/日(廃プラスチック類) 9.68t/日(木くず)	
30	ホームケルン(株)	京田辺市大住池嶋21番ほか5筆 京田辺市大住池島48番1ほか7筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕･選別･固形燃料化･圧縮	破砕 4.80t/日(廃プラスチック類) 7.52t/日(木くず) 10.16t/日(がれき類) 破砕 72.06t/日(廃プラスチック類) 88.07t/日(木くず) 84.64t/日(がれき類) 破砕 60t/日(廃プラスチック類) 96t/日(木くず)	
31	(有)ミライ産業	向日市鶏冠井町南金村17-1ほか2筆	がれき類	破砕	960t/日	
32	(株)ベストプランニングシステム	城陽市久世荒内158番地、160番地1、160番地3	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ゴムくず	選別･破砕	破砕 4.73t/日(廃プラスチック類) 4.86t/日(木くず)	
33	(株)ホンジョー	城陽市平川浜道裏48番4	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(廃板ガラスに限る。)	破砕･分離	8.65t/日	
34	瑞穂環境産業(有)	船井郡京丹波町井脇高ノ扈9番、10番1	廃プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類(瓦くずに限る。)	破砕	破砕 2.8t/日(廃プラスチック類) 4.56t/日(がれき類) 破砕 4.8t/日(木くず)	
35	共栄建設(株)	船井郡京丹波町水戸白次郎13番3ほか10筆	木くず、がれき類	破砕	360t/日(がれき類) 4.84t/日(木くず)	
36	(有)和束砕石	相楽郡和束町大字木屋小字宮ノ谷33番地ほか41筆	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくず、瓦くずに限る。)、がれき類	破砕	1,392.3t/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
京都府内 （京都府内の政令市から許可を得ている処理業者を除く）						
37	(株)プレミツクアス	長岡京市勝竜寺近竹1番地ほか11筆 福知山市大江町在田355番地ほか15筆	がれき類	破砕･溶融	破砕･溶融 480t/日 破砕 445.5t/日	
38	前田道路(株)	長岡京市勝竜寺蔵道13番ほか7筆	がれき類	破砕	960t/日	
39	(株)浜橋工業	長岡京市勝竜寺町一11番地ほか10筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、第13号廃棄物(建設系汚泥、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず及びがれき類をコンクリート固化したものに限る。)、汚泥(建設系汚泥に限る。)	破砕･分離･脱水･コンクリート固化･選別	破砕 199.4t/日(廃プラスチック類) 381.8t/日(木くず) 806.6t/日(がれき類) 破砕 960t/日(がれき類)	
40	(株)三幸産業	綴喜郡井手町大字井手小字久保48番地の1ほか16筆	金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(パイル杭に限る。)、がれき類(コンクリート廃材、アスファルトコンクリート廃材及び線路敷石に限る。)	破砕	840t/日	
41	(株)エスケーコーポレーション	綴喜郡宇治田原町大字郷ノ口小字西ノ山30番4	木くず	破砕	64.79t/日	
42	(有)京奈リサイクル	綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字豊前丈100番地の2	がれき類(コンクリート廃材、アスファルトコンクリート廃材に限る。)	破砕	320t/日	
43	今井工業(株)	南丹市園部町越方ヒズミ1番2ほか7筆 船井郡京丹波町下粟野下山1番1ほか13筆、西河内大谷30番4、31番4	がれき類	破砕	破砕 480t/日 破砕 2,320t/日	
44	カンポリサイクルプラザ(株)	南丹市園部町高屋西谷1番地ほか25筆	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず	焼却、破砕、堆肥化	焼却 30㎥/日(汚泥) 36㎥/日(廃油) 56t/日(廃プラスチック類) 106t/日(その他の産業廃棄物) 破砕 81.2t/日(廃プラスチック類) 43.4t/日(木くず)	
45	寺尾道路(株)	南丹市園部町上木崎町峠尻30番13ほか5筆	がれき類(アスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材に限る。)	破砕	720t/日	
46	(株)山陰土建	南丹市園部町埴生屋本4番1ほか4筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕	破砕 320t/日(がれき類) 破砕 2.913t/日(廃プラスチック類) 4.570t/日(木くず)	
47	(有)都商事	南丹市園部町埴生藪ノ内3番1及び4番 南丹市園部町埴生中西111番1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕	破砕 1.52t/日(廃プラスチック類) 破砕 2.4t/日(木くず) 破砕 391.2t/日(がれき類)	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
京都府内 （京都府内の政令市から許可を得ている処理業者を除く）						
48	(株)フォース	南丹市日吉町志和賀大物1番1ほか3筆	がれき類、木くず、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥（無機性汚泥に限る。）	破砕・選別・造粒固化	破砕 720t/日(がれき類) 120t/日(木くず) 破砕 36.8t/日(廃プラスチック類) 破砕 17t/日(ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏ボードに限る。))	
49	(株)大剛	八幡市上奈良日ノ尾1番7ほか21筆 長岡京市神足寺田17番2ほか4筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ	破砕･分離･固形燃料化・圧縮･選別	破砕 13.6t/日(木くず) 破砕 19.2t/日(木くず) 破砕 17.04t/日(廃プラスチック類) 26.8t/日(木くず) 51.6t/日(がれき類)	
50	サコダ砕石(株)	舞鶴市字下漆原小字長谷10155番地ほか3筆	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類	破砕	480t/日	
51	(有)舞鶴清掃社	舞鶴市字喜多小字宮崎31番地8	廃プラスチック類、木くず、金属くず	破砕･減容固化	破砕 2.48t/日(廃プラスチック類) 2.96t/日(木くず)	
52	環境テクニカル(株)	舞鶴市字森小字峠53番1、54番2及び54番3	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類	破砕	272t/日	
53	(有)舞鶴リサイクルセンター	舞鶴市字登尾小字樋ノ口776番、777番	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	20t/日(木くず)	
54	田中プラント(株)	舞鶴市字余部上小字奥山333番ほか35筆	がれき類	破砕	960t/日	
55	サン開発(株)	舞鶴市字和江小字城ヶ腰886番、904番	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(再生利用できるものに限る。)、がれき類	破砕	320t/日	
56	井木商事(株)	舞鶴市大字小倉小字タコ田182番地1ほか13筆 舞鶴市大字安岡小字笹タラ301番地38、301番地56	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	3.84t/日(廃プラスチック類) 75.3t/日(木くず) 73.4t/日(木くず)	
57	大谷生コン(株)	舞鶴市大字森小字峠66番	がれき類	破砕	480t/日	
58	足立木材(株)	福知山市字岩井小字竹ヶ尻89番7ほか2筆	木くず	破砕	118t/日	
59	西田工業(株)	福知山市字岩間小字塩津17番地の2ほか9筆	がれき類(アスファルトコンクリート廃材に限る。)	破砕	400t/日	
60	(株)近畿環境開発	福知山市字正明寺小字向野15番2ほか2筆 福知山市字堀小字段畑2885番、2521番(がれき類の破砕に限る。) 福知山市字川北小字ｷﾛｸｼﾞ13番11ほか3筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕･選別	破砕4.8t/日 破砕311.2t/日 選別1,040㎡/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
京都府内 （京都府内の政令市から許可を得ている処理業者を除く）						
61	山路産業(株)	福知山市字正明寺小字向野5番地4	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(鉄筋コンクリート･アスファルトを除く。)	破砕	16t/日(がれき類) 10t/日(木くず) 3.7t/日(廃プラスチック類)	
62	大成ロテック(株)	福知山市字牧小字狭間1349番地ほか23筆	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	破砕	640t/日	
63	(有)将楽産業	福知山市大江町千原小字江口1131番地13 福知山市大江町南有路小字十倉奥山528番4	ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(コンクリート廃材、アスファルトコンクリート廃材に限る。)、汚泥(生コンクリートに限る。)、燃え殻(火力発電所から排出されるものに限る。)、汚泥(浄水汚泥に限る。)	破砕･天日乾燥･造粒固化	破砕 400t/日	
64	(株)大江砕石	福知山市大江町天田内小字権現尾8050ほか18筆	がれき類	破砕	1,360t/日	
65	三重中央開発(株)	木津川市加茂町大畑背谷38番地1ほか94筆	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	選別･破砕	破砕 952t/日(がれき類) 破砕 48t/日(廃石膏ﾎﾞｰﾄﾞ) 破砕 60t/日(木くず) 選別 190t/日 破砕 61.44t/日(廃プラスチック類) 67.36t/日(木くず) 90.00t/日(がれき類)	
66	(有)プラテック	与謝郡与謝野町字温江328番地2	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	破砕･減容	破砕 16t/日(廃プラスチック類) 32t/日(木くず)	
67	安田産業(株)	与謝郡与謝野町字岩滝小字野田2501番地ほか2筆(脱水) 与謝郡与謝野町字岩滝小字野田2364番地ほか1筆(破砕)	汚泥、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずに限る。)、がれき類	脱水･破砕	破砕 100t/日	
68	山陰丸和林業(株)	与謝郡与謝野町字石川小字鋤先930番1ほか6筆	木くず	破砕	131.2t/日 245.2t/日	
69	江笠建材(株)	与謝郡与謝野町字与謝小字赤石7222-7ほか2筆	がれき類	破砕	680t/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
京都市						
1	株式会社アダチ	京都市伏見区横大路天王前保留地番号第87－11号地	廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕	13.5㎥/日(8h)	優良認定
2	株式会社京都環境保全公社	京都市伏見区横大路千両松町126番地	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	焼却、破砕、圧縮固化、減容固化、選別	焼却 100t/日 破砕 29.7t/日(廃プラスチック類) 104.4t/日(木くず) 268.2t/日(がれき類)	優良認定
3	株式会社ジェネス	京都市南区上鳥羽石橋町16番地	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	選別、破砕	破砕 16.8t/日(木くず) 破砕 4.9t/日(廃プラスチック)	優良認定
4	日本ウエスト株式会社	京都市伏見区横大路千両松町9番地1	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕、選別、圧縮固化、堆肥化	破砕 5.4t/日(8h) 8.4t/日(8h) 27.6t/日(8h)	優良認定
5	光アスコン株式会社	京都市伏見区横大路千両松町78番地	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕、焼却、圧縮固化	焼却 34.1t/日(24h)(廃プラスチック) 48.0t/日(24h)(その他廃棄物の混焼) 破砕 960t/日(8h)	優良認定
6	伏見クリエイト株式会社	京都市伏見区久我西出町4番地38	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕	33.9t/日(8h)(廃プラスチック) 92.7t/日(8h)(木くず) 117.9t/日(8h)(がれき類)	優良認定
7	木材開発株式会社	京都市伏見区横大路千両松町45－1－2	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず	破砕	290t/日(14.5h) 20t/h	優良認定
8	株式会社山本清掃(京都クリアセンター)	京都市伏見区横大路千両松町196番地の1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	選別、破砕、切断		優良認定
9	エコライン有限会社	京都市南区吉祥院大河原町11番地	紙くず、ガラスくず(石膏ボードに限る。)	破砕		
10	有限会社エヌズトランス	京都市南区上鳥羽南鉾立町49番地1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	選別、破砕、減容固化	破砕 2.2t/日(8h)(ペットボトル)	
11	株式会社エム・アール・シー	京都市南区上鳥羽麻ノ本町23番地5・23番地6・保留地117-1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕、選別、減容固化	破砕 計4.7t/日(廃プラスチック)	
12	株式会社太田建設	京都市左京区静市野中町408番地	がれき類	破砕		
13	株式会社おおふで	京都市伏見区久我西出町4番地6	汚泥(生コンクリートに限る。)、ガラスくず、がれき類(コンクリートくずに限る。)	破砕		
14	有限会社カナオカ	京都市南区上鳥羽塔ノ森柴東町38番地の2	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕		
15	株式会社関西総合リサイクルセンター	京都市南区上鳥羽角田町21番地	紙くず、ガラスくず(廃石膏ボードに限る。)	破砕		

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
京都市						
16	株式会社カンポ	京都市伏見区羽束師古川町235番地他	燃え殻（熱しゃく減量20%以上のものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	選別、圧縮固化、破砕	310㎥/日（8h）	
17	株式会社京環	京都市伏見区久我西出町3－20	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕、選別		
18	京都エコクリエイト株式会社	京都市南区上鳥羽卯ノ花14番地3	廃プラスチック類（ペットボトル・発泡スチロールに限る。）	破砕、減容固化		
19	京都合砕株式会社	京都市伏見区横大路松林町18番地の1	がれき類	破砕	560t/日(8h)	
20	京都コン砕株式会社	京都市伏見区下鳥羽上向島町102	汚泥（建設系汚泥に限る。）、がれき類	脱水・固化、破砕		
21	旭興産業株式会社	京都市伏見区横大路千両松町60番4他	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず	破砕・選別	6t/日(8h)(蛍光灯) 120kg/h(ランプ類)	
22	近畿砕石株式会社	京都市左京区静市野中町395番地の1他	がれき類	破砕		
23	株式会社京北土木	京都市右京区京北下弓削町神楽田1番地3	がれき類	破砕		
24	株式会社建友会ホームドクター	京都市伏見区淀樋爪町519番地	廃プラスチック類、木くず、金属くず	破砕		
25	有限会社千両松	京都市伏見区横大路千両松町51、52、53番地	ガラスくず（コンクリートくずに限る。）、がれき類	破砕		
26	大樹COMPANY株式会社	京都市南区上鳥羽火打形町2番7	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	破砕		
27	有限会社東洋物産	京都市伏見区羽束師古川町255番地	紙くず、木くず、がれき類	破砕		
28	豊坂建材株式会社	京都市西京区樫原芋峠60番地の3	ガラスくず、がれき類	破砕		
29	株式会社トヨダ	京都市伏見区中島外山町111番地1	廃プラスチック類	破砕		
30	株式会社浜橋工業	京都市伏見区深草扇ケ原町21番地	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	破砕	3.9t/日(8h)(廃プラスチック・ゴムくず) 27.7t/日(木くず)	
31	早河建設株式会社	京都市右京区京北栃本町南川原43番地の1	木くず、動植物性残さ	固形燃料化		
32	株式会社美創	京都市西京区大枝沓掛町26-308（西山団地内）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕		
33	株式会社HIRAYAMA	京都市伏見区深草神明講谷町29番地	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	選別、破砕、固化、脱水		
34	株式会社フォース	京都市右京区京北浅江町西山3番、5番1	がれき類	破砕		

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
京都市						
35	株式会社マルトク産業	京都市山科区勧修寺北大日町226番1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	選別、破砕		
36	株式会社村田建材	京都市南区上鳥羽北戒光町23番地、24番地	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕		
37	株式会社洛東建設	京都市南区吉祥院長田町10番地	ガラスくず、がれき類	破砕		
38	有限会社ReEARTH	京都市伏見区深草神明講谷町4	木くず	破砕		
39	株式会社りさいくるinn京都	京都市南区東九条南松田町34番地	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕	破砕 15t/日(8h)(木くず) 破砕 80t/日(8h)(紙くず・木くず・繊維くず) 60t/日(8h)(金属くず・ガラスくず・がれき類) 3.2t/日(8h)(廃プラスチック類・ゴムくず)	

(4)　奈良県内

奈良県内　産業廃棄物処理業者リスト　（木くず・廃プラスチック・がれき/焼却・破砕を含む事業者）

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
奈良県内　（奈良県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
1	有限会社アサヒ開発	奈良県御所市大字元町315番地	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	破砕		
2	有限会社飛鳥環境開発	奈良県橿原市膳夫町404番地	廃プラスチック類(石綿除く)、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず	破砕		
3	株式会社今西組	奈良県吉野郡十津川村大字風屋374番地	紙くず、木くず、繊維くず ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	焼却		
4	株式会社今西商店	奈良県橿原市飯高町157番1	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	破砕・切断		
5	株式会社上田建設	奈良県御所市大字本馬143-1	ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	破砕	320t/日	
6	内村興産株式会社	奈良県生駒市東生駒1丁目77-6	ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	破砕	600t/日	優良
7	栄和建設株式会社	奈良県葛城市兵家261番地	木くず	破砕		
8	株式会社岡野土木建材	奈良県宇陀市榛原大字高塚80番地	木くず	破砕		
9	株式会社ガイアート	奈良県大和郡山市今国府町6番9、椎木町384番4、今国府町20	ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	破砕		
10	株式会社梶本建材	奈良県磯城郡川西町大字下永960番1、961番1	ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)(コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊に限る) ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕		
11	株式会社川勝興産	奈良県御所市大字古瀬1287番3の一部	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕		
12	川上村森林組合	吉野郡川上村大字西河字坂呑18番2外2筆	木くず ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕		
13	有限会社北大和開発	奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4666	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	破砕		
14	株式会社クボクリーンサービス	奈良県香芝市尼寺一丁目8番、9番	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く) ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕・圧縮・減容固化	破砕 4.9t/日 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず)	優良

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
奈良県内 （奈良県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
15	有限会社グローバル開発	奈良県葛城市中戸321-2、322-1	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕	2.9t/日	優良
16	株式会社小倉開発	奈良県香芝市尼寺333-1、333-3	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕		
17	株式会社坂本興業	奈良県御所市大字室字西口15番2	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	破砕		
18	三建工業株式会社	奈良県橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	がれき類(石綿除く)	破砕		
19	株式会社四季園	奈良県生駒市小倉寺町277番2の一部	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	破砕		
20	株式会社JUNコーポレーション	奈良県橿原市東竹田町169番地2、169番地3	(圧縮)廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く) ※水銀使用製品産業廃棄物を除く (破砕)廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	圧縮		
21	株式会社章南	奈良県御所市大字元町137番地の21	廃プラスチック類(石綿除く)	破砕		
22	株式会社セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	破砕		
23	有限会社宗大	奈良県葛城市南花内252番地の1の一部	ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く) ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕		
24	有限会社大志	奈良県橿原市新堂町281番の8外3筆	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く) ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕		
25	大泉運輸株式会社	奈良県五條市二見5-1145、1146、1147-1、1148-1、1166-1、1167、1168-2、1474	木くず ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕		
26	太洋エンジニアリング株式会社	奈良県吉野郡十津川村大字七色157番の一部	木くず	破砕		
27	株式会社大和化銀	奈良県宇陀市室生向渕2249番137	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず	破砕		

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
奈良県内 （奈良県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
28	有限会社大和環境サービス	北葛城郡河合町大字穴闇130-6	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕		
29	有限会社大和産業環境社	奈良県北葛城郡上牧町大字中筋出作240番3	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)	破砕		
30	有限会社拓栄興産	奈良県葛城市梅室138番12、138番13	(破砕)廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず (固化)汚泥	破砕、固化	破砕 4.5t/日	優良
31	株式会社中和営繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、1097-1、今井谷507外1、720	(破砕)廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く) (圧縮)廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く) (焼却)汚泥、廃油、廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず	破砕、圧縮、焼却		
32	株式会社鶴田商店	(1)奈良県磯城郡田原本町味間317-1 (2)奈良県磯城郡田原本町味間317-7、317-8	(圧縮・切断)廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず(石綿除く) (破砕)廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	圧縮・切断、破砕	破砕 4.79t/日(廃プラ) 4.86t/日(紙くず) 4.46t/日(木くず) 3.28t/日(繊維くず) 4.61t/日(ゴムくず) 4.29t/日(金属くず) 4.05t/日(ガラスくず) 4.05t/日(コンクリート類)	
33	徳本砕石工業株式会社	奈良県吉野郡大淀町芦原531-1	がれき類(石綿除く)	破砕		
34	株式会社中家建設	奈良県吉野郡下市町大字原谷245外12筆	木くず	破砕		
35	株式会社中作	奈良県宇陀市菟田野宇賀志667番1、678番、679番	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	破砕		
36	奈良県アスコン協同組合	奈良県大和郡山市額田部北町1137番地1外5筆	(破砕)がれき類(石綿除く) ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕		
37	奈良総合リサイクルセンター株式会社	奈良県御所市大字多田572番1外5筆	汚泥(無機性)、廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、鉱さい、がれき類(石綿除く)	破砕・減容固化・天日乾燥		
38	奈良マテリアル株式会社	奈良県御所市大字城山台90番地の20	燃え殻、ばいじん、汚泥(無機性)、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	造粒固化		
39	株式会社奈良リサイクル	御所市大字池之内528番1の一部、528番2	廃プラスチック類(廃タイヤに限る)(石綿除く)、ゴムくず(廃タイヤに限る)	破砕		

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
奈良県内 （奈良県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
40	株式会社NANBU	大和郡山市長安寺町276-2	（溶融）廃プラスチック類（発泡スチロールに限る） （破砕）廃プラスチック類（石綿除く）、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿除く）、がれき類（石綿除く） （圧縮）廃プラスチック類（石綿除く）、金属くず、紙くず、繊維くず ※水銀使用製品産業廃	溶融、破砕、圧縮	破砕 4.88t/日（廃プラ） 13.84t/日（木くず） 12.96t/日（ゴムくず） 31.2t/日（金属くず） 13.84t/日（ガラスくず） 19.68t/日（コンクリート類）	
41	日章金属興業有限会社	奈良県葛城市兵家171-1、171-7、152-7、152-12、166-3、1566	廃プラスチック類（石綿除く）、金属くず、ガラスくず（石綿除く）（鉄もしくは鉄混合金属を含む廃通信ケーブル類に限る）	破砕		
42	株式会社ヒカリワールド	奈良県五條市住川町1309番	廃プラスチック類（石綿除く）、ゴムくず	破砕		
43	株式会社樋口商店	奈良県生駒市北田原町1808番地、1809番地、1810番地	紙くず、木くず	焼却		
44	北和商事株式会社	奈良県大和郡山市小泉町2506番1	廃プラスチック類（石綿除く）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	破砕		
45	株式会社丸山土木	奈良県御所市大字小林２５８番地の５	（破砕）廃プラスチック類（石綿含除）、紙くず、ガラスくず（石綿含除）、がれき類（石綿含除） ※水銀使用製品産業廃棄物を除く （天日乾燥）汚泥（無機性に限る、水銀ばいじん除） ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕、天日乾燥		
46	株式会社みやこ建材	奈良県大和郡山市九条町29-3の一部、29-5の一部、31-1の一部	廃プラスチック類（石綿除く）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	破砕		
47	村本道路株式会社	橿原市曲川町708番1外3筆	がれき類（石綿除く）	破砕		
48	株式会社山田土木	奈良県宇陀郡御杖村大字土屋原3226番、3227番	廃プラスチック類（石綿除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず（石綿除く）、がれき類（石綿除く） ※水銀使用製品産業廃	破砕		
49	大和環境リサイクル株式会社	奈良県宇陀市菟田野宇賀志4番3	廃プラスチック類（石綿除く）、木くず	破砕		
50	株式会社ヤマト興産	奈良県五條市二見5丁目1183-1の一部、1184-1、1184-4、1184-5の一部	がれき類（石綿除く）	破砕		
51	株式会社ヤマト産業サービスセンター	奈良県香芝市尼寺605番外2筆	廃プラスチック類（石綿除く）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	破砕		

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
奈良県内 （奈良県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
52	株式会社正光	奈良県御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、1082番1	汚泥(無機性、水銀ばいじん除)、廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)(ガラスくず、がれき類についてはコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊に限る) ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕・天日乾燥		兼最終処分場
53	奈良県合同砕石株式会社	吉野郡吉野町津風呂184番の一部	廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く) ※水銀使用製品産業廃棄物を除く	破砕		兼最終処分場
54	日本資環株式会社	奈良県五條市西吉野町奥谷1249番地、1251番地の各一部	廃プラスチック類(石綿除く)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず(石綿除く)、がれき類(石綿除く)	破砕	4.4t/日(廃プラスチック類) 4.4t/日(ゴムくず) 4.08t/日(金属くず) 3.76t/日(ガラスくず) 4.48t/日(コンクリート類)	優良 兼最終処分場
55	株式会社丸山土木	奈良県御所市大字小林756番外7筆	木くず	破砕		兼最終処分場
奈良市						
1	有限会社日出産業	奈良県奈良市北之庄西町二丁目6番地の6	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕		奈良市
2	有限会社丸進商会	奈良県奈良市北之庄西町一丁目5番2、5番3	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕		奈良市
3	株式会社ダイケン	奈良県奈良市北之庄西町二丁目11番6、11番地10、11番地1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕		奈良市
4	三洋商事株式会社	奈良県奈良市蘭生町432番1	廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕	2.9t/日(廃プラスチック類) 4.8t/日(木くず) 4.9t/日(ゴムくず) 19.2t/日(金属くず) 14.4t/日(ガラスくず等) 17.3t/日(がれき類)	優良 奈良市
5	中央開発株式会社	奈良市蘭生町フロ田416番1、416番2、418番1、418番4	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕		奈良市
6	株式会社I・T・O	奈良県奈良市南庄町136番地	燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥(無機性)、廃プラスチック類(石綿除く)、紙くず、繊維くず、ガラスくず	破砕・溶融固化・混練固化・圧縮		優良 奈良市

（5）　和歌山県内

和歌山県内　産業廃棄物処理業者リスト （木くず・廃プラスチック・がれき/焼却・破砕を含む事業者）

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
和歌山県内 （和歌山県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
1	(株)共栄産業	伊都郡かつらぎ町大字志賀641番地の1外2筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	破砕	破砕 4.82t/日 ①～⑥ 破砕 29.04t/日 ③ 破砕 30～100t/h ⑦⑧	
2	(有)木村組砂利	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2538-1番地外1筆	①汚泥（セメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る） ②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕	400t/日	
3	牧野 禎穂	伊都郡九度山町大字九度山439番地	①がれき類	破砕	40t/h	
4	シンアンドケイ商事(有)	海南市下津町下津字虫上618番地	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	破砕	4.724t/日	
5	(株)ライオンズ興産	海南市下津町上60番1	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④ゴムくず ⑤金属くず ⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類 ⑧汚泥（建設業及びセメント・同製品製造業から排出する無機性汚泥に限る。）	天日乾燥・造粒固化・破砕	破砕 1.92t/日 ①～⑥ 破砕 4.8t/日 ①③⑤⑥⑦	
6	(有)はまゆう園	海南市大野中843番1外4筆	①木くず	破砕	4.7t/日	
7	風吹共同アスコン(株)	岩出市押川字倉谷455番1	①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕	320t/日	
8	(株)KSP	岩出市押川字倉谷455番2外1筆	①汚泥（建設業及びセメント・同製品製造業から排出する無機性汚泥であって、乾燥後に路盤材の原料となるものに限る） ②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕・天日乾燥	320t/日 ①～③	
9	司建設工業(株)	岩出市押川字風吹水呑谷459番1	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類	破砕・選別	破砕選別 90t/h ⑦⑧ 破砕 80t/日 ③ 破砕 1.95t/日 ①②④⑤⑥ 選別 97.6t/日 ①～⑦ 破砕 4.16t/日 ③	
10	(株)タイボー	岩出市金池219番5	①廃プラスチック類 ②繊維くず	破砕	破砕 4t/日 ①②	
11	西浦 幹康	紀の川市貴志川町北414番地1	①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ④がれき類		選別 824t/日	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
和歌山県内 （和歌山県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
12	紀北造園土木(株)	紀の川市荒見字西筋849番1	①木くず	破砕	破砕 80t/日 破砕 56.4t/日	
13	(株)真永	紀の川市神通字村内200番2	①木くず	破砕	339t/日	
14	赤井工業(株)	紀の川市神通字村内200番2外1筆	①汚泥（無機性汚泥に限る。）②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ③鉱さい ④がれき類	破砕・天日乾燥・造粒固化	破砕 110t/h ①～④	優良
15	(株)K. クリーン	紀の川市打田字小門658 番1	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類（⑦⑧はＡＬＣパネルその他これに類するものに限る）	破砕	破砕 4.89t/日	
16	(株)大瀧商店	紀の川市田中馬場字西原167番3、167番4	①燃え殻 ②汚泥 ③廃プラスチック類 ④紙くず ⑤木くず ⑥繊維くず ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪ばいじん	圧縮・破砕	破砕・圧縮成型 破砕 4.88t/日 圧縮 17.8t/日 ①～⑥、⑨～⑪（破砕は③～⑥及び⑨に限る。）	
17	(株)井奥建材工業	紀の川市桃山町調月字城之段519番1外4筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。	破砕・切断・減容・成型・分離・圧縮・梱包	破砕･切断 0.24～0.61t/h ①～⑧ 減容･成型 0.5t/h ①～⑤ 破砕 50t/h ⑧ 破砕 4.6t/日 ③ 破砕･分離 4.8t/日 ②⑦（廃石膏ボードに限る）	最終処分場あり
18	大栄環境(株)	紀の川市粉河字別所谷3186番239外5筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	破砕・圧縮・梱包	選別 100t/日 ①～⑧ 破砕（硬質系） 100t/日 ①～⑧ 破砕（軟質系） 10t/日 ①～④ 圧縮・梱包 24t/日①②④	優良
19	中一木材(株)	紀の川市北中386番地2	①木くず	破砕	486.72t/日	
20	鹿島道路(株)	橋本市学文路字福塚191番2	①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ② がれき類	破砕	90t/h	
21	(株)福西工務店	橋本市隅田町河瀬字奥長平1058番外2筆	①紙くず ②木くず ③繊維くず ④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑤がれき類 ⑥動植物性残さ	破砕・焼却・発酵	破砕 112t/日 ② 破砕 304t/日 ④⑤ 焼却 450kg/h ①～③	
22	(株)三高産業	橋本市上田字瀧谷792番24 外1筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類 ⑨動植物性残さ	破砕・焼却	破砕 26t/日 ①～⑧ 破砕 13.74t/日 ① 焼却 4.4t/日 ②③④⑨	最終処分場あり
23	(株)ジャルク	橋本市神野々202番地1	①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕	破砕 0.56t/日 ① 破砕 3.8t/日 ①～③	優良

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
和歌山県内 （和歌山県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
24	(株)ワーク	橋本市神野々字下戸津井谷198番1	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧が	破砕	選別 163t/日 144.2t/日 ①～⑧ 破砕 4.88t/日 ①～④	
25	(株)岡利商事	橋本市神野々字西石畑1174番外3筆、橋本市学文路字躑躅尾310番	①木くず	破砕・揉摺・乾燥ペレット化	破砕・揉摺・乾燥ペレット化 200kg/h ① 破砕 4.24t/日 ①	
26	大栄環境(株)	御坊市塩屋町南塩屋字猪ノ谷1752番外3筆 ※紀の川市にも中間処理施設あり	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	破砕・圧縮・梱包	選別 126.1t/日 ①～⑧ 破砕（硬質系） 146.4t/日 ①～⑧ 破砕（軟質系） 31.2t/日 ①～⑤ 圧縮・梱包 33t/日 ①～⑤	
27	(株)幸輝開発	御坊市島字外川原1092番1外2筆	①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕	80t/h	
28	(株)梶原土建	御坊市湯川町富安字対所2365-2	①汚泥（生コンクリート製造業又はコンクリート製品製造業から生じる乾燥又は固形化した無機性汚泥に限る。）②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕	160t/日	
29	(株)河崎砂利	新宮市熊野川町東敷屋字清水304番	①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕	293.4t/日 ①②	
30	日本環境開発(株)	新宮市熊野川町宮井字和田向302番1外3筆	①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕	511.76t/日 ①②	
31	南海物産（株）	新宮市熊野川町田長字123 番1	①がれき類	破砕	232t/日	
32	(株)日比野生コン	新宮市相賀字小向695番7、705番	①汚泥（建設業及びセメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る）②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕	56t/h	
33	(有)南クレーン	新宮市南桧杖字奥平野241番1外3筆	①汚泥（無機性建設汚泥及び浄水場汚泥に限る）②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕・乾燥・造粒固化	破砕 480t/日 ①②③ 乾燥 139.2t/日 ① 造粒固化 400㎥/日 ①	
34	木下建設（株）	新宮市南桧杖字大谷247番地外4筆 移動式（木くず破砕施設）	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	焼却・破砕・圧縮・梱包・溶解	焼却 176kg/h ②③④ 破砕 12t/h ①～⑦ 破砕 112.8t/日 ① 破砕 812.8/日 ③ 破砕 85t/h ⑦⑧ 選別 480㎥/日 ①～⑧ 圧縮・梱包 6.6t/日 ①②⑥ 破砕溶融 80kg/日 ①	
35	中納 哲史	新宮市南檜杖字田尾601番5	①廃プラスチック類 ②木くず ③紙くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	破砕・圧縮	破砕 4.26t/日 ⑦⑧ 破砕 2.66t/日 ①②⑤ 圧縮 2.80t/日 ①③④⑥	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
和歌山県内 （和歌山県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
36	(株)三崎舗道	新宮市南檜杖字尼嶋503 番、504番1	①がれき類	破砕	破砕 10t/h	
37	ワシン建設(株)	西牟婁郡上富田町生馬字山王1205番外3筆	①汚泥（建設業及びセメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る）②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕	破砕 40t/h	
38	(株)尾花組	西牟婁郡上富田町生馬字 松尾316番28 西牟婁郡すさみ町周参見 下モ山5347番9	①木くず ②がれき類	破砕	破砕 210t/日 ① 破砕 156t/h ② 破砕 40t/h ②	
39	(有)クリーンセンターケイ・エム・ケイ	西牟婁郡上富田町朝来字 大内谷1713番35外2筆	①汚泥（セメント・同製 品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥に限る。）②廃プラスチック類 ③紙くず ④木くず ⑤繊維くず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	破砕・切断	破砕 168t/h ①⑦⑧ 破砕 20t/h ④ 破砕 2.17t/日～3.41t/日 ②～⑤ 切断 3.6～21.8t/日 ②～⑥	
40	(有)日置川清掃	西牟婁郡白浜町大古字中洲537番126外6筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	破砕・圧縮・梱包・溶解	破砕 2.88t/日 ①～⑤ 破砕 121.5t/日 ③ 圧縮・梱包 0.28t/日 ①（軟質系に限る） 破砕・溶融 0.16t/日 ① 選別 120㎥/日 ①～⑧	
41	(株)田所建設	（がれき類の破砕施設）西牟婁郡すさみ町周参見字幸関1321番3 （木くずの破砕施設）西牟婁郡すさみ町周参見 字平尾581番外9筆及び移動式	①木くず ②がれき類	破砕	破砕 196.8t/日 ① 破砕 170t/h ②	
42	田辺工業(有)	田辺市下三栖1475番地の8 9外3筆	①廃油 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤動植物性残さ ⑥がれき類	破砕・焼却	破砕 20t/h ③ 破砕 43t/h ⑥ 焼却 185kg/h ①～⑤	
43	(株)丸山組	田辺市秋津町字大西1595 番71 田辺市下三栖字岩屋谷147 5番224	①汚泥（セメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥に限る）②木くず ③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ④がれき類	破砕・焼却	破砕 160t/日 ② 破砕 184t/日 ② 破砕 40t/h ①③④ 焼却 194kg/h ②	
44	(株)光建設	田辺市新庄町字東跡之浦2611番148	①木くず ②がれき類 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。	破砕	破砕 24.24t/日 ① 破砕 208t/日 ②	
45	協同組合連合会田辺木材流通加工センター	田辺市新庄町字東跡之浦2837番地	①木くず	破砕	破砕 19.8t/h	
46	(株)エコワークTANABE	田辺市中三栖字中之町178番3 田辺市文里二丁目1293 番22外2筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず	破砕・溶解	破砕 4.66t/日 ①～④ 破砕 2.44t/日 ① 破砕溶融 0.64t/日 ①	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
和歌山県内 （和歌山県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
47	林 勝彦	田辺市中辺路町近露字五味1853番外2筆	①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕	破砕 33～40t/h	
48	(株)資源開発	田辺市文里二丁目35番37号	①廃プラスチック ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	圧縮・破砕・梱包	圧縮 22.4t/日 ⑥ 選別 20.72t/日 ①⑥⑦ 破砕・選別 136t/日 ①～⑧ 破砕 13.97t/日 ①～④ 圧縮梱包 9.12t /日 ①～④	
49	(株)共栄建設工業	田辺市龍神村甲斐ノ川字坂舞1134番1	①汚泥（建設業及びセメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る）②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ③鉱さい（サンドブラスト廃砂（塗料かす等を 含むものを除く）であって路盤材の原料となるものに限る）④がれき類 ⑤木くず	破砕	破砕 85t/h 、36t/h ①～④ 破砕 2t/日 ⑤	
50	川口建設(株)	田辺市龍神村小家字釜ノ﨑972番39外1筆	①木くず	破砕	破砕 3.3t/日	
51	(有)柏木商店	東牟婁郡串本町高富778番地の1	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	破砕・圧縮	破砕 9.04t/日 ①③～⑦ 圧縮 8t/日 ①～⑥ 圧縮 4.6t/日 ①～⑥	
52	(株)小森組	東牟婁郡串本町鬮野川字汐入1054番2外1筆	①がれき類	破砕	破砕 80t/h	
53	(株)那智勝浦リサイクルセンター	東牟婁郡那智勝浦町大字湯川字二河畑ケ356番	①がれき類	破砕	破砕 85t/h	
54	南部生コン工業(株)	日高郡みなべ町気佐藤654番地4外5筆	①汚泥（セメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥に限る。）②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ③ がれき類	破砕	破砕 560t/日①	
55	(株)寺本建設	日高郡みなべ町谷口向上山寄48番3	①汚泥（建設業及びセメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る）② 汚泥（建設業及びセメント・同製品製造業から排出する無機性汚泥であって、乾燥後に路盤材の原料となる ものに限る）③廃プラスチック類 ④紙くず ⑤木くず ⑥繊維くず ⑦動植物性残さ ⑧ゴムくず ⑨金属くず ⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑪がれき類	破砕・固化・圧縮・梱包	破砕 15～33t/h ①⑩⑪ 破砕 130t/h ①⑩⑪ 破砕 95t/日 ⑤⑦⑧ 固化 20～40㎥/h ② 圧縮・梱包 5t/日 ③④⑥⑧⑨ 圧縮・梱包 11.17t/日 ③④⑥⑨	
56	杉谷産業(株)	日高郡みなべ町東本庄字 鉛岩1185番7	①がれき類	破砕	破砕（固定及び移動式）130t/h ①	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
和歌山県内 （和歌山県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
57	(有)ワコー産業	日高郡印南町大字美里字七袋51番1外4筆 移動式（木くずの破砕施設）	①汚泥（建設業及びセメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る）②木くず ③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ④鉱さい（サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）であって路盤材の材料となるものに限る）⑤がれき類 ⑥鉱さい（塗料かすを含むサンドブラスト廃砂に限る。）⑦廃プラスチック類（塗料かすを含むサンドブラスト廃砂に限る。）	破砕	破砕 130t/h ①③④⑤ 破砕（固定及び移動式）218t/日 ② 選別 50t/日 ⑥⑦	
58	(株)ナヤバーク	日高郡日高町大字原谷字平畑1947番地	①木くず ②動植物性残さ（植物性残さに限る。）	破砕	破砕 36.06t/日 ① 破砕 6.14t/日 ②	
59	（株）古勝	有田郡湯浅町大字湯浅1688番14外4筆 有田郡有田川町大字天満字千手面町32番1外4筆	①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類	圧縮・破砕・分離・切断	圧縮 84.8t/日 ①②⑥ 破砕 8.76t/日 ①②④⑥⑦⑧ 圧縮・切断100t/日 ③⑤ 破砕・分離 4.6t/日 ②⑦（廃石膏ボードに限る） 選別 332㎥/日 ①～⑧	
60	（株）再生工場	有田郡有田川町大字宇井苔字神出251番1	①がれき類	破砕	破砕 90t/h	
61	合同リサイクルセンター(株)	有田郡有田川町大字吉見字菅澤390番地外2筆	①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ②がれき類	破砕	破砕 680t/日	
62	（株）武内商店	有田郡有田川町大字上六川字上奥621番37外1筆	①汚泥（セメント・同製品製造業から排出する乾燥した無機性汚泥であって、路盤材の原料となるものに限る）②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤動植物性残さ ⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類	焼却・破砕	焼却 190kg/h ②～⑤ 破砕 41t/h ①⑥⑦ 破砕 4.4t/日 ③	
63	(株)有田リサイクルサービス	有田郡有田川町大字徳田1693番地1	①汚泥（果実又は野菜の加工に伴って生じたものに限る。）②廃プラスチック類 ③木くず ④動植物性残さ（果実又は野菜の加工に伴って生じたものに限る。）	破砕・発酵	破砕 4.08t/日 ② 破砕 3.68t/日 ③ 発酵 2.1㎥/日 ①③④	
64	(有)石垣組	有田市宮崎町字浄妙寺谷935番外2筆	①木くず ②ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ③がれき類	破砕	破砕 85t/h ②③ 破砕 4.864t/日 ①	
65	(株)南興業	有田市糸我町中番1254番16外2筆	①がれき類	破砕	破砕 130t/h	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
和歌山県内 （和歌山県内の中核市から許可を得ている処理業者を除く）						
66	(有)協和運輸	有田市初島町里601番地	①汚泥（生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業から生じる汚泥を固化したもの、無機性建設汚泥で天日乾燥又は脱水処理された汚泥に限る）②汚泥（生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業から生じる汚泥、無機性建設汚泥で天日乾燥又は脱水処理された汚泥に限る）③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず④がれき類	破砕・固化	破砕 135t/h(1080t/日) ①③④	
和歌山市						
1	有限会社飛鳥環境開発	和歌山市西浜1660-208、209	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
2	有限会社井上金属リサイクル	和歌山市塩屋1丁目5番38号	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
3	株式会社エビスわかやま	和歌山市西浜1660番地13	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず	破砕・成型	(1)98t/日(24h)(廃プラ類) (2)48.5t/日(24h)(廃プラ類)	
4	株式会社貴志安商店	和歌山市雄松町6-35 和歌山市雄松町6-20(施設保管場所)	汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず			
5	有限会社紀乃利興業	同上、和歌山市出島1番地10	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
6	菊本　博之 （菊本商店）	和歌山市元町奉行丁二丁目60番地	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
7	有限会社楠見建材	和歌山市西浜1660番地5	汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
8	有限会社久保忠	和歌山市出島478番地の11	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕	3.40t/日(廃プラスチック類) 4.65t/日(紙くず) 2.76t/日(木くず) 3.5t/日(繊維くず) 3.6t/日(ゴムくず) 3.40t/日(金属くず) 4.88t/日（ガラス・コンクリート・陶器くず） 3.39t/日(工作物の除去に伴う不要物)	
9	有限会社小山金属	和歌山市福島４６８番地の1 和歌山市福島４６８番地の3	廃プラスチック、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず			
10	有限会社コーヨー	和歌山市西浜1660番地の321	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず	圧縮・梱包・溶解	圧縮・梱包 138.4t/日(廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず) 溶解 0.8t/日(廃プラ)	

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
和歌山市						
11	株式会社坂口興業	和歌山市松原398番地	ガラスくず、がれき類			
12	削進技研工業株式会社	和歌山市梅原字楠谷638-37、47	がれき類			
13	坂井マリン株式会社	和歌山市西浜1660番地45	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
14	株式会社産九	和歌山市湊字青岸坪1352、1354-1	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、動物ふん尿、ばいじん	焼却	24t/日	
15	株式会社杉本興業	和歌山市吐前908、941	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	圧縮・粉砕		
16	西洋環境開発株式会社	和歌山市吐前933、947、948	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
17	大弘建材株式会社	和歌山市湊1342番4	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず			
18	大栄環境株式会社	和歌山市西浜1660-623	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、令13号			
19	髙野　利一（高野畜産）	和歌山市平井741番地2	汚泥、木くず、動植物性残さ、動物ふん尿			
20	株式会社峠商店	和歌山市本渡414	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず			
21	株式会社トップラン	和歌山市西浜1660番地606	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
22	株式会社中野建設	和歌山市西田井字下嶋505、508、509、510-1 和歌山市永穂字大西664-1	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕	720t/日	
23	日鉄住金スラグ製品株式会社	和歌山市湊1850番地	汚泥、廃油、廃プラスチック、木くず、金属くず、がれき類、ばいじん			
24	有限会社浜口商事	和歌山市中島513	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず			
25	有限会社馬場瓦工業	和歌山市馬場31番地	ガラスくず、がれき類			
26	有限会社火の国産業	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番485 1660番690(施設保管場所)	汚泥、ガラスくず、がれき類			

No.	事業者名	施設所在地	産業廃棄物の種類	処理方法	処理能力	備考
和歌山市						
27	株式会社平成建機	和歌山市出島1番3、11 和歌山市出島5番1、4、5、6、7	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
28	株式会社松田商店	和歌山市植松丁19-24、25、26 和歌山市西河岸町44-2	廃プラスチック、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず			
29	株式会社三高産業	和歌山市西浜1660番地の97	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕・焼却		
30	有限会社三毛商店	和歌山市上三毛119番1、120番1	木くず			
31	めらリサイクル株式会社	和歌山市西浜1660番地459 和歌山市西浜1660番地548、295	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
32	株式会社森上土木	和歌山市禰宜1067-3、4 和歌山市禰宜742-1	木くず			
33	安田金属興業株式会社	和歌山市梶取13番地の1 和歌山市梶取38-2 和歌山市小雑賀616	燃え殻、汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類、ばいじん			
34	和歌山代用燃料株式会社	和歌山市西浜1660番地	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕	640㎥/日	
35	和歌山プレス株式会社	和歌山市狐島607番地の6	廃プラスチック、木くず、金属くず、ガラスくず、がれき類			
36	株式会社和歌山建材リサイクルセンター	和歌山市西浜1660番地の331 和歌山市雑賀崎泊り新開2007-1 和歌山市雑賀崎泊り上118(施設保管場所)	汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕		
37	和歌山スチール協同組合	和歌山市本渡378	廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破砕・圧縮		

5　大阪府市町村支援マニュアル

災害廃棄物の処理にあたり、中小規模市が対応しきれない業務について、府県や近畿地方環境事務所（環境省）などが支援を行う際の支援事項を整理した「災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】」を、大阪府と環境省近畿地方環境事務所が令和２年３月に策定した。

このマニュアル内に記載のある大阪府と環境省近畿地方環境事務所の役割分担について、抜粋する。

（1）　災害規模による災害廃棄物処理対応及び広域連携

災害の規模により、災害廃棄物の種類や、発生量に違いがあり、被災市町村における災害廃棄物処理に係る対応や広域連携を行う事項についても異なるものとなる。過去の事例からまとめたものが次表となる。

【災害規模による災害廃棄物処理対応及び広域連携（過去事例からみた想定）】

		小規模災害	中規模災害	大規模災害
災害廃棄物処理対応	主な災害廃棄物	片付けごみ主体	片付けごみ 家屋解体由来のごみ	家屋解体由来のごみ主体
	仮置場	仮置場（平時のごみ置場を活用）	仮置場	一次仮置場、二次仮置場
	処理先	被災市町村内	被災市町村内 →地域ブロック内 →府県内	被災市町村内 →地域ブロック内 →府県内 →府県外広域処理
	関係機関	■市町村 ▲民間事業者 ▲府県 □環境省 □他都道府県・市町村	■市町村 ■民間事業者 ■府県 ▲環境省 ▲他都道府県・市町村	■市町村 ■民間事業者 ■府県 ■環境省 ■他都道府県・市町村
	組織体制	平時の体制	必要に応じて災害廃棄物担当を組織	災害廃棄物担当を組織
広域連携を行う事項	人的支援	基本的に不要	必要に応じて要請	要請
	技術的助言や支援	必要に応じて要請	必要に応じて要請	必要に応じて要請
	収集運搬・処分先の調整・確保	必要に応じて民間事業者に協力要請を行い確保	必要に応じて県内調整や民間事業者への協力要請を行い確保	県内調整や民間事業者への協力要請を行い確保。 必要に応じて、県外広域処理調整

注．関係機関：■･･･主体的に対応、▲･･･必要に応じて対応、□･･･基本的に未対応

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

(2)　大阪府及び近畿地方環境事務所職員の役割

大阪府の役割については、「大阪府災害廃棄物処理計画」（平成 29 年３月(令和元年７月修正)）において、次表のとおり示されている。

【大阪府職員の役割（大阪府災害廃棄物処理計画）】

	主な役割
大阪府	①被災市町村からの支援要請を取りまとめ、地域内の他の市町村に支援を要請する。また、市町村の支援及び受援体制の整備、大阪府と関係民間団体との協定締結状況、災害廃棄物の処理方法、住民への災害廃棄物処理の啓発・広報の方法等の情報提供を行う。 ②地域内だけで処理が困難な場合には、他市町村や関係団体等に支援要請する。 ③大阪府内で処理が困難な場合は、環境省近畿地方環境事務所や関西広域連合等に支援を要請する。 ④地方自治法に基づき、大阪府が被災した市町村から災害廃棄物の処理の事務委託を受けた場合は、委託の範囲に応じて、仮設処理施設等の用地となる二次仮置場を設置するなど、市町村に代わり処理を実施する。 ⑤大阪府の災害廃棄物処理計画や近畿ブロックでの行動計画等を踏まえ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町村や国との総合調整を行い、必要に応じて災害発生から概ね１ヶ月を目途に、具体的な処理方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画の作成に着手する。また、処理の進捗等を踏まえ、必要に応じて実行計画の見直しを行う。 ⑥大規模災害時に、他の地方自治体から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの地方自治体や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

また、大阪府及び近畿地方環境事務所職員が、市町村支援のために果たす役割は、「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画［第 2 版］」（2019 年（令和元年）7 月、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会）（以下、「行動計画第 2 版」という。）において示されている。

大阪府の実態を踏まえた大阪府及び地方環境事務所職員の役割をまとめたものが、次表である。

【大阪府及び近畿地方環境事務所職員の役割（行動計画第 2 版及び大阪府災害廃棄物処理計画）】

【緊急性の高い災害廃棄物の処理】

役割区分	主な役割
大阪府	①府県内の市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理施設等の被災状況、市町村の一時集積場等に係る情報の集約 ②し尿くみ取りや避難所ごみ、生活ごみ、片付けごみの処理の応援に係る調整
国	①人員、仮設トイレや収集運搬車両等の資機材の確保に係る調整 ②プッシュ型支援に係る検討・調整 ③被災自治体の規模等に応じた、過去の事例の提供及び助言 ④ボランティア、応援自治体と共同した、ごみステーション等の一時集積場の状況の把握 ⑤府県域をまたぐプッシュ型支援に係る検討・調整

【本格的な災害廃棄物の処理】

役割区分	主な役割
大阪府	①災害廃棄物発生量、処理可能量の推計 ②市町村による実施状況の把握、事務委託等に関する検討 ③他府県、関西広域連合及び国への応援要請に関する検討 ④二次仮置場の準備、運営（必要面積の推計、候補地の選定、土地所有者・近隣住民との調整、運用に係る詳細検討、監視等（事務委託等を念頭に置く場合）） ⑤府県域外の広域的な処理の検討（事務委託等を念頭に置く場合） ⑥災害廃棄物処理実行計画の策定、周知 ⑦大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等のモニタリングの実施
国	①有識者等を現地に派遣し、災害廃棄物発生量の推計、仮置場の準備・運営、広域的な運搬・処分、災害廃棄物処理実行計画の策定、災害時処理困難物の処理、等に関する助言 ②被災府県で仮置場が不足する場合の仮置場の確保・調整 ③再資源化・処分の協力可能性のあるブロック内の事業者の選定、協力依頼

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

被災市町村の支援内容について、発災後の活動時期別の大阪府（次以降の表では「府県)」、近畿地方環境事務所の役割別に示したものは、次の３つの表のとおりである。

【災害発生後の活動時期別支援内容（中心となる主体に○）（その 1)】

【体制確立・情報収集段階（第１段階)】

支援内容	府県	地方環境事務所（環境省）
・府県災害廃棄物対策チームの立ち上げ	○	
・環境省現地災害対策支援チームの立ち上げ		○
・組織（庁舎）内外部の情報伝達先および伝達手段の確立	○	
・全般の被災状況（家屋・施設被害状況、避難所開設状況等）の把握	○	
・廃棄物に係る被災状況（災害廃棄物発生状況、集積場・仮置場状況等）の把握	○	○
・被災市町村の体制および収集・運搬方法の確認	○	○
・発災後の生活ごみ処理およびし尿処理に関する情報収集	○	○
・市町村からの情報を集約の上、人員・資機材・処理先等への支援や応援要請の必要性を検討	○	
・府県内自治体および協定締結先の応援可能な人材・資機材・処理先等の情報を集約（プッシュ型支援の準備）	○	
・府県をまたぎ、ブロック内外の応援可能な人材・資機材・処理先等の情報を集約（プッシュ型支援の準備）		○
・環境省現地災害対策チームおよび府県間での情報共有会議の開催 →毎日が望ましい。	○	○
・被災状況の関係者（環境省本省、府県内市町村、協定締結先等）への情報共有 →特に、緊急的に対応すべき事項（散乱している災害廃棄物の撤去や廃棄物処理施設の停止等）の把握および共有	○	○
・D.Waste-Net の枠組を活用した、国職員および有識者等の被災地への追加派遣の検討		○
・二次仮置場候補地の被災状況の把握・確保（事務委託等を念頭に置く場合）	○	
・仮置場として使用可能な国有地の把握		○
・近畿ブロック協議会構成員に対して継続的に情報を発信		○

注．第１段階として、被害の大きい市町村の全体像把握に努めること。
注．発災後の状況を観察し、被災自治体の目線で必要な支援を判断すること。
注．被災自治体との信頼関係を構築すると共に市町村と府県間の風通しを良くすること。

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

【災害発生後の活動時期別支援内容（中心となる主体に○）（その 2)】

【緊急措置段階（第２段階)】

支援内容	府県	地方環境事務所（環境省）
・公衆衛生の確保状況の把握	○	○
・府県内の一般廃棄物処理施設等の被災状況の把握	○	
・市町村の生活ごみステーションの状況把握	○	○
・府県内でのプッシュ型支援に係る検討・調整（し尿くみ取り、避難所ごみ、生活ごみ、緊急性の高い片付けごみの処理等）	○	
・府県をまたぐプッシュ型支援に係る検討・調整（し尿くみ取り、避難所ごみ、生活ごみ、緊急性の高い片付けごみの処理等）		○
・被災自治体の規模等に応じた、過去の事例の提供及び助言	○	○
・災害廃棄物発生量の概算	○	○
・仮置場の助言および不足への対応の検討	○	○
・家電４品目の処理支援		○
・社会福祉協会・ボランティアセンターとの連携体制構築支援	○	○
・住民への周知支援	○	○

注．第１段階の結果を踏まえ、緊急支援が必要な市町村の把握および常駐を含む支援を検討すること。
注．第１段階の状況に応じて、発生した災害廃棄物に対処するための支援を着実に実行すること。
注．被災自治体の支援に入る自治体との連携を確立すること

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

【災害発生後の活動時期別支援内容（中心となる主体に○）（その 3)】

【本格的処理段階（第３段階)】

支援内容	府県	地方環境事務所（環境省）
・災害廃棄物発生量の推計、府県内処理可能量の推計	○	
・再資源化・処理の協力可能性のある府県内の事業者の選定、協力依頼	○	
・再資源化・処理の協力可能性のある府県外の事業者の選定、協力依頼		○
・災害廃棄物処理フローの構築	○	
・災害廃棄物処理実行計画の策定および周知	○	
・市町村による処理実施状況の把握、事務委託等に関する検討	○	
・府県、関西広域連合及び国への応援要請に関する検討	○	
・二次仮置場の準備、運営（必要面積の推計、候補地の選定、土地所有者・近隣住民との調整、運用に係る詳細検討、監視等（事務委託等を念頭に置く場合））	○	
・府県で仮置場が不足する場合の仮置場の確保・調整		○
・府県外の広域的な処理の検討（事務委託等を念頭に置く場合）	○	○
・大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等のモニタリングの実施	○	
・有識者等の現地派遣（災害廃棄物発生量の推計、仮置場の準備・運営、広域的な運搬・処分、災害廃棄物処理実行計画の策定、災害時処理困難物の処理、等に関する助言）		○
・損壊家屋等の撤去・がれき混じり土砂撤去体制の構築支援	○	○
・補助制度の活用推進および自治体内体制の構築支援	○	○
・補助金事務等の継続支援体制の構築	○	○
・災害報告書作成等の事務支援（常駐支援の検討を含む）	○	○

注．被害の大きい中小規模市町村への手厚い支援を検討すること
注．災害廃棄物処理体制を確立するための専門的知見・経験を被災自治体にインプットすること
注．補助金事務等においては、被災自治体の不安を理解し、府県や地方環境事務所との連携による継続的な支援につなげること

出典：災害廃棄物処理に係る府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）【大阪府】

6　災害廃棄物の撤去等に係る連携

防衛省と環境省は、災害廃棄物の撤去等に関して、防衛省、環境省、自治体、ボランティア、NPO法人等の関係者の役割分担、平時の取組、発災時の対応、自衛隊の活動終了に伴う対応等について整理した「災害廃棄物の撤去等に係る連携マニュアル」を、令和２年８月に共同で策定した。

近年の大規模災害では広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、被災自治体のみでは対応できず、環境省、自衛隊、ボランティアなどの関係者が連携して災害廃棄物の撤去を実施しており、これらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等を踏まえたものとなっている。

【災害廃棄物の撤去等に係る連携マニュアルについて（１／２）】

公表資料

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルについて(1／2)

２０２０年８月７日
防　　衛　　省

目　的

平成２８年熊本地震、平成３０年７月豪雨、令和元年東日本台風（台風第１９号）、令和２年７月豪雨など、近年の大規模災害では広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、被災自治体のみでは対応できず、応援自治体等の支援を受け、環境省・自衛隊・ボランティアなどの関係者が連携して災害廃棄物の撤去を実施。

今般、環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、防災基本計画（令和２年５月）に基づき、防衛省、環境省、都道府県、市町村、ボランティア、ＮＰＯ等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応、自衛隊の活動終了に伴う対応等について整理した「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」を共同で策定し、関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るよう協力態勢を構築する。

マニュアルの概要

1　基本事項
○　災害廃棄物は、発災時には被災家屋の片付け等により一度に大量に発生。生活環境の保全等のため、円滑・迅速な処理が非常に重要
○　災害廃棄物処理の３原則（「①安全」「②スピード」「③費用」）に基づき仮置場における適切な分別等を推進

2　関係機関の役割分担・連携
（1）環境省＜廃棄物処理の所管省庁、活動の総合調整＞
・　環境省現地支援チームを派遣し、広域の応援体制の調整、発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整
・　市町村に対する財政支援策の周知や、市町村における民間事業者との協定締結の促進を含めた助言
（2）都道府県＜都道府県内の全般的な活動調整＞
・　都道府県現地対策本部における活動調整、市町村への支援（受入れ施設等の調整）、環境省への協力要請、広域的な支援体制の確保に向けた調整等
（3）市町村＜廃棄物処理に責任＞
・　災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理
・　事前に災害廃棄物処理に係る計画等を作成し、仮置場や処理施設等の確保や関係機関との連携体制の構築
（4）防衛省・自衛隊＜事態やむを得ないと認める場合の応急対策＞
・　事態やむを得ないと認める場合（公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断）に必要な支援を実施
・　被災都道府県の要請に基づき、災害廃棄物の撤去目的、活動範囲、活動期間等を明確にした上で、応急対策として活動を実施

3　平時の取組等
（1）市町村
・　初動対応時の業務手順の規定、災害廃棄物処理計画の策定と見直し、仮置場候補地及び災害支援協定の内容を把握してリスト化、自衛隊の担当者と連絡先を共有
（2）都道府県
・　市町村の災害廃棄物処理計画の策定と見直しを支援、広域的な相互協力体制の整備、自衛隊の担当者と連絡先を共有

1

出典：災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルについて（概要資料）

【災害廃棄物の撤去等に係る連携マニュアルについて（２／２）】

公表資料

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルについて(2／2)

（３）環境省
- 関係機関の役割分担を明確化して各関係機関との連絡調整スキームを確立、市町村での仮置場候補地の事前検討を含む災害廃棄物処理に係る計画の策定の促進
- 「災害等廃棄物処理事業費補助金」等による財政支援を市町村に対して周知し、理解を促進
- 災害廃棄物の分別の必要性に係る認識の統一、市町村における民間事業者との協定締結の促進及び締結状況の把握
- 環境省と防衛省において、本省間及び地方レベル間における顔の見える関係構築

（４）防衛省・自衛隊
- 環境省と防衛省において、本省間及び地方レベル間における顔の見える関係構築（主として、陸上自衛隊の各方面総監部及び各師団・旅団司令部と地方環境事務所の担当者との間においても連絡先を共有）

4　発災時の対応

（１）被災市町村
- 市町村職員等の同行や立会い、住民への周知、仮置場の適切な管理､民間事業者との早期契約
- 必要に応じて、適切な収集運搬車両（自衛隊では所有していない小回りの利く車両など）の手配

（２）都道府県
- 市町村からの支援ニーズの把握、広域的な協力体制の確保、周辺市町村や民間事業者との連絡調整、災害廃棄物処理全体の進捗管理
- 都道府県内では処理が困難になった場合や、被災都道府県から受入れ要請があった場合、受入れ施設の確保に係る調整

（３）環境省
- **環境省本省**：発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整を実施するとともに、広域の応援体制に係る支援や、都道府県を跨ぐ災害廃棄物の受入体制等に関する調整
- **環境省現地支援チーム**：全体調整、周辺状況確認調査、環境省本省への不足収集運搬車両の支援要請、自治体への助言等

（４）防衛省・自衛隊
- 現地調整会議（関係省庁、被災都道府県・市町村等との調整会議）で決定した役割分担の下、住民の生活圏のうち、幹線道路、生活道路、その周辺等の社会活動に影響の大きい場所からの災害廃棄物の撤去（民間事業者等へ移行するまでの応急対策）
- 重量があり、一般の住民のみでは積込みや積み下ろしが困難な大型災害廃棄物の運搬支援を実施する等、適切に役割分担
- 必要に応じて、作業開始前の現場写真撮影、重機操作を含む災害廃棄物の収集運搬車両への積込み、仮置場への運搬、市町村の管理の下での仮置場管理支援、環境省等と連携した作業工程表の作成の支援等を実施

（５）ボランティア・ＮＰＯ（協力が得られる場合）
- 被災家屋からの災害廃棄物の搬出を中心に実施

5　自衛隊の活動終了に伴う対応
- 事前に、災害廃棄物の撤去に係る所要を市町村との間で共有し、自衛隊の活動終了に伴う業務の引継ぎ要領について調整
- 現地調整会議や現地対策本部会議等において、関係省庁、都道府県、市町村（首長を含む）等の関係者が一堂に会した場で認識の共有を図り、自衛隊は民間事業者等に業務を引継ぎ

2

出典：災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルについて（概要資料）

【災害廃棄物の撤去等に係る考え方および調整フロー（一例）について】

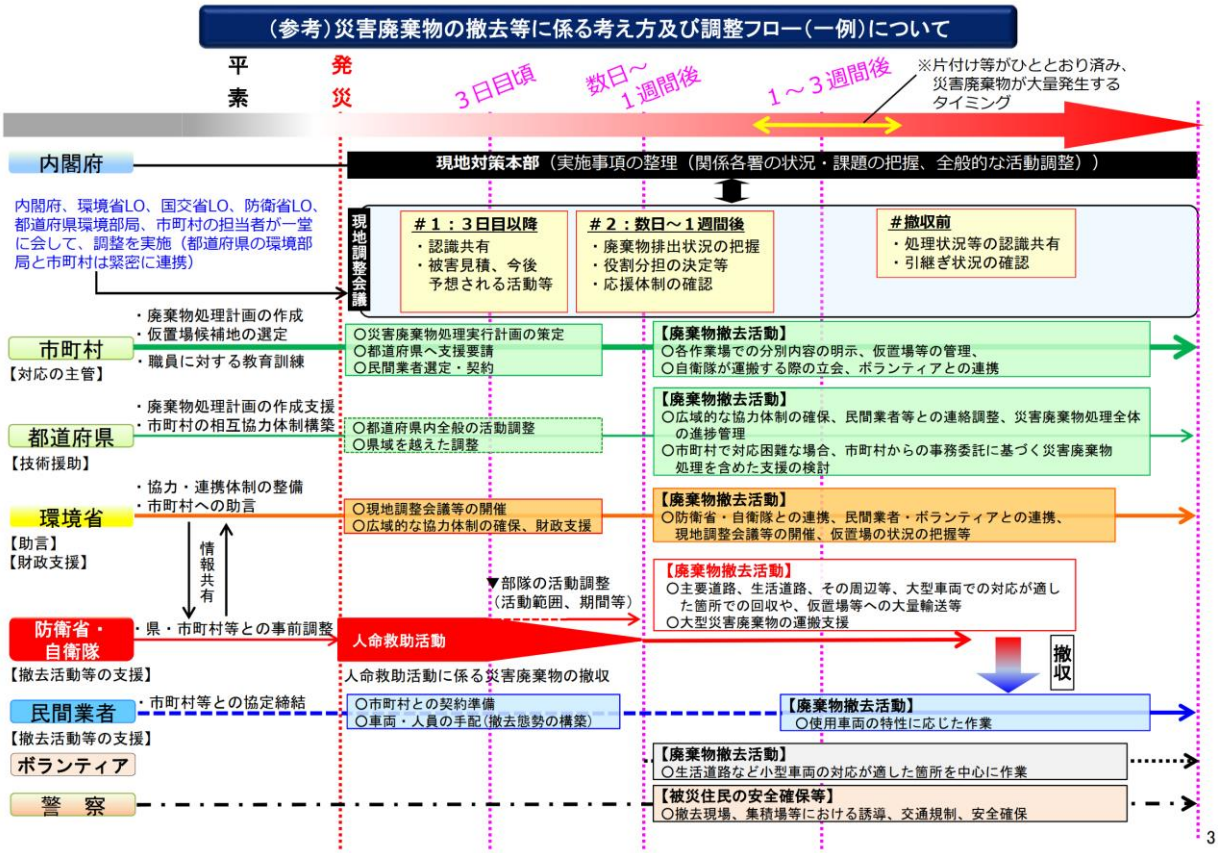

3

出典：災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルについて（概要資料）

茨木市災害廃棄物処理計画
資料編
令和２年(2020 年)11 月発行

茨木市産業環境部資源循環課
茨木市駅前三丁目８番 13 号
TEL 072-620-1814
E-mail shigenjunkan@city.ibaraki.lg.jp
URL https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/